

第17回

水源開発問題全国連絡会

総会資料

第17回 水源連絡会 次第

15:00 開会

来賓挨拶・メッセージ紹介

第一部 報告

基調報告

「政権交代後の『ダム事業見直し』を検証する」

嶋津暉之

全国からの報告 「政権交代後の検証」

—休憩—

第二部 討論 「ダム事業見直し」を勝ち取るには

事務局からの報告・問題提起

遠藤保男

相互討論

まとめ（今年の活動方針としての提案と裁決）

決算（会計監査含む）・予算、役員体制 提案と裁決

総会宣言提案、

18:30 終了（19:30～21:30懇親会）

——目次——

・メッセージ 和田卓也 熊本県五木村村長	1
・基調報告資料	2
暗雲立ち込めるダム事業の検証-1	
暗雲立ち込めるダム事業の検証-2	
・事務局からの報告	11
・全国からの報告 「政権交代から1年」	24
サンルダム・当別ダム・平取ダム	
成瀬ダム・最上小国川ダム・渡良瀬遊水池・八ッ場ダム	
浅川ダム・太田川ダム・設楽ダム・木曾川水系連絡導水路	
川上ダム・天瀬ダム・大戸川ダム・横尾川ダム・安威川ダム	
第十堰・新内海ダム・山鳥坂ダム鹿野川ダム改造・平瀬ダム	
石木ダム・川辺川ダム・路木ダム	
・参考資料	59
ダムによらない治水の考え方	60
ダムによらない治水の考え方—補足	63
別表 一級水系の河川整備計画	64
河川行政・水行政の制度改革の必要性	65
ダム中止後の生活再建支援法	68
国交省ダム一覧	71
農水省ダム	74
今後の治水のあり方について 中間とりまとめ（案）の概要	75
ダム関連新聞記事	76

2010年10月2日

於：北海道北広島市

メッセージ

熊本県五木村長 和田拓也

水源連の皆様が北海道の地にお集まり、多方面からの議論を実施されますことに敬意を表しますとともに、随分前ではありますが、私自身も数回参加させて頂いたことを思い起こしております。

お集まりの皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

国策の翻弄される五木村

昭和四十一年七月、建設省は突如、川辺川ダム建設計画を発表しました。発表から十一日後、五木村は呆然としているなか、熊本県は村に対して五木村振興計画の説明を致しました。

五木村は驚きと混乱のなか、ダム建設計画の反対を表明し、県知事に抗議しました。

これ以来、平和でのどかな暮らしをしていた地域で親戚や地区民が反対、条件付賛成とダム建設に対する対応で分かれ、まさに五木村は国、県の大きな波に翻弄され続けました。

しかしながら、下流域の洪水防止や五木村の再建に国、県が最大の努力を致すとの約束のもと、平成八年、ダム建設に同意しました。

熊本県知事は平成二十年九月、実質的なダム建設中止を表明し国は平成二十一年九月、国交大臣が来村しダム建設中止を表明しました。しかし、具体的なダム後の見通しは明らかにされませんでした。

五木村は、水没予定地の売る渡しや移転に協力し、集落移転に伴う基盤整備等を残すのみでありましたが、一転して約束されている基盤整備も一部を残し実施されておられません。

ダム事業も、ここまで進みますと、地域の社会経済は大きく変化し、ダムが建設されようが中止となろうが後戻り出来る状況にはありません。

水没移転によって消滅した集落、全村的に急減した人口、ダム関連による村財政負担の大幅な増加等々、多くの問題を抱え、小さな村にとってはあまりにも大きな課題であります。

一日も早く、五木の子守唄の地、豊かな山村文化の地として落ち着いた暮らしが取り戻せることを念願致しております。

このためには、国、県の全面的な支援が必要でありますし、本日お集まりの皆様を始め、国民皆様のご理解とご協力が不可欠であります。

平成二十二年十月

熊本県五木村長 和田拓也

基調報告資料

暗雲立ち込めるダム事業の検証

水源開発問題全国連絡会

ダム見直しの現実

昨年9月の政権交代によって国土交通大臣に就任した前原誠司氏は最初の記者会見で、八ッ場ダムと川辺川ダムの中止を言明し、全国約150のダム事業の見直しを表明した。これは民主党のマニフェストに掲げられた「コンクリートから人へ」という公約に基づくものであり、ダム反対運動に長年かかわってきた私たちは前原大臣の英断に万雷の拍手を送った。

しかし、その後の前原大臣の判断は私たちの期待とは異なるものになっていく。ダム事業見直しの手順と判断基準をきめる「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が昨年12月に発足したが、ダムに対して懐疑的な専門家はその有識者会議から一切排除された。中立的な委員だけで構成すると言いながら、実際には明らかにダム推進側と思しき委員が複数入っており、所詮は河川局の官僚による人選であった。

更に、この有識者会議の会議は非公開で進められていく。議事録が数ヵ月後に固有名詞抜きで公開されるものの、会議の議論は密室で行われ、ダムによらない河川行政のあり方を国民とともに考えていこうという姿勢は皆無であった。非公開にしたことによって、後述するように政治主導ではなく、河川官僚によるダム検証のシナリオがつくられていくことになる。

そして、前原大臣がダム見直しを表明したにもかかわらず、ほとんどのダム事業は従前どおりの工事が進められていく。直轄・水資源機構ダムは次のステップの工事に入らないという措置がとられただけであって、実際にその対象になったのはわずか6事業であった。そして、補助ダムに関しては、大臣の要請を無視して本体工事の駆け込み契約を強行したダム事業にまで前原大臣は本体工事の予算を認め、ゴーサインを与えてしまうのである。ダム見直しの方針を表明しているのであるから、その方針に逆行する動きに対して毅然たる姿勢で臨むべきであるにもかかわらず、いとも簡単に現実の進行に迎合した。さらに、検証対象ダムは本体工事着手済みの事業と、既設ダムの機能増強事業が除かれ、85ダムに縮小された。

有識者会議の中間取りまとめ案によるダム検証の進め方

7月13日の第11回有識者会議でダム事業見直しの中間取りまとめ案が発表された。この案ではダムの検証を次のように行うことになっている。

「① 検証主体：国土交通大臣

② 検証検討主体：地方整備局等、水資源機構、都道府県

国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証の検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証の検討を要請する。

③ 関係地方公共団体からなる検討の場

検証検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。

④ 意見の聴取

検証検討主体は、学識経験者、関係住民等、利水者等関係機関、関係地方公共団体の長の意見を聴く。

⑤ 情報公開とパブコメ

「関係地方公共団体からなる検討の場」の公開など情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。」

しかし、この検証手順では、次に述べるように客観的・科学的な検証を行うことができず、多くのダム事業に対して推進のお墨付きを与える可能性が高い。

問題点① ダム事業者自らの検証検討で真のダムの見直しができるのか

検証検討主体は地方整備局等、水資源機構、都道府県であって、いずれもダム事業者であり、今までダム事業を推進してきた立場にある。そのダム事業者にダム見直しの作業を委ねて、どうしてダムの是非についての客観的・科学的な検証が行えるというのであろうか。従来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのであるから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的・科学的な検証になるはずがない。従来の治水計画・利水計画の抜本的な見直しはダム事業者と切り離れた第三者機関、それも市民参加の下に議論をつくすことができる第三者機関によってしか行えないことは自明のことである。

問題点② 「関係地方公共団体からなる検討の場」はダム推進大合唱の場

現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えている。八ッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれも八ッ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村も八ッ場ダムの推進を唱えている。当然のことながら、八ッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、八ッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となる。検証手順では関係地方公共団体の長は別途、意見を聴くことになっているのであるから、それで十分である。客観的なダム検証の障害となる「関係地方公共団体からなる検討の場」をなぜ設置するのであろうか。

問題点③ ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から排除される

ダム事業の見直しを求める私たち市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」という記述しかない。この「関係住民」に私たち市民が含まれているかどうかは定かではない。私たち市民についてはせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけであるから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できない。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の

声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムを検証が行えるはずがない。

問題点④ 残事業費を基本とするコストの最重視ではダム案が生き残る

今回の中間取りまとめの案ではダム案と代替案との総合評価において、残事業費を基本とするコストを最も重視すると書かれている。しかし、これでは、ダム事業は建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになる。

ダム計画は今まで事業の進捗とともに、事業費の増額が繰り返されてきたので、多くのダムは今後、事業を継続すれば、工事の遅れに伴う追加予算、災害防止対策費などで、事業費が今よりも大きく膨らむことが予想される。したがって、現在の計画の枠内での残事業費は客観的な評価の物差しにはならない。

残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、代替案との総合評価が必要であるが、中間取りまとめ案にはそのような視点がない。

国交省内の見方では止まるダムは1～2割

ダムの検証作業は公開の場で市民参加のもとに第三者機関によって行うことがダムの客観的・科学的検証の必須条件であるにもかかわらず、有識者会議の中間取りまとめ案では検証作業を専らダム事業者に委ね、ダムを止めるか否かはダム事業者の胸先三寸できまるようにしている。しかも、ダムの推進を求める大合唱の場になると予想される「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、ダム推進側へバイアスがかかるようになっているのであるから、この検証作業の結果は多くのダム事業に対してゴーサインを与える可能性が高い。

8月2日の京都新聞の記事「ダム事業検証 脱ダムにつながるのか 批判続出の判断基準案」をみると、「『今回の検証対象のダム事業は、いわばこれらをくぐり抜けた必要性の高い『精鋭』だ』と国交省の幹部。それだけに、この判断基準に従って建設が止まるのは全体の1～2割との見方が省内には広がっている。」と書かれており、大半のダム事業は中止にならないことを示唆している。

国民が多くの期待を寄せたダム事業の見直しは以上のように憂うべき事態になっている。なぜ、そのようなになったかと言えば、政権が変わってダム見直しの作業が行われることになったけれども、そのシナリオを実際に書いているのは、国土交通大臣等の政務三役ではなく、また、有識者会議の委員でもなく、河川局の官僚だということである。

形だけのアリバイ作りのダム検証に対してその抜本的な改善を求めて私たちは行動を起していかなければならない。そのことが政権交代後も続いている官僚支配社会に終止符を打つことにつながっていく。

暗雲立ち込める ダム事業の検証

水源開発問題全国連絡会



平成21年度ダム事業の国交大臣の方針(2009年10月9日)

- 直轄・水資源機構ダム**
- 平成21年度内に①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。
 - 既存施設の機能向上を行っている8事業を除く(天ヶ瀬ダム再開発ほか)。
- 補助ダム**
道府県知事の判断を尊重

新段階に移行しない事業	着手しない工事内容
平取ダム	本体のための工事用道路
サンルダム	本体工事
山鳥坂ダム	用地の買収
思川開発	導水路工事
木曾川水系連絡導水路	導水路工事のための進入路
小石原川ダム	転流工

国交大臣の方針(2009年12月25日) ダム事業の検証と平成22年度の予算

新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業
平成22年度に行われる145ダムのうち、下記の3項目のいずれかに該当するダム事業以外の事業を検証の対象とする。

- 既に、ダムに類らない治水対策の検討が進んでいるもの(川辺川ダムのみ)
- 既存施設の機能増強を目的としたもの(天ヶ瀬ダム再開発ほか)
- 11月までにダム本体工事の契約を行っているもの

補助ダム
ダム事業の検証への協力を道府県知事に要請(12月15日)
12月以降に本体工事の契約を行った、または予定している5補助ダムの扱いは保留。
【注】この5補助ダムはその後、本体工事の駆け込み契約が行われた。これに對して国交大臣は2010年3月26日の平成22年度予算配分で本体工事を容認した。

平成22年度予算
(1)検証の対象外(継続して進めることとしたダム事業)
事業推進の予算
(2)検証の対象となるダム事業
用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らず、現段階を継続する必要最小限の予算

ダム事業の中止の経過

- 1990年代後半からダム計画が徐々に中止されるようになった。
(細川内ダム、清津川ダム、紀伊丹生川ダム、新月ダム、東大芦川ダムなどが中止)
- ダム計画中止の要因
 - ダム反対運動の広がりに
 - 財政危機
 - 水需要の減少傾向

中止になったダム事業
(国交省関係の直轄ダム、水機構ダム、補助ダム)

中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
1996年度	2	2	4
1997年度	0	6	6
1998年度	0	7	7
1999年度	0	0	0
2000年度	12	35	47
2001年度	0	8	8
2002年度	6	8	14
2003年度	4	6	10
2004年度	1	2	3
2005年度	0	6	6
2006年度	0	4	4
2007年度	0	2	2
2008年度	1	1	2
2009年度	1	1	2
計	27	88	115

しかし、今なお、多くのダム事業が進行中である。国交省関係で145基、農水省関係で11基のダム事業が進められている(2010年度)。

国交大臣の方針によるダム見直しの措置状況

計画中・工事中のダム(国交省関係 2010年度) 145施設

状況	2009年度の扱い		2010年度以降の施設数	
	新段階着手取りやめ	2009年度の施設数	2010年度以降の施設数	2010年度以降の検証の有無
建設段階	実施計画調査段階 ^(注1)	18	9	検証対象 32
	本体工事着手	15	15	対象外 24
	既存施設の機能増強	8	8	
	治水対策検討中 ^(注2)	1	1	
直轄ダム・水資源機構ダム	2009年度完成	2	2	—
	小計	59	59	56
補助ダム	建設段階	—	48	検証要請対象 53
	実施計画調査段階	—	5	
	本体工事駆け込み契約	—	5	
	本体工事着手	—	26	
	既存施設の機能増強	—	5	
2009年度完成	—	4	4	—
小計	—	93	93	89
計	—	152	152	145

[注1]上天作ダムは2009年度で中止。

[注2]川辺川ダムはすでに検証が進められている。

5

2010年度のダム予算(国交省関係)

2010年度以降の検証の有無	2009年度		2010年度	
	施設数	予算(億円)	施設数	予算(億円)
検証対象	32	779	32	453
対象外	24	1,372	24	1,419
直轄ダム・水資源機構ダム	3	85	—	—
小計	59	2,236	56	1,872
検証要請対象	53	—	53	248
対象外	36	795	36	523
2009年度完成	4	—	—	—
小計	83	—	89	771
合計	152	3,031	145	2,643

[注] 直轄ダム・水資源機構ダムの予算には利水費が含まれ、補助ダムには利水費が含まれていない。

検証対象外のダムはダム予算全体に占める割合が大きく、且つ、2010年度予算が2009年度より増加している。

6

ダム見直しの実態(1)

ダム工事の大半はそのまま続行

経過措置は次の段階の工事に入らないことだけで、ダム事業の大半の工事は続行。

(①用地買収、②生活再建工事、③転流工事、④本体工事の各段階に新たに入らない。)

そのため、ダムが中止になれば、明らかに不要となる工事も続行。

例 成瀬ダム(秋田県 直轄ダム) 転流工の工事を続行
川上ダム(三重県 水機構ダム) 転流工の工事を続行
思川開発(栃木県 水機構ダム) 転流工の工事を続行

ダムが中止になれば、現地での生活再建の支障になる工事も続行。

例 ハツ場ダム(群馬県 直轄ダム) 湖面1号橋の工事

ダム見直しの実態(2)

検証対象のダム数を縮小

●進捗状況にかかわらず、本体工事の契約をしていれば、検証の対象から除外。

●駆け込みで本体工事の契約を結んだ補助ダムも検証の対象から除外。

新内海ダム(香川県)、浅川ダム(長野県)、路木ダム(熊本県)等の5ダム
既存ダムの機能向上を行う事業も検証対象から除外。

天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造など

2010年度のダム事業(国交省関係)

	検証対象	対象外	計
直轄・水機構ダム	32	24	56
補助ダム	53	36	89
計	85	60	145

8

ダム見直しの実態(3)

「今後の治水のあり方に関する有識者会議」

- ① 有識者会議の委員
ダムに懐疑的な専門家は排除。
- ダム推進側と思われる委員が複数

- ② 会議の運営
● 会議は非公開
(議事録が数カ月後に固有
名詞抜きで公開)



有識者会議の中間取りまとめ案

- ① 検証の実施者
検証主体：国土交通大臣
検証検討主体：地方整備局等、水資源機構、都道府県
国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証の検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証の検討を要請する。
- ② 関係地方公共団体からなる検討の場合
検証検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場合」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。
- ③ 意見の聴取
検証検討主体は、学識経験者、関係住民等、利水者等関係機関、関係地方公共団体の長の意見を聴く。
- ④ 情報公開とパブリックコメント
「関係地方公共団体からなる検討の場合」の公開など情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。

有識者会議の経過と予定

回数	日付	会議のあり方、進め方
第1回	平成21年12月3日	会議のあり方、進め方
第2回	平成22年1月15日	嶋津暉之参考人の意見陳述ほか
第3回	平成22年1月29日	宮村 忠参考人の意見陳述ほか
第4回	平成22年2月8日	各委員の意見陳述ほか
第5回	平成22年2月18日	各委員の意見陳述ほか
第6回	平成22年3月10日	太田猛彦参考人の意見陳述ほか
第7回	平成22年3月26日	意見募集の結果、治水対策の立案・評価
第8回	平成22年4月19日	利水の観点からの検討、個別ダム検証の進め方
第9回	平成22年5月27日	総合的な評価の考え方 等
第10回	平成22年5月27日	中間とりまとめ(タタキ台)
第11回	平成22年7月13日	中間とりまとめ(案)

パブリックコメント

第12回 平成22年9月 中間取りまとめ

(ダム検証の手順と基準の案)

ダム見直しの実態(4)

ダム検証の問題点①

ダム事業者自らの検証検討で真のダムの見直しができるのか

検証検討主体は地方整備局等、水資源機構、都道府県であって、いずれもダム事業者であり、今までダム事業を推進してきた立場にある。
そのダム事業者にダム見直しの作業を委ねて、ダムの是非についての客観的・科学的な検証が行えるのであろうか。

ダム検証の問題点②

「関係地方公共団体からなる検討の場」は
ダム推進大合唱の場

現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となる。

13

治水についての検証の進め方

複数の治水対策案を立案

- 治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。
- ダム案とダム以外の案を立案する。

治水対策案を評価軸ごとに評価

- 治水対策案を様々な評価軸で評価する。
- 一定の「安全度」(河川整備計画における目標と同程度)を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する。
- コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。
- ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて検討する。

15

利水についての検証の進め方

利水参画者への要請

- 検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。
- その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。

代替案の検討

- これらの内容を踏まえ、検証検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討する。
- その後、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取の後、利水対策案を評価軸ごとに検討し、利水対策案について総合的に検討する。

16

ダム検証の問題点③

ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から
排除

ダム事業の見直しを求める市民についてはせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおこなうだけ。

ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがない。

14

ダム検証の問題点④

ダム案と代替案との総合評価で
残事業費を基本とするコストの最重視ではダム案
が生き残る

ダム案と代替案との総合評価において、残事業費を基本とするコストを最も重視するとなっているが、これでは、ダム事業は建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになる。

今後増額も予想される不明瞭なダムの残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性やかけがえのない自然の喪失など、様々な弊害を最重視して、代替案との総合評価が必要である。

補助ダムは、国としても検証する責務がある

① 補助ダムは旧政権下で国交省の主導の下に行われてきた事業であるから、国交大臣として全面的に見直す責務がある。

補助ダムの事業主体は道府県であるが、各道府県において実際にダム行政を取り仕切っているのは、国交省から道府県の建設部長等に出向している国交省の官僚である。国交省の官僚たちが知事を隠れ蓑にして、補助ダムの事業推進を図っている。

② 補助ダムは事業費の3/4近くを国が負担するので、国費支出の無駄を防ぐために、国としても検証する責務がある。

補助ダムの事業費(治水費)のうち、50%は国交省から補助金を支出され、22.5%は地方交付税措置がとられるので、合わせて72.5%は国が負担している。

補助ダムに対する「補助金適正化法」による補助金交付の審査が全く形骸化「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを調査した上で、交付の決定をすることになっているが、国交省はこの審査を全く行うことなく、補助ダムの補助金交付申請書が提出されると直ちに省内決済を行って、公布決定を各道府県に通知しており、この審査権を放棄している。

各ダム事業の検証作業は、委員を公募した第三者機関で！

国交省の「今後の治水のあり方に関する有識者会議」がどのようなダム見直し基準をつくるのか、不透明であるが、少なくとも、その見直し基準による各ダム事業の検証作業は委員を公募した第三者機関によって公開の場で客観的に行われなければならない。

河川管理者がダム事業の検証を行えば、

- 治水計画の目標流量を過大に設定
 - ダムの治水効果を過大評価
 - 河道の流下能力を過小評価
 - ダム事業の費用便益比を過大評価
- して、ダム事業がやはり必要という結論を出すことが予想されるので、

「ダムによらない治水・利水計画」にするための検証作業「は河川管理者とは別に、第三者機関によって客観的に行われる必要がある。

その第三者機関は委員を公募し、検証作業は公開の場で住民参加のもとに十分な議論がされるものでなければならない。

国交省内の見方では止まるダムは1～2割

8月2日の京都新聞、埼玉新聞の記事

国は代替案との比較や事業採択の際の評価を厳しくしてきた。

「その意味では今回の検証対象のダム事業は、いわばこれらをよく振り抜いた必要性の高い『精鋭』だ」と国交省の幹部。

それだけに、この判断基準に従って建設が止まるのは全体の1～2割との見方が省内には広がっている。」

事務局からの報告

I 事務局からの報告

1. 国によるダム等事業検証の動き

昨年の9月16日から民主党・社民党・国民新党からなる連立政権が発足しました。八ッ場ダムと川辺川ダムの中止が組閣直後に表明され、現在計画・着工中の国土交通省関係143基のダム事業の見直しが発表されました。ダム依存のこれまでの河川行政の方向転換がなされるものと、私たちをはじめ多くの国民は期待を寄せました。しかしながら、その流れは後退に後退を重ね、極めて危うい状況になっています。

国は検証の対象とする事業と対象から除外する事業とを区別けしました。検証の対象とする事業については、「新たな段階に入らない」という縛りをかけて2009年度予算の執行と2010年度予算配分が行われています。

検証の手順と基準については、前原大臣は「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を2009年12月3日に発足させ、その会議の中で2010年夏ごろに決定して個別ダムの検証に取り掛かり、2011年夏ごろにはその結果をまとめる、としました。〔その後、検証作業の期限がなくなりました。〕

以下、国の動きを記します。これらの動きに対して水源連は全国の皆さんと連携を図って多くの行動を行ってきました。水源連が行ってきたことは**2、水源連の対応** に記します。

(1) 2009年度予算執行と2010年度予算配分

2009年10月9日には「平成21年度におけるダム事業の進め方について」と「補足説明」が発表されました。「見直し終了までは新たな段階には入らない」としました。しかし、実際に工事が一部凍結されたのは下記①～⑥の6事業だけで、そのほかの事業は、ダム中止後はまったく無用となる補償交渉・事業用地購入・代替道路建設・転流工などがそのまま進められています。「大いなる無駄」「ダム事

平成21年度におけるダム事業の進め方などに関する前原国土交通大臣のコメント

1. 国及び水資源機構が実施している56のダム事業のうち、既存施設の機能向上を行っている8事業を除く48事業については、今後、平成21年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、新たな段階に入ることとなる工事の契約や用地の買収などは行わないこととする。
2. 道府県が実施している87のダム事業の平成21年度における事業の進め方（工事の発注を含む）については、各道府県知事のご判断を尊重する。

なお、平成22年度における136（注）の個別のダム事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにすることとしている。

（注）平成21年度の143事業から、平成21年度完成の6事業と中止の1事業の合計7事業を除いたもの
平成21年10月9日

平成21年度におけるダム事業の進め方について（補足説明）

2009/10/09（金）治水課

10月9日に発表した大臣コメントについては、直轄事業と水資源機構事業の合計56事業のうち、既存施設の機能増強を目的とする8事業を除く48事業に対する予算執行の「考え方」を述べたものであり、一部で報道されている「48事業の凍結」を意味するものではありません。

そこで述べた「新たな段階に入らない」との考え方に照らせば、48事業は次のように分類できます。

- ①当初予定していた新たな段階に入ることになる本体工事または本体関連工事の着手を取りやめる事業
 - ・4事業（沙流川総合開発（平取ダム）、サンルダム、思川開発、木曾川水系連絡導水路）
- ②当初予定していた新たな段階に入ることになる転流工の工事の着手を取りやめる事業
 - ・1事業（小石原川ダム）
- ③当初予定していた新たな段階に入ることになる用地買収の着手を取りやめる事業
 - ・1事業（山鳥坂ダム）
- ④当初から新たな段階に入る予定がなく、当初計画どおり予算を執行する事業
 - ・42事業

業の既成事実化」と多くの批判を集めているだけでなく、ダム中止後の現地生活再建策の検討を始めていないことから、ダム予定地住民の皆さんに先行きの不安感と行政不信感を与えています。

同 12 月 25 日には、「11 月までにダム本体工事の契約を行っているもの」も検証対象事業から除外しました。

さらに、既存施設の機能向上を行っている 8 事業が見直し対象から除外されました。洪水吐トンネル工事を主な内容とした鹿野川ダム改造事業は、まったく不要な事業なうえ、下流域に水質被害をもたらす事業であると、地元の漁協・住民がその中止を求めています。

2009 年 12 月 25 日 大臣会見資料

新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について

- 全国のダム事業について、これまで、「検証の対象とするもの（※「要請」するものも含む）」と「事業を継続して進めるもの」に、年末までに区分するとの方針を示してきたところである。
- 今般、平成 22 年度に事業が行われる 136 事業（145 施設）のうち、事業の進捗状況、事業の性格等の観点から、下記の 3 項目のいずれかに該当するダム事業（47 事業（55 施設））については、検証の対象から除いて事業を継続して進めることとした。
 - ① 既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの
(川辺川ダムのみ。平成 22 年度は生活再建事業を継続する)
 - ② 既存施設の機能増強を目的としたもの
(ダムの嵩上げや再建設により貯水規模が増加するものは含まれない)
 - ③ 11 月までにダム本体工事の契約を行っているもの
- 上記に該当しないダム事業（89 事業（90 施設））については、すべて検証の対象とすることとした。
- 補助事業については、国が検証を強制する権限はないが、12 月 15 日付の文書（「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力をお願い）等により、関係の 37 道府県知事に対して、検証の対象となるダムも含め、検証への協力を要請したところである。

補助ダムの見直しに関しては、事業主体が地方自治体であることから「見直しを要請した」とし、補助ダムとして認定した国交省としての見直し責任を放棄しました。

3 月 26 日の予算決定において、12 月以降に大臣からの要請を無視して本体工事の駆け込み契約を行った 5 基の補助ダムも検証対象事業から除外されてしまいました。駆け込み契約を認める、という信じがたい事態に陥ってしまいました。この判断は、「補助金を貼り付けないと地方自治体の期待権侵害になり、提訴されたときに国が敗訴する」という河川官僚の説明を前原大臣が真に受けたことによるものです。

2010 年 3 月 26 日（金）前原大臣会見

もう既に 12 月以降に本体工事契約を行うとしていた 5 ダムにつきましては、全てのダムで先週までに、各県議会における議決を経て本体工事の契約が行われたと承知をしておりますので、そのような各県の最終判断の結果等を踏まえ、これは計画通りに事業を進める予算を配分することと致しまして検証を要請する対象から除外する。

この措置により、水源連の仲間が闘っている路木ダム・内海ダム再開発・浅川ダムは現在、本体工事が着手され、地元の皆さんは苦闘を強いられています。これらすべてのダムはその必要性がまったくありません。「必要性

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」委員名簿

座長	
中川博次	京都大学名誉教授
委員	
宇野尚雄	岐阜大学名誉教授
三本木健治	明海大学名誉教授
鈴木雅一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
田中 淳	東京大学大学院 情報学環総合防災情報研究センター長・教授
辻本哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
道上正規	鳥取大学名誉教授
森田 朗	東京大学公共政策大学院教授
山田 正	中央大学理工学部教授

がでっち上げられている」という地元住民の指摘をまったく無視して見直しを拒否している各県知事はもちろん、補助金満額交付を決定した国交大臣の責任を徹底的に追及しなければなりません。

(2) 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」

◇ 2009年12月3日、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」発足

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は2009年12月3日に発足した、前原国土交通大臣の私的諮問機関です。

この委員会は、ダム事業を検証する際の評価基準と、個別事業を検証する際の手法を2010年夏ごろまでに決めることと、その後の個別ダム事業の検証結果に関して政務三役に意見を提示することを役割としています。

この会がこれまでの「ダムに依存した河川行政」から「ダムに依存しない河川行政」への転換を図ることを目的として、国民とともに議論を進めなければならないにもかかわらず、会議は非公開とされました。全国から非公開に対する抗議と公開を求める要請が数多く出されました。

有識者会議の構成は「明確なダム推進者とダム反対者を除いた」多方面からの学識経験者からなっています。これまでのダム依存河川行政に疑義を呈している学識経験者は除外されているため、事実上はダム推進役を果たしてきた人がその過半を占める委員会です。「このような人員構成ではダム依存河川行政を変える

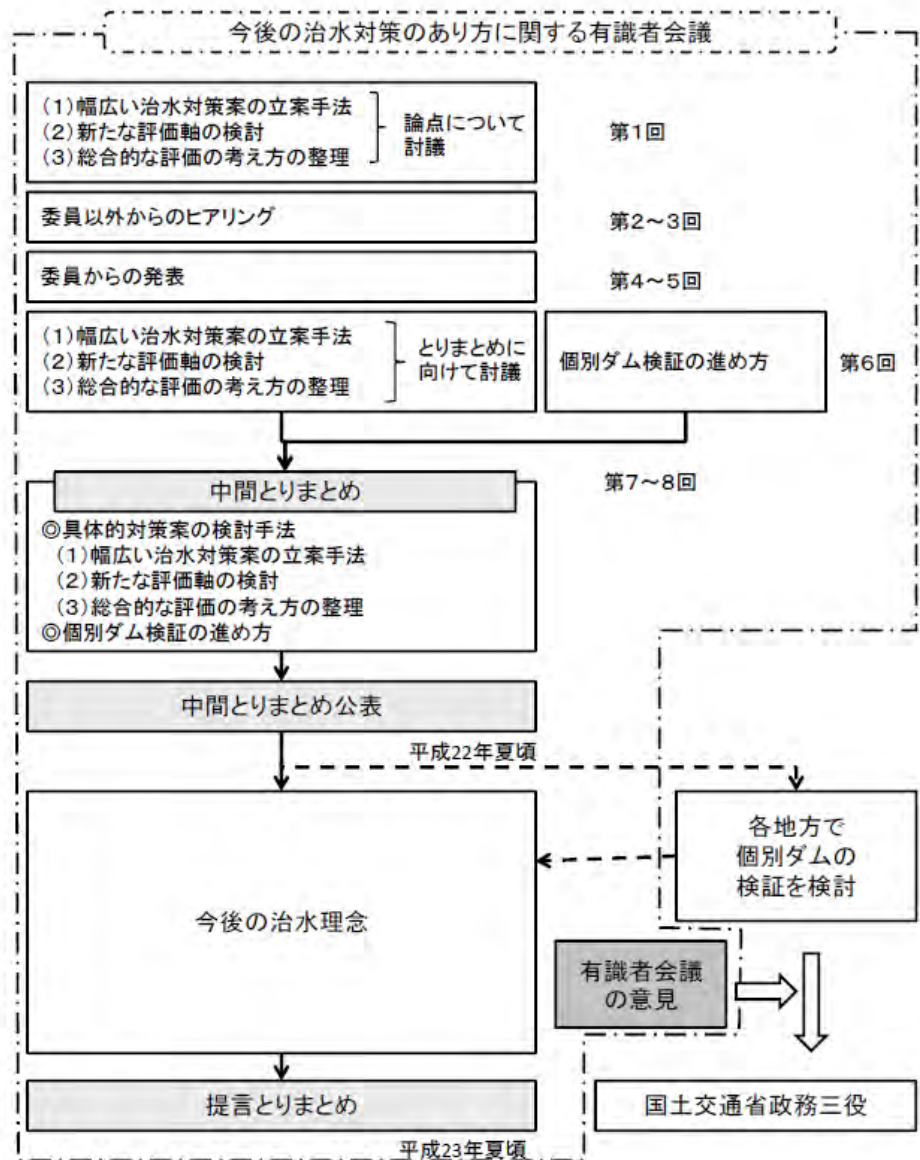
ことはできない」という危惧がひろがり、ダム依存河川行政に疑義を呈している学識経験者の追加を求める声が大きく起こりました。

◇ 第2回会議で嶋津暉之氏が意見陳述

これらの批判に対して前原国交相大臣は「これまでにダム依存河川行政に対して疑義を呈している学識経験者を有識者会議の場に招致して意見を伺う」とし、宮本博司氏と嶋津暉之氏を1月15日の第2回会議に招致しました。二人とも公開を求めましたが聞き入れられませんでした。宮本氏は「非公開であるならば出席拒否」を選択され、嶋津氏は「有識者会議が少しでも後ろ向きではない答申を出すように」と出席要請に応じました。お二人の結果は異なるものの、苦渋の決断でした。

討議スケジュール(案)

資料-3



嶋津暉之氏の陳述意見の趣旨は、ダムに依存しない河川行政を確立するための手順を段階的に示したものです。

嶋津氏陳述の主な論点

- ダムによる治水対策の問題点
 - ① ダムの集水面積は小さく、もともと、あまり大きな効果を持ち得ない。
 - ② 雨の降り方によって治水効果が大きく変動するギャンブル的治水対策である。
 - ③ ダム地点から下流に行くほど、洪水ピークの削減効果が減衰する。
 - ④ ダム地点の洪水が想定を超えると、ダムは治水機能が急減する。
- 新規ダムを治水計画から除くためのステップ
 - 第1ステップ
治水計画の目標流量の再設定
治水計画は、机上の計算で求めた現実離れした過大な洪水流量ではなく、実際に観測された近年の最大洪水流量に近い数字を目標流量とする。
 - 第2ステップ
新規ダムよりも河道整備優先の治水計画へ河川整備基本方針で定められている河道整備を優先して進める。
 - 第3ステップ
河道整備で対応可能な範囲と洪水受容の方策の徹底追求
 - ① 現況河道で流下が可能な洪水流量および河床掘削や堤防の一部嵩上げで流下が可能となる洪水流量を追求する。
 - ② 河道整備で対応できる範囲を超える洪水については豊川霞堤地区の事例および国交省による球磨川の川辺川ダムの代替治水策を参考にして、流域への受容の方策を追求する。
 - 第4ステップ
想定規模を超える洪水への対応策洪水が堤防を越流することがあっても、堤防が直ちに決壊しないように耐越水堤防に強化するとともに、流域への洪水の受容の方策を追求する。
- ダムの費用便益比（B/C）の正しい再計算の実施
新規ダム事業の費用便益比（B/C）を現実に即して正しく再計算し、ダム中止の理由を明確にする。

陳述の後、出席委員から質問・意見が出されました。

会議の全体的な雰囲気としては、治水計画の目標流量を現実的な値にし、超過洪水対策として、耐越水堤防と氾濫受容の可能性を探っていく方向性はあったように思います。

その中で特に重要な課題は耐越水堤防（越流洪水があった場合に、直ちに決壊しない堤防）の技術的な見通しをつけることです。それを求める国民的な運動を展開していくことが必要です。

◇ 2回のパブリックコメント募集

2010年1月20日～2月19日、同有識者会議は新たな治水対策案とダム事業検証の評価軸に関するパブリックコメントを募集しました。中間まとめ案作成の参考にするとしています。

2010年7月16日～8月15日、同有識者会議は、ダム検証の手順と基準をまとめた「中間とりまとめ（案）」に関してパブリックコメントを募集しました。その意見を踏まえて、「中間とりまとめ」が9月中旬に決定されることになっています。しかし、この「中間とりまとめ（案）」は検証の結果、多くのダム事業に対して推進のお墨付きを与える可能性が高いものになっています。

◇ 「中間とりまとめ（案）」発表

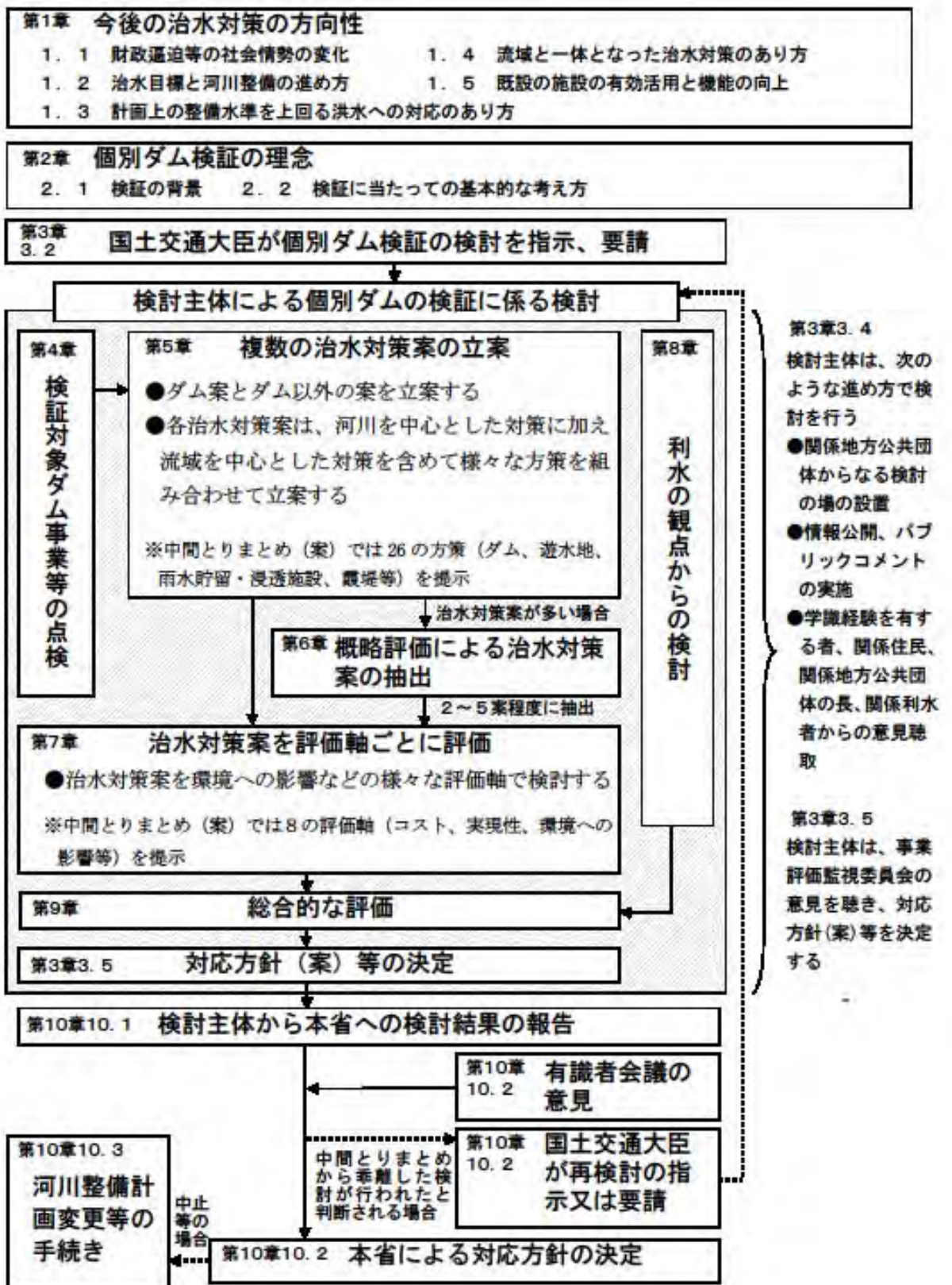
「中間とりまとめ（案）」の骨子（概念図次ページ）は、検証主体を国土交通大臣とするものの、実際の検証作業は直轄事業・水資源機構事業については地方整備局（と水資源機構）が、補助ダムについては道府県が行うとしています。

個別ダムの検証の進め方として、

- (1) 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める
- (2) 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）の概要

参考資料 3



(3) 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くとしています。

このようなシステムでは「何が何でもダム推進」の地方自治体の意向が最優先され、個々のダム等事業について私たち住民が提起している問題が真摯に審議される可能性はほとんどありません。「見直したがやはりダムが最善」という結論になることは目に見えています。

何とかこのような事態を克服しないと、多くのダム事業にゴーサインのお墨付きが出ることになってしまいます。

2. ダム事業の検証に対する全国の活動

(1) ダム事業への予算措置に対する対応

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、国土交通省は2009年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置しました。

しかしこの会議は国民の傍聴を許さないという前時代に逆戻りしたやり方で進行しました。全国からの度重なる公開要請を前原誠司国土交通大臣は拒否しました。

前原大臣は「本体着工済みの事業」と「既存施設の機能増強事業」を見直し対象から除外しました。更に、補助ダムについては「事業者である道府県に見直しをお願いする」、としてこれまで問題だらけの事業を補助ダムとして採択してきた国土交通省の責任を回避しています。

その結果、2009年度内に本体工事を駆け込み契約した路木ダム・内海ダム再開発・浅川ダム等5つの補助ダム事業には満額の補助金交付が3月26日に決定されました。

◇ 09年12月21日、「公共事業チェック議員の会」が前原国土交通大臣に「補助ダム事業の政策転換に関する緊急提言」を提出

◇ 10年3月29日、11団体が「3月26日発表の5補助ダムへの2010年度予算配分に抗議する(抗議書)」を国交大臣に提出

3月26日に国交省が発表した2010年度の補助ダムへの予算配分は、いわゆる「駆け込み本体工事契約5補助ダム」に対して満額の配分を提示するものでした。この補助金が執行されると、本体工事が行われられ、取り返しがつかなくなってしまいます。浅川ダム・内海ダム再開発・路木ダムに反対してきた11団体が3月29日に「3月26日発表の5補助ダムへの2010年度予算配分に抗議する(抗議書)」を国交大臣に提出しました。

◇ 4月5日、水源連は前原大臣に宛てた「補助ダムに関する提言と要請」を大臣秘書に提出しました。引き続いて国交記者会で記者会見を行いました。

その骨子は、

- 1：補助ダムは各道府県知事の判断だけに委ねるものではなく、国自らが再検証すべき対象であること。
- 2：補助金の交付に当たって、補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助ダムの厳格な調査を行うこと。
- 3：「現在実施中の全国のダム事業の全面見直しを行う」という国交大臣の方針を貫いて、「駆け込み本体工事契約の5補助ダム」も含めて補助金配分の見直しを行うこと。
- 4：事業認定取り消し訴訟が係争中である事業(辰巳ダム・内海ダム再開発)に関しては、旧政権下で出されたダムの事業認定がそのまま有効であってはならないので、各地方整備局長に対して「新見直し基準に基づく見直しが終わるまで訴訟進行凍結の指示をすること。
- 5：事業認定申請が出されている事業(石木ダム)に関しては、ダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで事業認定審査を凍結するよう九州地方整備局長に指示すること。

です。

事業認定の法的な責任者は大臣なので、大臣が判断すれば事業認定の審査凍結、事業認定取り消し訴訟の凍結申し出は可能なことであることを国土交通省の担当者は認めました。

各県はこれらの事業を住民の反対を無視して進行しています。なかでも内海ダム再開発は土地収用法が適用され、来る11月22日を反対住民の土地や物件を明渡しする期日として香川県収用委員会が決定しました。現地の皆さんは断固として闘いぬくことを確認し、団結小屋を設置して強制収用・強

制代執行に備えています。

前原誠司氏が国土交通大臣に着任したからの政策決定が補助ダム事業を推進させている、と言っても過言ではありません。

直轄事業においても然りです。中止になればまったく不要になる付け替え道路や転流工が着々と進行しています。生活再建のあり方を現地住民と話し合うシステム作りに国交大臣は何ら取り組もうとしないことから、ハツ場ダムに見られるように生活再建に障害をきたす工事すら巨額をかけて推進されています。

☆ **5月10日、参議院議員会館第一会議室にて、2つのイベントを開催しました。**

13:00～14:30 「ダム見直しに関する政府・議員と NGO の対話の会」

15:00～17:00 「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会ーその2-

ー検証：公共事業の見直しはどこまで進んだかー

● **「ダム見直しに関する政府・議員と NGO の対話の会」**

新政権になって「ダムに依存しない河川行政」へと舵が切られています。「治水のあり方を考える有識者会議」が今年の夏ごろに新たな基準を設定し、その基準によって個々のダム事業の見直し作業が行われることになっています。

しかし、この有識者会議が非公開であることから、私たちの声が新たな基準造りに反映される保証がない、という声が全国から沸きあがりました。

ダムに依存しない河川行政のあり方について、「公共事業チェック議員の会が、政府・国会議員・NGOの意見をオープン場で聴取する」という企画でしたが、政府からの政務3役出席は実現しませんでした。

この集会は、「公共事業チェック議員の会」と「水源連」との共催でおこないました。

全国115団体からこの集會に協賛をいただきました。

● **「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会ーその2-**

ー検証：公共事業の見直しはどこまで進んだかー

政権交代が果たされた現在、新政権による公共事業見直しがどこまで行われてきたのか、今後見直されるべきものは何なのか、を明らかにする必要があります。あわせて、今年予定されていた参議院選挙のマニフェストに取り込むよう、各政党の激励も意図しました。

民主党、社民党、国民新党、共産党、みんなの党、新党日本から、参議院選挙に向けた意気込みを披露していただくと共に、河川・ダム問題、湿地・埋め立て問題、森林問題、道路問題という4つの部門から見直し作業の現状と問題の報告・提起を受けました。

この集会は「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集會ーその2-」実行委員会が主催し、「公共事業チェック議員の会」の後援をいただきました。

両集會についての詳細は水源連ホームページの下記URLをご覧ください。

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/home.htm>

(2) 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 への対応

☆ **委員の人選、委員会非公開に対する抗議と改善要請**

ダム依存河川行政に対して既に批判を呈してきた学識経験者が有識者会議構成メンバーから除外されていること、委員会が非公開であることに対して全国から抗議と改善要請が出されました。

非公開であることに対して、1月14日に住民団体が抗議と公開を求める2回目の要請を行ったにもかかわらず、2回目の会議も非公開でした。この有識者会議はダムによらない治水のあり方を追求し、従来の河川行政を根本から変えていくことを目的とするものですから、国民とともに議論を進めていく姿勢がなければ、国民の共感を得る答を得ることができません。公開はその目的を達成するための必須の条件であるにもかかわらず、公開をかたくなに拒否しています。

有識者会議の公開を求めることについて全国の市民団体によびかけたところ、要請団体は108団体にもなりました。

これだけ多くの皆さんがこの有識者会議の公開を求めていることはとても重要なことです。

2月8日、3回目の公開要請書を前原大臣と中川座長に提出しました。

◇ 「中間とりまとめ」案前後の対応

2010年1月20日、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は「今後の治水対策のあり方に関する意見募集について」をマスコミ発表しました。「水源連は出来るだけ多くの方が「ダム依存の河川行政からの脱却」の実現を目指した意見を提出するように呼びかけました。その働きかけもあり、多くの皆さんが意見書を提出しました。水源連の意見書を含め水源連事務局によせられ意見書は合計 21 通にもなりました。それらを水源連のホームページに掲載しましたので、下記URLをご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/youusikishakaigihenoiken/youusikishakai-gihenoiken.htm>

6月16日の有識者会議で「中間取りまとめ〔タタキ台〕」が示され、ダム検証の手順と基準が概ねきまったことから、水源連事務局は7月5日、有識者会議の事務局である国土交通省河川局河川計画調整室に、有識者会議中川座長と前原大臣に宛てた「ダム見直しに関する緊急提言」を提出しました。この提言には5月10日開催の「ダム見直しに関する政府・議員とNGOの対話の会」の賛同団体(115団体)を加えました。

詳しくは下記URLをご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/data/souko/damminaosikinkyu-teigen.pdf>

7月13日の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」第11回会議で「中間とりまとめ(案)」を発表され、それに対するパブコメが7月16日から8月15日まで行われました。

上述のように、「中間とりまとめ(案)」のダム検証の手順と基準による検証では、多くのダム事業に対して推進のお墨付きを与える可能性が高いため、水源連は、検証方法の抜本的な改善を求める意見を出すように、全国の皆さんによびかけました。

水源連事務局には皆さんが提出された意見書のコピーが30通寄せられました。水源連として提出した意見書とともに、水源連ホームページの下記URLに掲載しましたので、ご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/data/souko/pabkometeishutuikenshu.htm>

8月3日、嶋津・遠藤が津川祥吾政務官と面会し、7月5日付で提出した緊急提言に「残事業費を基本とするコストではなく、ダムのマイナス面を最重視して代替案との総合評価を行うべき」を追加して、「中間まとめ案」の見直しを求めました。

(3) そのほかの特記事項

- 2010年3月16日、衆議院国土交通委員会は八ッ場ダム問題で参考人5名を招致して意見を聴きました。嶋津さんが「八ッ場ダム不要」を丁寧に説明しました。

参考人		質問する議員	
豊田明美	川原湯温泉組合長	民主党 梶	田中康夫
嶋津暉之	水源開発問題全国連絡会共同代表	自民党 梶	徳田毅
虫明功臣	東京大学名誉教授 法政大学客員教授	共産党 梶	塩川鉄也
松浦茂樹	東洋大学国際地域学部教授	みんなの党 梶	柿澤未途
奥西一夫	京都大学名誉教授	公明党 梶	竹内譲
		社民党 梶	中島隆利

定刻の午前9時に始まり、午後1時近くに終わりました。

参考人が15分ずつ意見陳述し、そのあと、各党梶から一人ずつの委員が持ち時間20分で参考人に質

問をする、という方式で行われました。

5 参考人の陳述骨子

(骨子なので報告者・遠藤の主観が入ってしまいます)

当日、嶋津氏・虫明氏・松浦氏・奥西氏は説明資料を配布されました。本人のご了解を頂いたものについて下記にリンクをつけました。

豊田さんは、中止発表は地元との意思疎通の上、生活再建策発表とセットであるべきであったこと、生活再建にはもう時間がないこと、ダムあり再建が最も早い、と現地の状況・気持ちを説明しました。

嶋津さんは、治水上も利水上も必要性がないこと、八ッ場ダムのために、喫緊の課題である堤防強化がなおざりにされていること、などを丁寧に説明しました。

虫明さんは、田中康夫議員から「基本高水流量を高く算出するために流出モデルの係数が設定されたのではないかと」と質問され、「安全サイドということとそういう係数を使ったと思われる。過大に算出されるので見直しが必要」であることを認めました。しかし、「治水は洪水位を少しでも下げる必要があるので八ッ場ダムは治水に有効」としました。

松浦さんは、「基本高水流量を超過確率で算出するようになってから格段と大きくなったこと、高度経済成長期でダム建設への投資に目が向いていたことなどから過大に設定されている」「1980年に八斗島地点の基本高水流量をそれまでの実績値 17,000m³/秒（カスリーン台風時の実績流量）から 22,000 m³/秒と 5,000m³/秒増やした説明がされていない」等を指摘の上、「治水面では八ッ場ダムは疑問」とし、八ッ場ダムの治水容量をそのまま利水容量に振り返ることを提案しました。

奥西さんは、大規模地滑り発生が危惧されること、治水・利水の安全性確保を目的としたダムが、大規模地滑りによる巨大津波でダム下流に甚大な災害をもたらしかねないことを警告しました。

嶋津氏、虫明氏、松浦氏、奥西氏が意見陳述で使用したスライドを各氏から提供いただきました。水源連ホームページに掲載しましたので、下記URLに期さ愛されている「5 参考人の陳述骨子」からお入りください。

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/home.htm#kinkyu>

● 参議院議員選挙にあつたての各政党への「ダム問題に関するアンケート」実施

水源連は今回の参議院選挙に先立って、各政党に「ダム問題に関するアンケート」を実施しました。アンケートは民主党、自由民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、国民新党、新党日本、みんなの党、新党改革、たちあがれ日本、日本創新党にお願いしました。7月2日現在、民主党、自由民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、国民新党から回答をいただきました。

ダム見直しについて当方からの設問にすべてイエスと答えられたのは、公明党、日本共産党、社民党でした。民主党はすべての設問にコメントをつけた回答でした。自民党は個別の設問には無回答で、「ダム事業に限らず、社会の変化に応じた見直しが必要」と答えていました。

アンケート結果一覧表は水源連ホームページの下記URLに掲載しました。

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2/data/souko/1007sangiinsenanke-to.pdf>

3. そのほかの報告

◇ 現地との連携

➤ 北海道3ダム

サンルダム、平取ダム、当別ダム（道営）について、「北海道のダムを考える会」が公開自主検証を開始しました。既に3回開催しています。各ダムの治水・利水・環境面での検証です。水源連の嶋津氏が全面的に協力しています。

➤ 路木ダム

路木ダムは天草市の人里はなれた路木川の溪谷に建設されようとしている熊本県営ダムです。熊本県が駆込み入札で2009年度中に本体着工したようにしたため、検証対象から除外されてしまいました。治水・利水ともまったく不要なダムです。現地の地理的情况から反対運動を担える仲間が少ないために、熊本県内、九州の皆さん（原さん・中島さんたち）が応援に行っています。水源連事務局からは遠藤が現場視察と意見交換に行きました。

➤ 石木ダム

古くからの水源連団体会員である「石木ダム建設絶対反対同盟」の皆さんは力を合わせて県の付帯工事を連日の座り込みで阻止してきました。佐世保市民で水源連に参加されている「石木川まもり隊」のみなさんも連日の座り込みに参加しています。この状況に対して長崎県知事は工事を中断し、反対同盟の皆さんとの話し合いに付きました。反対同盟の皆さんは「石木ダムの必要性という原点からの話し合い」を提起しています。

「石木川まもり隊」のみなさんは佐世保市水道局を交渉相手に、「佐世保市の水不足は漏水防止と節水で解決できるので石木ダムから撤退せよ」と求めています。

水源連事務局の遠藤は現地視察と意見交換、佐世保市水道局への漏水防止実態調査についてのヒアリングなどを行っています。

➤ 内海ダム再開発

香川県が駆込み入札で 2009 年度中に本体着工したように見せているダムで、検証対象から除外されてしまいました。治水・利水ともまったく不要なダムです。香川県土地収用委員会が 11 月 22 日を明渡し期日とする収用裁決処分を下しました。このまったく不当な暴挙に対して反対派地主をはじめとした「寒霞溪の自然を守る連合会」の皆さんは収用対象地に団結小屋を設置し、強制収用に対峙する準備を整えています。現地では本体工事が着工されていますが、本体を取り付ける兩岸の岩盤が出てこないため、人工アパートメントを設置するなど、早くも当初設計から外れる状況になっています。

7 月 18 日には現地で緊急大勉強会が開催され、数多く水源連の仲間の皆さんが遠方から参加しました。

「寒霞溪の自然を守る連合会」の皆さんは、新内海ダム建設反対の理由を小豆島町の皆さんに知ってもらうことを目的に、「小豆島町民の皆さまへ」と題した手紙（チラシ）の全戸配布を始めました。小豆島町には、ダム建設によって生じた危険性の指摘とその対応、同ダム計画の根拠となった昭和 51 年洪水後の土石流対策の実態、同計画で小豆島町民にかかる負担額、などの事実関係を知るための公開質問書を提出しました。町からの回答は「係属中なので裁判の場で答える」という実質拒否回答でした。9 月 17 日に「寒霞溪の自然を守る連合会」と「水源連」の 4 名が町役場に出かけて、この拒否回答はまったく不当であるからきちんとした回答を行うこととを丁寧に要請しました。

反対運動を担っている現地の皆さんはご高齢なので身動きが取りにくいいため、水源連からの支援が必要です。主に事務局の遠藤と藤田顧問が現地支援の活動をしています。

➤ 鹿野川ダム改造

鹿野川ダムの治水能力を増加させることを目的とした改造計画が実施されようとしています。既存施設の機能増強事業は検証対象から除外されたため、関係住民が強く反対しないと工事が進められてしまいます。この改造工事は、発電用の利水容量を削減して洪水調節容量を増強するのに伴い、現放流ゲートより低い位置からの放流が必要となり、湖底近くからの放流施設を設置するというものです。その放流施設が洪水吐トンネルです。地元では、漁協をはじめとした皆さんが「この施設が出来ると湖底に堆積しているヘドロが洪水時に流出して下流に弊害をもたらす」と反対しています。国はこの疑問に何も答えていません。

水源連事務局がこの改造工事について調査したところ、無堤防地区等への治水対策を行うことでこの工事はまったく不要であることが判明しました。7 月 19 日に現地での勉強会が開かれ、水源連からは中島・原・藤田・遠藤が参加しました。事務局の遠藤が同事業は不要であることを説明しました。翌日は山鳥坂ダム工事事務所を訪問して、同工事を中止するよう要請しました。

◇ 水制度改革国民大会

2010 年 9 月 9 日、東京の星陵会館で水制度改革国民会議が主催する「水制度改革国民大会」が開催されました。縦割りになっている水行政の弊害をあらためて、水循環基本法を策定することが水制度改革国民会議で検討されてきました。超党派の国会議員による「水制度改革議員連盟」は 9 月に 38 条からなる水循環基本法案を発表しています。

水源連に対して、当大会でダム事業検証の問題点を指摘してほしいという話がありましたので、嶋津

氏が「暗雲立ち込めるダム事業の検証」と題する講演を行いました。

☆ **うれしい知らせ 三つ！！**

- ① 3月24日 前原大臣、第十堰の河道堰化中止を明言しました。
- ② 4月1日 熊本県企業局、2012年4月着手を目標にしていた県営荒瀬ダムの撤去計画を年内に作成することを明らかにしました。
- ③ 4月1日 前原大臣、霞ヶ浦の冬季高水位操作の中止と逆水門の柔軟運用について検討することを明らかにしました。

☆ **広報活動**

➤ **水源連便り**

52～55号を発行しました。ダム事業検証の問題に関する記事が多くを占めています。

52号は第16回総会と全国集会の報告を特集、53号はこれまでに中止を獲得したダムの現地からの報告「こうして『中止』を勝ち取った」を特集、54号は2010年度予算を特集しました。

➤ **水源連ホームページ**

有識者会議が行った2回のパブコメに提出された皆さんの意見を寄せていただき、それぞれホームページに掲載しました。

上記の「こうして『中止』を勝ち取った」も掲載しました。

多くの方が関心をもたれるであろうトピックスについては可能な限り速やかに情報を掲載しました。

みなさん相互の意思疎通と情報共有に少しでも資するように努めています。

➤ **水源連ML2つ**

水源連は会員間の速やかな意思疎通と情報共有のツールとして、FILE添付ができないMLと添付可能なMLの二つを運営しています。活発な情報交換が行われています。一方で、二つのMLがあることで複雑であるとの指摘も受けています。

現在はメール環境が随分とよくなっているので、FILE添付可能なML一本に絞ることをこの総会でおはかりします。

II 今年の活動方針

1. 無駄なダム事業中止実現に向けて

(1) 検証対象から除外されたダム事業対応

本体工事に着工したダムと改造工事は検証対象から除外されています。

そのために路木ダム、鹿野川ダム改造、内海ダム再開発、浅川ダム、当別ダムなどが住民からの異論反論を無視して強権的に事業が進んでいます。

これらの事業に対して中止に向けての有効な取り組みが緊急を要しています。

どうすれば止めることができるのか、知恵を出しあわなければなりません。

- 1：反対の態勢を再構築して反対の意思を再宣言する。
- 2：受益予定地域住民に当該事業反対の理由を理解してもらう。手紙の全戸配布。
- 3：受益予定地住民にアンケート調査を行う。マスコミもしくは第三者機関が望ましいが無理なときは自前で行う。
- 4：受益予定自治体を交渉相手にする。公開で粘り強く交渉する。
- 5：事業者に対して事業見直しを求める。
「公共事業チェック議員の会」による現地ヒアリングの開催もその一助。
公開討論会開催もその一助。
- 6：国に対して、補助金交付決定・予算配分の取消し、事業認定取消しを求める。
- 7：国土交通委員会に、個々の事業についての補助金交付決定・予算配分の取消し、事業認定処分取消し、の決議を求める。
- 8：4、5、6、7を可能とするために各政党の地元県連の理解を得る。地元県連による検証も目指す。
- 9：現地の状況を広く伝える。

10：以上のことが可能となるよう全国から物心両面を支援する。

(2) 有識者会議「中間まとめ」に沿った検証対象ダム事業対応

検証対象事業の場合は、当該事業工事に対する安全性を確保した上で、事業を凍結させることが先決。その上で、以下のことが考えられる。

- 1：検証システムの見直しを求める。
- 2：検証作業が開始されたならば、徹底的に介入する。
- 3：当該事業の問題点を広く伝える。
- 4：自主検証を公開の場で行う。
- 5：受益予定自治体を交渉相手にする。水需要予測見直し請願等もその一つ。
- 6：事業者に対して事業見直しを求める。
「公共事業チェック議員の会」による現地ヒアリングの開催もその一助。
公開討論会開催もその一助。
- 7：マスコミ等第三者によるアンケート調査。
- 8：国に対して、補助金交付決定・予算配分の取消し、事業認定取消しを求める。
- 9：国土交通委員会に、個々の事業についての補助金交付決定・予算配分の取消し、事業認定処分取消し、の決議を求める。
- 10：ダム事業中止後の生活再建策策定を関係地域住民とともに進めることを国に求める。五木村と長野原町が生活再建策策定に関して連携して国に要求できるように^{なかだち}中立をすることも一案。

2. 運動の拡大・強化

- ① 各地の運動との連携強化
- ② 会員拡大
- ③ 機関紙発行（年4回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）
- ④ 水源連パンフレット「ダムは要らない」（頒価100円）の活用
- ⑤ 海外との連携（水源連はRWESA-JAPANに加入している。日本でダム建設が難しくなると、公害輸出と同じく、海外へのダム輸出が進む。ダム輸出を対象とした取り組み）
→ RWESA-Jの意見交換会を企画する。
- ⑥ ホームページの充実
- ⑦ 水源連MLをFILE添付可能MLに一元化する。

3. 今年度の役員体制〔案〕

顧問	藤田 恵	
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊	（弁護士）

全国からの報告

「政権交代から1年」

事業名	サンルダム	
所在都道府県	北海道	
事業者	北海道開発局	
政権交代当時の状況	<p>もし、政権交代が無ければ、昨年度は本体工事の入札が、8月以降に行われたはずが、政権交代が8月に行われた為、入札は中止になり本体着工という新たな段階には今日現在も進まず、凍結している。しかし、政権交代後、下川町などで構成するサンルダム建設促進期成同盟会は凍結解除を要請したり、期成同盟会を構成している市町村では議会レベルで凍結解除を求める議決を行うなど、水面下で凍結解除を求める動きは続いている。尚、昨年9月には、サンルダム工事に関連して小規模な試験用魚道を用いた魚類遡上実験が行われたが、これは政権交代前から実施する事が決まっていたためです。</p>	
現時点の状況	<p>現在は、道道の付け替え工事が行われているだけで、本体工事は上覧にも記していますが、凍結中です。また、今年5月8日に行われた「天塩川魚類保全に関する専門家会議」の席上、試験用魚道を使って実際に実施する遡上試験を行わない事を表明し、守られています。しかし、下川を含めた上川地方から選出されている民主党議員が、開発局の労働組合から選挙支援を受けて「慎重に推進」という立場のため、有識者会議の結論によっては工事再開もあり得ます。</p>	
1年間の運動の経過	<p>昨年の9月は町内を流れるサンル川で「サクラマス観察会」を行い、サクラマスとカワシンジュガイの関係や生態などを解説しました。また、同年10月には旭川市の市民団体と共にサンルダムのミニ資料を下川町中心部の住民に配布しました。以上は、市民に対する昨年の動きですが、今年(社)北海道自然保護協会など、複数の団体とともに共に検討会を立ち上げ、市民に対してのダムのデメリットなどの情報を発信しています。</p> <p>一方で、政治家に対しては、昨年の11月に民主党の道本部に所属している道議会議員で組織している社会資本整備委員会と話し合いを持ち、ダムを含めた公共事業のあり方について私たちと同じ意見を持っている事で、今後の対策などを共有出来ました。その二日後、今度は上川町選出の民主党国会議員と話し合いを持ちましたが、「サンルダム事業について一度立ち止まって議論する事はいい事と思うものの、私自身は慎重に推進すべきである」という発言があり、民主党内でもねじれがある事を実感しました。</p>	
報告	団体名	下川自然を考える会
	連絡担当	早田 史朗

進捗状況報告用紙

事業名	当別ダム				
所在都道府県	北海道				
事業者	北海道				
政権交代当時の状況	<p>政権交代が実現し、全国で143のダム事業の見直しが始まりました。当初は、当別ダムも見直しの対象になるかもしれないということで、連日テレビや新聞等で大きく取り上げられました。しかし、前原大臣は、補助ダムについては知事の意向を尊重するという考えを示しました。さらに、本体着工、未着工と線引きされたことから、新政権への期待は大きく裏切られました。高橋知事は、当別ダムを検証することもなく、記者会見で当別ダムは継続するという見解を示しました。私たちは、当別ダムが本体着工されているという理由で、検証対象から外されたことは到底納得することができず、国や北海道へ検証対象とするよう抗議と申し入れを行いました。</p>				
現時点の状況	<p>ダムを推進する高橋知事は、昨年の春から昼夜兼行300人体制で突貫工事を進めています。ダムサイトでは、52メートルの高さに対して、5～6メートルを残すだけです。ボリューム的には、90%位まで工事が進められています。石狩西部広域水道企業団の浄水施設は、浄水場が2009年11月に竣工され、現在建設中です。送水施設については、送水管の進捗率が75%で、導水管は55%です。</p> <p>どうして、こんなに急いで工事を進めるのでしょうか。ダムの関係者に聞いたところ、ダムの早期完成は経費節減に繋がるということでした。しかし、私たちには本体工事がここまで進んだから止めることはできないという既成事実を作るために急いでいるようにしか思えません。</p> <p>当別ダムは、札幌市の三番目の水がめとして建設されています。しかし、現在は、豊平峡ダム、定山溪ダム二つのダムで25%も余裕があり、当別ダムの水を必要としない状況です。さらに、2007年に企業団が実施した水道水の再評価において、総務省から札幌市の水需要予測は実績を踏まえておらず、妥当性に疑問があるという指摘を受けました。私たちは、国へは9月13日に、札幌市へは、9月16日に「札幌市水道の水需要予測に対する公開質問書」を提出し、問題点を明らかにしました。</p>				
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<p>2009年、7月に「北海道脱ダムをめざす会」(サンルダム、二風谷ダム・平取ダム、当別ダム)を設立し、ダムによらない治水・利水をめざすべきと考え連携して活動を進めています。昨年の衆議院選挙、今年の参議院選挙では、選挙における道民の選択の参考にしていただきたいと考え、各政党にダムに関するアンケートを行い、結果を記者会見で報告しました。また、2009年11月から100日間にわたって、「当別ダムアンケートあなたの意見を！」という市民アンケート調査を実施し、1,022人の道民から回答があり貴重なご意見を伺うことができました。その結果、ダム建設に中止・凍結という声が870人(85%)ありました。アンケート結果は、2月に三日月政務官(当時)と高橋知事へ申し入れとともに提出しました。三日月政務官との意見交換会では賛成、反対両方の意見を聞くなど、政権交代したことを実感いたしました。4月には、北海道建設部と「北海道の脱ダムをめざす会」で、意見交換会が行われました。8月には、二回目の意見交換会が予定されていましたが、台風の影響で延期となりました。初めて知事も参加することになっていたことから、マスコミの関心も高かったのに、とても残念でした。国の有識者会議がダムの基準作りを進めている状況から、私たちが取り組んできたダムについて、2月からダムの検証検討会を立ち上げ公開で開催しています。講師には、嶋津暉之氏、今本博健氏をお呼びし、これまでに三回開催し、提言案を国や有識者会議に提出しました。</p>				
報告者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1912 419 1968">団体名</td> <td data-bbox="419 1912 1453 1968">当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1968 419 2022">連絡担当者</td> <td data-bbox="419 1968 1453 2022">安藤 加代子</td> </tr> </table>	団体名	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会	連絡担当者	安藤 加代子
団体名	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会				
連絡担当者	安藤 加代子				

事業名	平取ダム	
所在都道府県	北海道	
事業者	北海道開発局	
政権交代当時の状況	<p>平取ダムのための取替え道路建設はそのまま継続されていた。 鳩山総理と前原国土交通大臣に平取ダムの建設をしないように求める要望書を連続的に何度も送付した。 本体工事用道路建設の入札が既に済み、開示を待つばかりであった。 開示があるという日の3日前に、情報が入り、急遽、前原国土交通大臣に開示を取り止めるよう要望書をFAX送付。室蘭開発建設部の治水課長に会見を求め、室蘭開発建設部に平取ダム反対団体5団体が地元からも駆け付け、入札開示は国の公約違反であるから中止するよう強く要求。 開示当日、北海道開発局から報道機関に対して記者会見があり、開示は中止、本体工事並びに本体工事用道路建設の凍結が決定された。 田中康夫議員と今本先生が二風谷ダムと平取ダム予定地を視察。今本先生の講演会を日高町富川で行い、平取ダム建設は論外、二風谷ダムは撤去を提言された。</p>	
現時点の状況	<p>三日月政務官が平取ダム建設予定地と二風谷ダムを視察、ダム建設反対をしている団体との話し合いがもたれた。同席は北海道副知事。その直前に、早期着工陳情をしている、平取町、日高町長との会談が行われた。 取替え道路の埋蔵文化発掘および工事は継続されている。 本体工事関係は凍結のままである。 室蘭開発建設部との話し合いも凍結のままである。 参議院選挙に対して、衆議院選挙と同様に各政党にダム建設について公開質問状を送付しその結果を記者会見にて公表、国民の選挙の参考にした。 北海道との話し合いは2回目が行われ、3回目が8月23日、二風谷ダを視察して現地で高橋はるみ知事に反対団体から要望書を手渡すことになっていたが、台風なみの低気圧による集中豪雨で延期となり、10月上旬に行う予定となっている。 北海道脱ダムの会（サンル、当別、平取のダム建設反対団体が連合）によるダム検証検討会が行われている。1回目ダムの利水の検証検討 2回目沙流川の治水について検証検討 3回目サンル、当別ダムの治水について検証検討が行われた。</p>	
（政治・行政・メディア・市民への働きかけ） 一年間の運動の経過	<p>コンクリから人への政権交代を受けて、鳩山首相、前原国土交通大臣へ平取ダムの建設をしないように求める要望書を連続して送付し、マスコミへ記者会見などをおこない働きかけた。 田中康夫国会議員と今本先生の二風谷ダム平取ダム建設予定地の視察と講演会の開催を全国のマスメディアに報道して世論形成を盛り上げた。 鳩山事務所を訪問し二風谷ダム撤去と平取ダム建設をしないように求める要望書を提出し話し合いをした。 三日月政務官の平取ダム建設予定地、二風谷ダムの視察と反対団体との話し合いの場を実現するための働きかけを北海道脱ダムの会として行い、実現した。 道との話し合いを2回おこなった。今後も話し合いを続けることに合意。 民主党北海道において北海道脱ダムの会との話し合いをおこなった。 北海道脱ダムの会で、サンル、当別、平取ダムの検討検証会を今までに3回行い、今後2回開催の予定。そのつど検証結果を有識者会議、国土交通大臣へ持参し話し合い、記者会見にて発表、世論形成を計っている。 衆参議員選挙前に各政党へダムに関する公開アンケートを各政党に実施しその結果を選挙前に記者会見して国民の投票参考にするともに世論形成を行った。</p>	
報告者	団体名	平取ダム建設反対13団体連合
	連絡担当者	窓口 松井和男

事業名	成瀬ダム	
所在都道府県	秋田県	
事業者	東北地方整備局	
政権交代当時の状況	<p>成瀬ダムをストップさせる会は、「いずれ国のダム政策は行き詰り、見直しせざるを得ない時期が来る。そのときに当該住民が行政を訴えているかどうかは決定的」という判断のもと、2009年年初から秋田県に対して負担金の支出停止を求める住民監査請求を行い、不受理（却下）となるや弁護団の協力のもと直ちに提訴を行った（4月）。このことは県内報道機関でも大きく取り上げられ、「成瀬ダムは本当に必要なのか？」という県民の疑念を引き出した。実際の裁判は7月に始まった。当会は裁判と同時に、迫る衆議院選挙の候補者に対して公開質問状を出し成瀬ダムへの態度を質した。政権交代後、県民の間には政治が変わるという期待感（前原大臣のダム見直し宣言など）が高まった。当会は水源連総会と全国集会のホストとして全力で取り組んだ。</p>	
現時点の状況	<p>■ダム現地の工事：前原大臣の凍結宣言以降も何事もなかったように転流工工事（2009年春から着工）と付替道路の橋梁橋げた設置工事が行われている。それ以外の工事は行われておらず、いまだ原石山の決定が行われていない模様である。また私たちが行った、岩手・宮城内陸地震のダム湛水域とその上流域への影響調査では、崩壊地が沢に流れ込みダム湖を形成しているところがあるなど、徹底調査が必要であることがわかりつつある。■秋田県内の動き：政権交代後のダム見直しの機運や私たちの成瀬ダム問題全国集会などの動きに対して、成瀬ダム建設促進期成同盟会を構成する関係自治体は「成瀬ダムは絶対必要」とするリーフレットを関係全住民に配布するなど危機感を強めている。その後も公共事業に関して頻繁に陳情活動を行っているが、はっきりした効果が実感できないもどかしさを感じている気配がある。■裁判闘争と私たちの動き：昨年の夏から始まった成瀬ダム住民訴訟の口頭弁論は5回を数え、自然破壊の実態や治水、利水面での成瀬ダムの不必要性を主張してきたが、被告側は我々に強く反論するでもなく、基本的に情勢の様子見の姿勢をとっている。当会は、有識者会議へ意見を反映させるべく「今後の治水対策」や要望、「中間とりまとめ案への意見」の提出などを積極的に行ってきた。その一方、県民世論に訴えていくという点では、政権の様子見から中だるみ状態となり、宣伝活動や幅広い成瀬ダム反対組織の結成などの活動が進んでいないことがこの間の活動の不十分さとしてあげられる。</p>	
（政治・行政・メディア・市民への働きかけ） 一年間の運動の経過	<p>■「有識者会議」以前：水源連総会・成瀬ダム問題全国集会の開催とそれへの参加を呼び掛ける住民への働きかけ。国土交通省三日月務官への要請行動。秋田県知事への申し入れ。成瀬ダム建設促進期成同盟会発行のリーフレットへの反撃。■「有識者会議」中間とりまとめ案パブコメまで：「今後の治水対策」への意見提出。「中間とりまとめ案」への意見提出。成瀬ダムをストップさせる会「年次総会」にて成瀬ダムに関わる上水道事業を計画している大仙市、横手市、湯沢市への住民監査請求を行うことを決定、現在準備中。「凍結」宣言後も転流工工事、付替道路・橋梁の建設が進む現地見学会の開催。岩手・宮城内陸地震後の地質・地盤調査（ダム湛水域及び上流部の溪流）。■今後の取り組み（予定）：有識者会議の中間とりまとめにもとづく個別ダム事業の検証への取り組みを成瀬ダム反対の闘い第二弾ととらえ、多面的な運動を展開していくことを決意している。①上水道事業を抱える横手市への住民監査請求（「成瀬ダム負担金を払うな」）②有識者会議中間とりまとめ案にもとづく「関係自治体のみでの検討の場」であるならば、市民サイドからの「成瀬ダム検証委員会」を設定して広く意見を求めていく。③県民への宣伝を強めていく（「ムダな成瀬ダムを中止して県民生活防衛にお金を有効に使い」）④ダム建設地の地質・地盤を専門家の協力を得ながら徹底調査を行う。■裁判傍聴への取り組み強化：再度裁判闘争の意義を確認し、法廷での傍聴者を増やすための取り組み、特に秋田市民への働きかけを強める。</p>	
報告者	団体名	成瀬ダムをストップさせる会
	連絡担当者	奥州 光吉

	国などの動き 成瀬ダム現地の動きなど	私たちの取り組み	裁判の経過
2008年9月		秋田市の弁護士に成瀬ダム訴訟への支援を依頼	
12月		成瀬ダムをストップさせる会の発足	
2009年2月		「成瀬ダムは違法」1,667名の住民監査請求提出	
3月			県監査委員、住民監査請求を「不受理」(却下)
4月	成瀬ダム、「転流工」工事へ着手		成瀬ダム住民訴訟、秋田地裁へ提訴(原告380名)
7月10日			成瀬ダム住民訴訟、第1回口頭弁論。2原告陳述
2009年9月	政権交代、前原国交大臣全国のダム見直しを宣言		
10月		横手市にて成瀬ダム問題全国集会開催	成瀬ダム住民訴訟、第2回口頭弁論
11月20日	「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(以下有識者会議)設置	国交省、秋田県への要請、代替案の提案	
12月25日	予算案と検証対象のダム事業発表	民主党に中止要望書提出	
2010年1月	今後の治水対策のあり方に関する意見募集(第3回有識者会議)		2月12日↓
2月		会として「今後の治水対策」の意見を提出	成瀬ダム住民訴訟、第3回口頭弁論(自然破壊)
3月	第6回有識者会議(3月10日)		
4月	「検証対象となるダムの建設に代わる治水対策の24候補をまとめた」(東京新聞)	4月4日 年次総会 ・農業用水の調査 ・水道事業への住民監査請求など	5月31日↓ 成瀬ダム訴訟、第4回口頭弁論(治水、農業用水)
6月	有識者会議「中間とりまとめ案」パブコメ開始	会として「中間とりまとめ案」への意見提出	
6月~8月		・現地見学会 ・地質・地盤調査	
9月	秋田県や関係首長「農業でも水道事業でも成瀬ダムは絶対必要」の姿勢	検証・検討の場 ・治水に役立つのか ・過剰な農業用水が必要か(平鹿平野) ・水道用水としてのダム水(横手、湯沢、大仙市)	

			9月6日↓ 成瀬ダム訴訟、第5回口頭 弁論（治水、発電問題）
	菅新政権発足…どうなるダム事業		次回は11月26日

木賊沢の崩落地の様子



木賊沢右岸の崩落地を見上げる



沢が完全に埋まっている（下流側を見る）



堰き止め湖を形成している



「湖」の末端では土砂と落ち葉が堆積



「湖」の上流でも崩落の形跡



「湖」のダム下から水が流れ出ている

事業名		最上小国川ダム
都道府県		山形県
事業者		山形県
政権交代当時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 県は赤倉温泉街付近の流域の土砂の除去ができない理由になっていた河道河床と温泉湯脈の状況の調査を2008年10月に行い、2008年11月に当時の元齊藤山形県知事は「河床掘削することは、源泉に対して著しい影響を与える恐れがあることから困難である」と発言。 ● 2009年2月14日就任した吉村県知事は、結局はダム容認の姿勢である。 ● 政権交代以降、国の有識者会議での意見を踏まえた議論をするため、県は2010年3月に「最上小国川流域の治水と活性化を考える懇談会」を設置、環境・防災、観光、農林水産業の4部会の視点からの協議が3月、8月の二回行われている。 ● 調査・地元説明の段階。工事は一切行われていない。 	
現時点の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 知事は、「赤倉温泉の河床は、温泉の湯脈への影響があるから、河床掘削できないという事を主な理由として穴あきダム容認という姿勢である。 ● 河床掘削については、調査にあたった学識経験者三名の内一人が「温泉湯水のメカニズムを明らかにした上で、温泉旅館の岩風呂に影響を及ぼすことなく川を掘削できる。つまり河道改修は可能であると明言している。 ● 有識者会議の中間報告を受け、コストによる治水方策の比較として、県は、流域委員会で当初から出されていた河道改修案（161億円-建設年数38年）放水路案（160億円-26年）ダム案（130億円-10年）の3案にこだわり、結局ダム建設を進めようとしている。 ● 県は小国川流域環境保全協議会をこれまで六回開催し、穴あきダムによる環境影響の検討、アユ専門家の意見などを協議しているが、あくまでダム建設を想定した影響調査である。 ● 赤倉温泉流域の河床部には、2件の旅館の温泉の保持のために県が設置したと思われる床止め堰堤があり土砂が堆積している。その床止め堰堤の除去に伴う堆積土砂の除去によりかなりの流下能力が上がることを指摘、提案するが、県は聞く耳持たずである。 ● 「コスト」比較の際、治水対策としての建造物が引き起こす生態系の破壊による流域経済の損失。ダム維持管理、撤去費用も含めてのコスト比較にすべきと提示しているがそうした観点の比較なく、「穴あきダムであれば生態系破壊なし」のように吹聴する姿勢は一貫している。 ● 調査・地元説明の段階。工事は一切行われていない。 	
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<ul style="list-style-type: none"> ● 政権交代後、2010年1月28日、吉村県知事に対し、山形県自然保護団体連絡協議会として、知事交渉をおこなう。現状の穴あきダムの問題。赤倉温泉流域の河床が土砂堆積によって上昇している原因をつくりだしている床止め、堰堤の問題。温泉街が川に迫り出している箇所の問題。穴あきダム建設に伴う流域の損失の考え方。などを提示して知事に直接問い、更に、公開討論会の設定を提案した。（問題指摘の様子はwww.ogunigawa.orgに掲載） ● 小国川漁協、山形県ダムへの反対看板の設置（最上町、舟形町） ● 最上町、舟形町へ「ダムに依らない治水が可能」「河床掘削可能」を明示したちらしを配布（最上小国川の真の治水を求める対策会議と協働で） ● 懇談会などの傍聴、監視活動。 	
報告者	団体名	最上小国川の治水を考える会
	連絡担当者	草島 進一

事業名	渡良瀬遊水池の掘削事業	
所在都道府県	栃木・群馬・埼玉・茨城県	
事業者	国土交通省関東地方整備局	
<p>渡良瀬遊水池の掘削事業はかつては多目的ダム事業として位置づけられていましたが、現在は一般河川事業という扱いになっていますので、民主党政権によるダム見直しの対象にはなっていません。渡良瀬遊水池はこの掘削事業も絡んで現在、新しい局面を迎えつつありますので、それについて報告します。</p>		
渡良瀬遊水池とは	<p>渡良瀬遊水池は、関東平野の真ん中、栃木、群馬、埼玉、茨城の4県にまたがる日本最大の遊水池です。日本の公害の原点、足尾鉍毒のため廃村にさせられた谷中村があったところですが、今は自然の再生力によってよみがえり、多くの生物を育む本州以南で最大のヨシ原となっています。</p>	
第二貯水池計画の中止	<p>この遊水池に利根川水系の多目的ダム群の一つとして渡良瀬貯水池（平地ダム）が1989年につくられました。さらに第二貯水池を建設する計画が浮上したことから、私たちは遊水池の自然を守るために、1990年から反対運動を展開しました。1995年には第二貯水池計画の是非を検討するダム等審議委員会が設置されました。その後、私たちの運動の展開もあって2002年にその計画を中止に追い込むことができました。</p>	
治水容量増強の掘削計画	<p>ところが、2005年に、第二貯水池計画にあった治水容量〔500万m³）を確保するための掘削計画が再浮上してきました。渡良瀬遊水池には現状ですです十分すぎる洪水調節容量（17180万m³）があって、その容量を増強する必要がまったくなく、大規模土木事業のための掘削計画であることから、私たちは反対してきました。</p>	
湿地保全・再生計画	<p>渡良瀬遊水池は、洪水調節池化によって洪水が入る頻度が激減したことや地下水位の低下などにより、乾燥化の方向にあり、湿地性の動植物の生育・生息が将来的に危ぶまれるようになってきています。そこで、国交省利根川上流河川事務所は、湿地再生の委員会を設置して、再生の方法について検討を進めてきました。実は国交省が考える湿地再生は私たちが反対する治水容量増強のための掘削を兼ねたものであることから、私たちはこの委員会に参加し、湿地再生の代替案を提案したりして、国交省との議論を重ねてきました。そして、国交省は今年3月末に「渡良瀬遊水池の湿地保全・再生基本計画」を策定し、遊水池内の第二調節池で湿地再生の工事を始めることになりました。この計画にはやはり治水容量の増強が含まれているのですが、あくまで湿地再生の目的を最優先して掘削を進め、常にモニタリングを行い、問題を生じれば、掘削を見直すという自然環境重視のものになりましたので、私たちはこの湿地再生計画を容認しました。</p>	
ラムサール条約登録湿地に向けて	<p>私たちは渡良瀬遊水池の自然が将来とも守られるように、遊水池がラムサール条約登録湿地に指定されるための活動に取り組んできましたが、2012年度にルーマニアで開催されるラムサール条約締約国会議において渡良瀬遊水池がようやく登録湿地に指定される条件が整ってきています。環境省は今年9月に、ラムサール条約の国際基準を満たす潜在的候補地を決定し、その後、それらの潜在的候補地の中から、最終的な候補地を絞り込み、締結国会議で提案することになっています。この潜在的候補地に渡良瀬遊水池が入ることになっています。ここで、予想外の局面が出てきました。国交省が上記の湿地保全再生計画を策定したことから、ラムサール条約登録湿地への指定に向けて国交省が積極的な姿勢を示すようになったのです。渡良瀬遊水池はもともと河川管理用地で、河川法で開発行為等を抑制することができますので、湿地登録に必要な法的保護措置を新たに行う必要がありません。私たちは地元自治体〔栃木市、小山市等の4市2町）が湿地登録に賛意を示すように、自治体への働きかけを進めています。私たちの運動は、20年目を迎えて、念願であったラムサール条約湿地登録が実現するあと一步のところまでできました。</p>	
報告者	団体名	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
	連絡担当者	猿山 弘子

(現地の状況)

事業名	ハッ場ダム				
所在都道府県	群馬県				
事業者	国土交通省関東地方整備局				
政権交代当時の状況	<p>政権交代が実現し、前原大臣の「ハッ場ダム中止」声明が発せられた時、真っ先に反応したのは大沢群馬県知事はじめとする1都5県知事と自民党の議員だった。それに引きずられるように長野原町長、萩原昭朗連合補償交渉委員長らが声を上げ、波紋は町会議員、地元住民へと広がっていった。</p> <p>前原大臣が現地を訪ねた時、猛烈に噛みついた地元民は“選抜された地元民”であり、一般の住民は締め出されていた。</p>				
現時点の状況	<p>国土交通大臣がハッ場ダム中止を表明しながらも、現地では槌音の止む日はない。生活再建関連工事という名の巨大土木工事だ。道路、鉄道、防災ダムなどの工事が生活再建という名目で進められている。止まったのは本体工事だけ。後はすべてGOなのだから土建屋と土建政治家の圧勝といえる。何しろ4600億円の総事業費のうち、本体工事費は430億円に過ぎないのだから。</p> <p>生活再建関連工事がどんどん進められているので、ダム工事が中止されたとは現地の誰もが思っていない。あの十字架で全国に知れ渡った湖面二号橋は完成した。完全供用までは先は長い。湖面三号橋を含む付替国道の一部と付替県道の一部は供用が開始された。ダム本体ができれば無用のはずの湖面一号橋の工事も始まった。JR吾妻線の付替鉄道は長年止まっていた新川原湯駅付近の工事が始まった。</p> <p>4月に行われた町長選では、現職の高山町長の対抗馬は現れず無投票で再選された。その勢いは衰えぬまま参院選に突入。ハッ場ダム推進の自民党候補がまたまた大勝した。</p> <p>一方で川原湯温泉の旅館街は、櫛の歯が抜けるように廃業・休業が目立ち、春には川原湯温泉最大の「柏屋」が休業。老舗旅館「高田屋」も11月には休業に入る。最盛期には20数軒が軒を連ねた旅館街も5軒になり、まさに灯の消えた惨状を呈している。</p>				
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<p>ハッ場ダム問題の現地との関わりは、ハッ場あしたの会が主体に進めている。この4月には、初めて地元での学習会を開くことができた。会場はハッ場ダム工事事務所が管理する「やんば館」。まさに地元のまんまん中にある。テーマは「ハッ場ダム地帯の地質の安全性＝代替地の安全性」。奥西京都大学名誉教授をはじめとする専門家の報告と現地の見学には約60人も参加を見たが、残念ながら現地住民は一人に留まった。</p> <p>しかし、学習会のメインテーマであった「打越代替地は宅地防災マニュアルに違反する」は、身に降りかかる危険ゆえに、地元住民の心にさざ波をたて、ダム事業への不信感を増幅していると思われる。</p> <p>こうした運動の積み重ねのためか、これまで固唾をのんで見守っていた水没地域以外の長野原町民が沈黙を破りはじめた。彼らは水没住民の補償金が桁外れに大きなことも知っている。中止反対そのものが政争の具にされ、自分たちが巻き込まれていることも十分に承知している。「エゴは許さぬ」という空気が広まれば、ハッ場の現地は思わぬ方向に転ずるかも知れない。</p>				
報告者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 2000 419 2056">団体名</td> <td data-bbox="419 2000 1457 2056">ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 2056 419 2110">連絡担当者</td> <td data-bbox="419 2056 1457 2110">神原 禮二</td> </tr> </table>	団体名	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会	連絡担当者	神原 禮二
団体名	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会				
連絡担当者	神原 禮二				

(全体の報告)

事業名	ハッ場ダム	
所在都道府県	群馬県	
事業者	国土交通省関東地方整備局	
政権交代当時の状況	<p>2009年、ハッ場ダム住民訴訟は5年目に入り、各地裁で結審・判決が相次ぎ、大きな山場を迎えていました。5月東京地裁敗訴。6月前橋・水戸地裁敗訴。それぞれが東京高裁に控訴状を提出したところで衆院選を迎えました。一方で、社会には衆院選を待つまでもなく政権交代の気配が濃厚に漂い、自公政権が倒れば「ハッ場ダム中止」は政治的に決着するとの期待が高まっていました。こうした状況を受けて私たちの訴訟戦術は、新政権の成立と政策の方向を確認するまでは「動かず、動かさず」と決めました。①東京高裁への控訴理由書の提出を出来る限り遅らせる。②いまだ結審を見ていない千葉・さいたまの進行は急がない。高裁は同様の気配を察してか、督促もなく不思議な沈黙の中にありました。</p>	
現時点の状況	<p>新政権は期待にたがわず「ハッ場ダム中止声明」を発しました。間髪をいれず1都5県の知事は「中止反対」を表明。それに地元住民が呼応し、ハッ場ダム問題はハチの巣を突つく“騒動”に変わり果てました。そうした中、前原大臣は地元を訪問、あまりの怒気に気圧されたのか「地元の理解を得るまでは何時までも待つ」、「ハッ場ダムの是非は予断を持たず行う」と後退。でも「ハッ場ダム中止は変わらない」と、迷走を始めました。</p> <p>前原大臣は私的諮問機関として「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を発足。混迷と迷走を続けながら、すべてが“様子見”状態に陥りました。</p> <p>政治的決着がつかぬまま裁判は動き、1月千葉地裁、7月さいたま地裁と敗訴が続き、控訴審は進行協議を開催。</p> <p>7月、有識者会議は「中間とりまとめ」を発表。</p> <p>一方現地では本体工事は止まったものの、周辺工事は「生活再建関連」の名のもとに、あの“十字架”で有名になった湖面2号橋は完成。1号橋は工事開始。3号橋を含む付替国道の一部と付替県道の一部は供用が開始された。中止はどこ吹く風と槌音は高らかに響いています。こうした状況を見て1都5県知事は「ハッ場ダムの検証の結論を早く出せ」と、今年度のダム負担金の支払いを留保。揺さぶりをかけています。</p>	
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハッ場ダム建設の中止と生活再建の取り組みの要望。民主党鳩山代表宛て提出。 2 ハッ場ダムのウソ&ホント徹底検証！緊急集会 1都5県知事発言、マスコミ報道に対する「ハッ場ダムの真実」をアピール。 3 ハッ場の真実を各都県選出の国会議員にアピールと懇談。 「みんなのハッ場パーフェクトガイド」をもって、国会議員の理論武装を促す。 4 湖面1号橋中止について要請。民主党群馬県総支部宛て。 5 「ハッ場ダムの完全中止、霞ヶ浦導水、湯西川ダム、南摩ダムの見直し、ダム中止後の現地住民生活再建法案の早期整備と実施」を求める署名運動。 6 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の公開を求める要望書。 前原国交大臣、中川座長宛て提出。 7 東京の会、都議会へ「水需要予測の実施に関する請願」提出。6月採択。 8 ハッ場ダム建設事業をめぐる談合に関する措置請求。公取へ提出。 9 参院選、各都県の候補者へのアンケート。 10 有識者会議「中間とりまとめ」パブコメへの意見集中。 以上主だったものを上げました。 	
報告者	団体名	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会
	連絡担当者	神原 禮二

事業名	浅川ダム	
所在都道府県	長野県	
事業者	長野県	
政権交代当時の状況	<p>事業主体の長野県は、09年4月、浅川ダム（河床穴あき型の治水ダム）の詳細設計を決定。堤高53m総貯水量110 m³、常用洪水吐きの穴は高さ1.45m×幅1.30m1門、等の重力式コンクリート。県は衆議院選直前の昨年7月、ダム本体について総合評価落札方式採用の入札スケジュールを発表し、政権交代次期と平行して8月末入札、9月契約を強行した。入札結果は、大林組JVが予定価格82億円強を落札率63%の52億円で1番札をとり契約成立となった。この入札契約は、新政権成立時に一刻も早く既成事実化を先行させておきたい、とする県の意図を示している。10年度予算の浅川ダム概算要求は8月段階で25億円だった。後日、前原国交大臣は満額の補助交付を決定。浅川ダム事業は県の思惑どおりにすすんだ。</p>	
現時点の状況	<p>2010年8月8日投票で長野県知事選挙が行われた。浅川ダム関連では見直し再評価に明言していた松本候補と、自民・公明推せんでダム賛成派の前副知事の腰原候補が落選。田中康夫元知事（脱ダム宣言、浅川ダム中止を決断）当時の副知事だった阿部守一候補が新知事となった。阿部氏は元総務省の官僚で、田中元知事との意見相違で長野県を離れた後、横浜市の副市長から民主党鳩山内閣で事業仕分けの事務局次長をつとめていた。</p> <p>阿部候補は、浅川ダムについて「建設工事中の現実を考慮して知事になってから判断する」といいややあいまいだった。自民・公明以上に、浅川ダム積極推進の先頭を切って来た県民主党・県社民党の両党から推せん支援をうけて知事選に勝った、という事情もあるのだろう。民主党は09年8月の衆議院選で「コンクリートから人へ」を政策としていたが、長野の民主党は強硬なダム建設は、中央と地方のねじれの中で、浅川ダムは迷走させられている。9月に就任した阿部知事は、現地視察と住民の意見を聞く会を持つなど判断材料の蒐集中。12月末頃には結論を出す予定だ。</p> <p>浅川ダムの建設工事は、4月からダム地点兩岸の樹木を皆伐抜根、基礎工事に山腹を掘削中。今年度中に掘削を終え、次にダム本体のコンクリート打ちがはじまる。軟質の凝灰岩と膨潤性粘土鉱物の大量分布など地質条件が劣悪なため、かなりの深さまで掘り進めることになりそうだ。地滑り地の末端部を水没させてしまう貯水池兩岸の地滑り対策工事も開始された。</p>	
1年間の運動の経過	<p>ダム建設まっしぐらの長野県の暴走状況をにらみつつ、地区住民の反対運動は、わずかながら広がりを見せている。09年12月には、県民約3600人の署名で県へ住民監査請求を提出。棄却の結果を受けて10年3月、長野地方裁判所へ公金支出差し止めを請求する住民訴訟の手続きをとった。原告数417人、弁護団28人。8月末に第2回口頭弁論を終え、これから本格的な主張・立証の準備書面を提出する。</p> <p>ダム建設に反対する住民運動は5団体に増えた。下流の千曲川との合流点の地域にも新しい運動体が出てきた。千曲川の水位上昇による逆流現象（内水災害）によって、明治時代以前から水害の常襲地となっている下流部。その住民は「水害を解消するために上流に浅川ダムを建設する」と県から偽りの説明を受けてほとんどがダム賛成者ばかりだった。が、上流に建設する穴あきダムは内水災害に治水効果を持たないばかりか、逆に深刻化を招くという事実が正しく理解され始めた。県は説明に過ちがあったと公式に認めたが、今度は上流部の外水対策に効果があると言いだしはじめた。毒ある甘言である。</p> <p>県民の疑問と批判は、地元新聞の県民世論調査でもはっきりした。8月末発表の調査結果は浅川ダムに関する設問に対して「建設を一時中断して再調査すべきだ」43.1%、「工事中止」18.3%、で小計61.4%、「本体工事を進める」26.7%。阿部知事は事業仕分けとともに、説明責任を重視するという。しかし、県の説明責任が欠落していた事実は、世論調査結果で裏付けられている。</p>	
報告	団体名	信州ラブソディ（内山卓郎）

太田川ダムからの報告

(遠藤宛のメールより)

遠藤様 岡本です。

太田川ダムは既に完成、「運用」されていますので見直しの対象にはなっていません。地元のわれわれとしては県知事に働きかけて東海地震までにこのダムの貯水を抜かせることを目標に活動を続けていますが今のところ知事から+の返事はありません。それと平行して漏水その他堤体の安全に関わる問題の監視、ダムの堆砂の情報開示、貯水の透明度測定などの監視活動を続けて行く方針です。

「太田川ダムに水を貯めてはならず」(安全性)、「水を貯める必要も無い」(利水)というのがわたしどものスローガンです。

(理論面の活動では「ダムの堆砂の現状と法則性」という論文を「応用生態工学」誌に投稿中です。先日不採用という返事が返ってきましたので2人の査読者の意見を検討し、近く反論を送りかえす予定です。最初の論文も掲載までに1年半ほど、理論闘争をやりましたので今回もそれくらいかかるつもりで掲載を克ち取ろうと考えています。不採択の理由はおよそ馬鹿げたもので、ダムの堆砂速度が総貯水容量に比例するのは自然現象ではなく、堆砂速度を最初に見積もってダムを造るからだということです。それならなぜ見積もりが実績の2倍~1.4倍ものダムが全体の30%を占めているのか、二風谷ダムのように誤差4.4倍等という堆砂が生ずるのかです。さらに付け加えるならば、国土交通省が世論におされて恐るべき堆砂の実態を公表し始めた1999年ごろの一覧表をみると堆砂容量の設定されていないダムが726ダムのうち254基(36%)もあったという事実です。それがなぜ2004年の調査では12%に減り、2006年のダム年鑑ではタダの2例にまで減ったのか、これは大変面白い問題です。可成りのダムが造られる前は堆砂容量の設定がなく、そのごよほど強力な行政指導でもあったのか可成りの程度堆砂の進んだダムにつぎつぎと堆砂容量(堆砂の「予測」)が行われもってもらいたい数字がくっつけられたというのがどうも実態のようです。こういうことをやれと言う通達文書が発掘できるといいですね。

進捗状況報告用紙

事業名	設楽ダム				
所在都道府県	愛知県				
事業者	中部地方整備局				
政権交代当時の状況	<p>2008年の8月～住民投票を求める運動が行われ、町議会の中にもダム反対の態度表明をする議員が出てきたが、議会で条例制定を否決、10月にダム基本計画が公示された後、2009年2月に設楽町と国、県の間で受け入れ合意があつて、2009年度予算約19億円がついて、用地買収などが始まった。9月に政権交代があつたが、その直後の10月に設楽町長選挙が行われ、設楽ダムを争点として闘つたが、推進派が勝つ。愛知県や受益地区の首長による予算獲得の働きかけなどが行われ、住民グループからは中止・予算減額要請を働きかけたものの、2010年度予算は、40%も伸びた。</p>				
現時点の状況	<p>水没予定地区での用地買収、移転などが行われている。集団移転地の造成は未だ手付かず。移転者の入る町営住宅の工事が始まっている。工事用道路の工事は、県道の一部の拡幅が行われた以外は、今のところ進んでいない。ダムには直接関係のない周辺部の国道工事が始まっている。付け替え道路の測量や工事は、未だ始まっていない。</p>				
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<p>2009年9～10月、設楽町町長選に立候補した伊奈氏を先頭に、ダムによらない地域おこしの政策を全町規模で宣伝する取り組みを行った。11月～12月には、設楽ダム住民訴訟の証人尋問の時期に合わせて、豊橋市内で2回、名古屋市内で1回の計3回の連続シンポジウムを開催した。2009年3月から取り組みが始まった立木トラストは、9名の地権者が山林を提供して順調に展開し、現在2100名の立木オーナーが参加している。1周年の地権者と立木オーナーの交流会も盛会であつた。アースデイへの出展、DVDやリーフレットの作成と配布など、広報を行ってきた。設楽ダム建設中止を求める県民運動を目指して取り組みを広げていく予定である。名古屋地裁で2007年4月から争われている愛知県の公金支出差し止めを求める住民訴訟は2010年3月に結審し、6月30日に判決があつた。判決は水道用水の水需要予測が過大であること、ダムの必要性の前提とされている少雨化傾向のデータの根拠がないことを認めたが、その他について無限定に行政の裁量を認める不当なものであつた。控訴手続きを行つて、名古屋高裁で引き続き訴訟が継続される。</p>				
報告者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1937 416 1993">団体名</td> <td data-bbox="416 1937 1452 1993">設楽ダムの建設中止を求める会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1993 416 2049">連絡担当者</td> <td data-bbox="416 1993 1452 2049">市野 和夫</td> </tr> </table>	団体名	設楽ダムの建設中止を求める会	連絡担当者	市野 和夫
団体名	設楽ダムの建設中止を求める会				
連絡担当者	市野 和夫				

事業名	木曽川水系連絡導水路				
所在都道府県	岐阜・愛知				
事業者	水資源機構				
政権交代当時の状況	<p>2008年度中着工を断念した国は、09年度18億円の予算を組むとともに、岐阜県で盛り上がる導水反対の世論をかわすために09年5月「長良川に放流するのは渇水時だけ。常時は木曽川だけに放流する。」という新案を持ち出し、09年度着工をめざした。</p> <p>しかし、5月15日名古屋市長に就任したばかりの河村たかし氏が突然「導水路撤退」を表明。情勢は大きく転換した。6月11日愛知県民92名が知事、企業庁長に対し「導水路公金支出差止請求」する提訴をし、導水路事業を批判する世論は愛知県にも広がった。</p> <p>撤退表明した名古屋市長は、賛成派・反対派の専門家の公開討論会や周辺市町との意見交換会を開催したが、政権交代後は国交大臣の判断に期待し、撤退に向けた独自の行動を示していない。</p>				
現時点の状況	<p>新政権のもと木曽川水系連絡導水路事業は、調査段階の「凍結」。今年度5億円の予算がつけられ事業延命の道を開けているが、私たちは即時中止を求めている。また、本事業には洪水対策目的が一切無いにもかかわらず「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の検討対象事業になった。有識者会議の委員の一人である辻本氏は本事業の育ての親である（育てた子供を見殺す親がいるだろうか?）。このような「有識者会議」に私たちは何も期待していない。</p> <p>岐阜県は、推進派が圧倒的に占める議会をバックにしながらも、本事業の工事現場となる唯一の県として国に環境問題で119項目の質問を提出するなど重要な「ブレーキ役」を果たしてきた。しかし、国の事業延命を許す姿勢が県内の建設推進派を勇気づけ、本年6月、岐阜県庁内で導水路建設推進大会が200名参加して開かれた。現在岐阜県は、全く根拠がない「東濃地域の渇水対策」論を振りまき県民世論を建設推進に導こうとしている。</p> <p>名古屋市長は導水路撤退を表明したが、それに添った事務手続きは何もしていない。名古屋市の上下水道局の「事業推進」の立場は一貫して変わらず、事業費の負担金も市長の了承のもとで支払っている。市長の撤退の意思は変わらないようだが、「市民税減税、議員報酬半減」の公約実現をめざし、全会派・全市会議員を敵に回して「大闘争」中。「導水路」は市長の頭から抜け落ちている状況である。</p>				
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<p>《2009年》 *導水路裁判公判 7/29、10/21</p> <p>9月25日 前原大臣あて要請：中部地整に「導水路はいらない！愛知の会」と共同行動。</p> <p>9月26・27日 河口堰・徳山ダム・導水路計画地見学ツアー。20名参加。</p> <p>10月21日 第8回市民学習会開催。今本先生講演、90名参加。</p> <p>10月27日 岐阜県河川課交渉。</p> <p>12月23日 「市民による豊かな海づくり大会」を呼びかけ、流域の9市民団体が参加。</p> <p>《2010年》 *導水路裁判公判 1/14、3/24、6/2、8/23</p> <p>1月26日 岐阜市長選候補者アンケート（導水路と河口堰）を実施し、結果を公表。</p> <p>2月17日 「海づくり大会」実行委員会で岐阜県に要請行動。</p> <p>3月9日 中部地整へ「導水路即時中止」「河口堰ゲート開放」求め「愛知の会」と要請行動。</p> <p>4月25日 長良川河口堰でヘドロを見る会開催。3艇26名参加。マスコミにアピール。</p> <p>5月7日 朝日新聞朝刊（岐阜県域）に意見広告「市民による豊かな海づくり大会」を掲載。</p> <p>6月5・6日 「市民による豊かな海づくり大会」開催。270名の市民が参加。</p> <p>6月24日 参議院選挙候補者（岐阜県）アンケート（導水路と河口堰）を実施し、結果を公表。</p> <p>7月26日 市民シンポ開催、95名参加。7月27日国交省に河口堰開放要望書提出（中部地整）</p>				
報告者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1951 419 2007">団体名</td> <td data-bbox="419 1951 1453 2007">長良川市民学習会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 2007 419 2063">連絡担当者</td> <td data-bbox="419 2007 1453 2063">武藤 仁</td> </tr> </table>	団体名	長良川市民学習会	連絡担当者	武藤 仁
団体名	長良川市民学習会				
連絡担当者	武藤 仁				

事業名	川上ダム(淀川水系)			
所在都道府県	三重県			
事業者	近畿地方整備局			
政権交代当時の状況	<p>2009年8月総選挙の結果、民主党の政権発足。 川上ダムの予算配分として2008年度38億円、2009年度17億円と半減した。 本体工事、ダム両サイトの連絡路、転流工など着手していませんでした。 生活関連道路や付替県道は、1本完了。あとは1本40%の進捗。 環境調査は続けていました。地質調査などは未着工でした。 川上ダムの事業費は、当初850億円→1230億円に。これ以上増は無いいけません。</p>			
現時点の状況	<p>2010年8月政権交代後もダム関連の工事はどんどん進められました。 転流工は3月貫通し、ダム両サイトの連絡道路は完了しています。「新たな段階に入らない」とのこと で、本体工事を残しおおむね付帯工事は終わりました。 環境調査を今もつづけています。4月から新たな調査が加わりました。それは、ダム湖に流れ込む小河 川の表流水調査を始めました。 ダム湖の近く300m横に2500区画の桐ヶ丘団地があり、団地地下に浸透水の危険がないか調べていま す。地質調査などしっかりやりなさいと住民代表や淀川水系流域委員会でも取り上げて来た結果だと思 います。 近くの奈良県大滝ダムの地滑りの例があります。再々指摘してきました。</p>			
1年間の運動の経過	<p>民主党政権になりまして、8月末三重県選出の衆参両院議委員の窓口である高橋千秋参議院議員に会い に代表と事務局長が出向きました。工事を直ちに止めること、川上ダムは河川整備計画からはずす事等 が主な要請でした。 高橋参議委員議員は「中井大臣、野呂知事も推進側、私は中立だが・・・」 9月に脱ダムの集まりがありまして、大阪に集まった仲間も「ただちに工事中止せよ」と。 「淀川流域委員会の再開を」で一致。国交大臣に要請文を送付しました。 メディアでは、大阪毎日テレビで深夜番組でしたが「ムダな工事なぜ進めるか」とのとの意で取り上げ てもらいました。ダムの利水部分で水道料金20%値上げが10月1日実施されます。 「反対行動」を続けています。ダム完成後はさらに大幅な(同程度)値上げが待っていると公言してい ます。130億の経費が掛かっています。</p>			
報告	<table border="1"> <tr> <td>団体名</td> <td>NPO 法人 伊賀・水と緑の会</td> <td>畑中 尚</td> </tr> </table>	団体名	NPO 法人 伊賀・水と緑の会	畑中 尚
団体名	NPO 法人 伊賀・水と緑の会	畑中 尚		

進捗状況報告用紙

事業名	天瀬ダム再開発	
所在都道府県	京都府	
事業者	近畿地方整備局	
政権交代当時の状況	<p>昨年6月14日国交省近畿整備局は、淀川水系河川整備計画は既定の方針であるとして「天ヶ瀬ダム再開発＝巨大トンネル放水路掘削」と「塔の島地区河川整備計画＝宇治橋上流河床掘削の説明会をおこなった。その内容は①琵琶湖の水位低下のために宇治川の最大流量を900t/秒から1500t/秒とする。②京都府上水の新規利水、③関西電力喜撰山発電所（揚水発電）の新規利水をあげた。平等院直近の「塔の島地区河川整備」について、1500t/秒の流量確保のため河床掘削を行うが景観に配慮して行うとの説明があった。しかし、配付資料の堤防断面には偽りがあると指摘され、ダム放流による低周波問題にはふれずじまいであった。そして総選挙前に、堤防護岸工事、天端強化工事等矢継ぎ早に駆け込み発注がなされた。政権交代によるも変化なし。</p>	
現時点の状況	<p>今年2月始め、国交省は「天ヶ瀬ダム再開発」の名目のもとに、宇治橋上流で、平等院直近の塔の島地区の河床掘削工事を開始した。当初3月末完了の予定であったが、2月26日の雨で水位が上昇し、工事箇所を囲む仮締め切り堤は、ずさんな工事であったため120m³/sの流量で5カ所で決壊・崩壊し土嚢が流出した。このため観光船（鶴飼舟）の営業が中止となり、水面から顔を出す土嚢は、宇治平等院周辺の歴史的景観を台無しにした。</p> <p>2月27日 宇治市長は国に対する不信を露わにし、「原因究明と対策はもちろんのこと、当時の状況や再発防止策、情報伝達のあり方等についての説明を求める」とし、「それまでの間、工事は中断」すること、他地区での工事についても「説明を求める」と強く抗議した。</p> <p>このような中、市議会建設水道委員会の現地視察（3月8日）と審議があり、さらに地元宇治川漁業共同組合の総会（3月21日）でも、土嚢撤去工事の中止を求める決議があり、地元紙は「今年度の工事が早々に中断し、7カ年事業の塔の島地区改修事業が早々に頓挫しただけでなく、地元からは原因究明と責任を明らかにする声が日増しに高まっている（洛南タイムス24日）」と報じた。整備局の再回答は8月2日になされたが、あまりにも内容がお粗末なため副市長は「今回の報告書は他人事、我々が『うん』と言うまで工事の再開はさせない」と述べている。</p> <p>7月3日にはダムの放水や放水路の低周波騒音の影響を受ける志津川区に模型実験の報告がなされているが、地域住民の疑問点には、なんら明確な返答はない。</p>	
（政治・行政・メディア・市民への働きかけ） 一年間の運動の経過	<p>天ヶ瀬再開発の危険性や問題点を訴えるために、機関紙『鐘鉦』を発行し、ビラまき、街頭宣伝、学習会、フィールドワーク等を行ってきた。昭和28年9月25日は台風13号による洪水で、宇治川堤防が決壊し、広大な地域が水没した。その日を記念し「28災害メモリアル企画・防災の集い」を開催する。</p> <p>これまで天ヶ瀬再開発に関して市民に訴えてきた主な点は、①宇治川は旧巨椋池の外周に築かれた人工河川で、堤防は全川で脆弱である。1500t/秒放流は破堤の危険を伴う。②天ヶ瀬ダム直下に幅10～15mの破碎帯を伴う断層があり、ダム近辺を黄檗断層が通過する。脆弱な地質環境のもとで直径26mの巨大放水路の建設は問題があり、危険である。③1500t/秒放流のために宇治川を掘削する事は世界遺産と一体になった宇治市の歴史的景観と環境破壊を招く。④430億円という再開発のための莫大な費用のうち京都府84億円、大阪府69億円もの負担が府民に課せられる。⑤水需要が大幅に減る中で天ヶ瀬ダム再開発の利水分だけで38億円の負担が京都府民に押しつけられる。巨大放水路の建設は水道料金の大幅な値上げにつながる。</p>	
報告者	団体名	宇治・防災を考える市民の会
	連絡担当者	

事業名	大戸川ダム(淀川水系)	
所在都道府 県	滋賀県	
事業者	近畿地方整備局	
政 権 交 代 当 時 の 状 況	近畿地方整備局は、淀川支川に狭窄部が残る限り大戸川ダムの治水効果が小さいとして一旦中止を決めたが、淀川水系流域委員会と対立後、委員会を無視して河川整備計画を立て、そのなかに大戸川ダムを復活させた。滋賀県・京都府・三重県・大阪府の4知事は建設に反対した。	
現 時 点 の 状 況	上記の状況は変わらず、現場に動きはない。ダム関連の用地買収の動きは止まっている。道路改良に対する要望があり、計画を縮小した設計が進められている。ただし、その負担を巡る議論がある。	
1 年 間 の 運 動 の 経 過	大戸川ダムに対する直接の働きかけはしていないが、淀川水系流域委員会の再開要望を旧委員有志が集まって文書にまとめ、この8月に前原国交相と会見して申し入れた。 滋賀県が県営芹川ダムを取りやめ、大阪府は槇尾川ダムの推進是非議論を知事が起こしている。また滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府4府県知事が淀川水系の丹生ダムの現地を視察するなど、ダム問題の話題が続いている。	
報告	団体名	(社)大阪自然環境保全協会

進捗状況報告用紙

事業名	榎尾川ダム	
所在都道府県	大阪府	
事業者	大阪府	
政権交代当時の状況	<p>大阪府では横山ノック、太田房江と二代にわたってダム推進の知事が続いていた。そして大阪府建設事業再評価委員会が平成11年と16年に実施されたが何れも「事業継続は妥当」との意見具申となった。平成20年に橋下知事が誕生、知事として初めてダム現地視察。「大阪維新プログラム」によってダムとしての事業継続は妥当と判断、平成20年度の本体着工は財政状況に鑑み見送り。平成21年2月ダム本体工事予算大阪府議会で可決。4月榎尾川ダム本体建設工事の建設業者と仮契約。</p>	
現時点の状況	<p>平成22年1月から22年2月にかけて2回ダム予定地の地元民と知事、有識者との意見交換会がおこなわれ、橋下知事は地元住民に河川の拡幅や掘削による代替案を提示してダムの中止を検討するよう促した。住民側は計画通りに建設を求める意見が強く議論は平行線をたどった。3月25日和泉市議会は「榎尾川ダム建設促進に関する意見書」を17対5の圧倒的賛成により決議してしまった。</p> <p>第3回大阪府建設事業評価委員会が「ダム事業を継続することは妥当」と意見具申。「榎尾川ダム建設事業」等に関する有識者会議が3回、これからの治水手法について大阪府河川整備委員会が公開のもとで5回おこなわれているが意見集約がいつになるのか不透明な状況にある。橋下知事はこれらの意見を参考にして政治的判断を下すとのことだ。</p>	
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<p>平成22年2月5日大阪府庁内の記者室で榎尾川ダムの見直しを求める連絡会が意見書を読み上げて榎尾川ダム中止を訴えかけた。その午後の有識者会議では一般の傍聴は認められていなかったが入口で知事に傍聴を認めるように直訴したところあっさり認められた。その有識者会議でダムと其れに替る代替案との事業費について行政が知事にウソを伝えていたことが判明して、それがテレビの報道番組で「なぜ繰り返す？行政のウソ」と榎尾川ダム建設で担当部局が知事に正確な情報を提供しなかった問題を取り上げた。情報公開請求で平成7年の大雨一時間雨量46ミリとしてきたデータは実際には60ミリであって、それでも水害が発生しないことが判明して、それが「隠された雨量データ」という見出しで各紙一斉に報道。</p>	
報告者	団体名	榎尾川ダムの見直しを求める連絡会
	連絡担当者	榎原 鉄次

事業名	安威川ダム	
所在都道府県	大阪府	
事業者	大阪府	
政権交代当時の状況	<p>1、ダム建設事業の経過：計画立案 1967 年～、実施調査 1976 年～、建設採択 1988 年～、利水の部分撤退：2004 年、7→1 万 m³/日に（府負担額最小が根拠、全体額は大きい）</p> <p>2、事業費の推移：360 億円→836 億円→976 億円→1400 億円→1370 億円（利水撤退）</p> <p>3、橋下知事府政：2008 年、財政再建の「改革プロジェクトチーム」による全事業を見直したが、安威川・榎尾川両ダムの事業継続を決定。 ただし、財政事情により本体工事は凍結付替え道路や圃場整備は進行</p> <p>4、住民意識調査：大阪府が流域住民を対象に 10 数年間実施、 安威川ダムの必要性については、賛否ともに約 40%台で、意見は拮抗状態</p>	
現時点の状況	<p>1、事業の進捗状況：河川改修（50m対応）93%、用地取得 99%、代替宅地移転 100%、付替え道路 83%（2010・9 一部共用開始）、圃場整備事業に着手中、</p> <p>2、今後の事業：本体工事（2010 年度中の転流工着手の強行を模索中）約 550 億円 周辺整備事業約 120 億円</p> <p>3、利水から完全撤退：「大阪府戦略会議」の「改革プロジェクトチーム」によるダム事業見直しの結果、利水から完全撤退を決定。結果、水道会計で浄水場用地費やダム負担金約 130 億円を特別損失で処理</p> <p>4、大阪府河川整備委員会の再編成：2009 年 11 月、橋下知事の意向により平成 21 年度河川整備委員会内に「今後の河川対策の進め方」分科会を設置、2010 年 3 月に「報告（案）」を答申、 2010 年 4 月、平成 22 年度大阪府河川整備委員会を大きく改編、橋下知事は「お墨付け」委員会を否定、「ダムを造らなくても安心できる治水手法のあり方について」を諮問</p>	
（政治・行政・メディア・市民への働きかけ） 一年間の運動の経過	<p>◎「脱ダムネット関西」の一員として、各種活動に取り組んでいる。</p> <p>◎茨木市や吹田市の環境フェアに出展し、環境保全に関する啓発とあわせて婉曲的なダムの問題点をアピールしている。（茨木市も吹田市もダム建設推進）</p> <p>◎地域の生協や NPO 団体と自然観察会や川遊びを実施し、自然保護の重要性とダム建設の問題点をアピールしている。</p> <p>◎地域の「つながりまつり」に出展し、ダム建設中止を訴え、ダム建設について市民シール投票を実施している。（およそ 90%が環境破壊などの観点から不要意見）</p> <p>◎予算編成時の大阪府議会に対し、ダム建設中止の要望（陳情）を提出している。</p> <p>◎2009 年 9 月、国土交通省に対する請願のため、前原大臣、馬淵・辻元両副大臣、大谷環境政務官の議員会館事務所に陳情行動をおこなった。</p> <p>◎大阪府河川整備委員会、建設事業再評価委員会、安威川ダム自然環境保全対策検討委員会の開催に際して、極力傍聴を行った。</p> <p>◎特に、平成 22 年度大阪府河川整備委員会では、たった 2 分間ですが傍聴者発言が認められるので、委員会傍聴に極力参加し、積極的に安威川ダムの問題点をアピールし、課題解決に向けた提言に取り組んでいる。</p>	
報告者	団体名	安威川ダム反対市民の会
	連絡担当者	江菅 洋一

進捗状況報告用紙

事業名	第十堰
所在都道府県	徳島県
事業者	四国地方整備局
政権交代当時の状況	<p>20010年の住民投票で国交省は「可動堰計画は白紙」を発表。 飯泉徳島県知事は国に「河川整備計画は第十とその他を分けて検討」を依頼。2009年8月28日第十を除く整備計画を議論未消化のまま発表。 政権交代で各地で国直轄ダム事業が中止を検討される中、第十堰は明確な姿勢を示されず。 徳島の世論もすでに終わった計画として関心が薄れる中、以前整備計画での選択肢には可動堰は残ったままという状態が続く。</p>
現時点の状況	<p>2009年10月、住民投票から10年を迎えるに当たり、意見交換会をひらき、前原大臣に中止を求め、「緑のダム」構想を含め、流域の治水のあり方についても要望することで意見がまとまった。またこの機会を河川行政の転換期と捉え、住民から河川のあり方についてもう一度発信しようと2010年1月23日「十年目の123」のイベントを開催した。イベントは1000人を超えて大成功に終わり、仙谷国家戦略担当大臣（当時）からも住民が勝ち取った中止というメッセージも寄せられた。 これを受けて2010年3月23日、前原国土交通大臣と会見、可動堰については完全中止、第十存続については、残すことを前提に調査に入ることを確認した。 吉野川みんなの会は17年の住民運動で可動堰推進から白紙へ、そして今回の中止へと住民運動をリードしてきた。柔軟な運動で第十堰への関心を高め、圧倒的計画反対の世論を作ったが中止を勝ち取れず政治的課題にも踏み込んできた。それは可動堰反対派の固定化と住民の無関心化という新しい課題も突きつけられた。 これからは可動堰賛否に関わらず、広く住民が第十堰や吉野川に関わるためにも運動を担ってきた吉野川みんなの会は解散すべきという結論に至り、現在解散に向けて手続きを進めている。</p>
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ) 一年間の運動の経過	<p>・2009年8月 第十北岸にて「吉野川夏祭り」を開催。 若いスタッフ、ボランティアを中心に川に関心を持つてもらうことを目的に呼びかけ700人以上の参加。 2009年9月 飯泉知事に第十堰存続を前提にした河川整備計画の早期策定を求める要望書を提出。 2009年10月 第十堰問題意見交換会。 前原大臣に早期の中止表明と第十堰の存続、緑のダムを含めた治水モデルの採用を求めることを確認。 2010年3月 前原国土交通大臣と会見。可動堰計画完全中止と早期に第十堰存続を前提の調査に入ることを確認。 みんなの会のあり方の意見交換会～発展的解散へ</p>
報告者	団体名
	連絡担当者
	豊岡 和美

新内海ダム「即時中止を求める」闘いの報告

香川県小豆郡小豆島町神懸通1689-2 ☎0879-82-4634

寒霞溪の自然を守る連合会 代表 山西克明

①政権交代時の状況

政権交代・前原国交大臣は就任の挨拶で「八ツ場・川辺川両ダム中止」「全国143ダム見直し」を表明、ダム反対運動をしている私たちにとって本当にありがたい事でした。そして、中止の両ダムを現地視察。私たちは前原大臣に陳情(09.10.15)「大臣の権限の範囲で努力する」と大臣と山西代表が固い握手。昨年12月12日、大臣は約束通り全国87補助ダムの内唯一「新内海ダム」を現地視察後、真鍋香川県知事に面会して「見直しを要請」知事はこれを拒否。12月25日、前原大臣は来年度予算案閣議決定後の記者会見で「新内海ダムを含む58補助ダムの来年度補助金計上を見送る」事を表明。ありがたい事の連続でした。しかし今年3月大臣は、新内海ダムを含む5ダムの「補助金満額・検証からの除外」を表明。「正に天国から地獄へ」☹。

②現時点の状況

8月29日、香川知事選挙が行われ「ダム中止・見直し」を掲げた無所属の渡辺候補が111,646票、同じ「ダム中止・見直し」を掲げた共産党の松原候補が22,895票、「ダム推進」を掲げ、民主・自民・公明・社民の県議会四会派が政策協定を交わし推薦、現知事が支持した、浜田候補が163,583票で当選。しかし、今回の選挙結果には次の三つの特長があります。①これまでの最低の得票で当選。②県都高松市で得票率46.9%で過半数に達しなかったのは始めて。③出口調査の結果では(軸綱)各会派の党支持者の投票行動は自民・公明支持者は77%が浜田に投票。民主支持者は浜田36%、渡辺60%、社民支持者は浜田38%、渡辺53%が投票したことになる。民主・社民両会派の浜田推薦が、支持者と大きな乖離が明らかとなりました。

また、真鍋知事は「必要性の科学的根拠」を説明出来ないまま9月3日退任。しかも、退任前日の2日に本体工事の「コンクリート初打」を強行するなど、最後まで間違いじみた言動に終始しました。そして、6日に初登庁した浜田新知事は選挙結果でも明らかなように、民主・社民県議会両会派が自らの党支持者と同一行動を取っていたら「ダム中止・見直し」の渡辺知事が誕生した可能性があったことを、今後の運動に生かしたいと思えます。県収用委員会が出した「裁決取り消し訴訟」・「工事執行停止訴訟」を9月9日、高松地裁に訴状を提出。六つの裁判が同時に行われ、これからは「本当の闘い」と決意を新たにしています。

③一年間の運動の経過

天国から地獄へ・天国へ全力で邁進中(期待から自らの努力へ)

- 09.8~9 政権交代・前原国交大臣就任会見で「八ツ場・川辺川両ダム中止」・「全国143ダム見直し」を発表直後八ツ場・川辺川両ダム現地視察。「コンクリートから人へ」のスローガンが具体化へ
- 9.10 真鍋香川県知事は、八ツ場ダム本体工事入札中止にもかかわらず「新内海ダム入札」を強行
- 9.22 宮本博司元淀川水系流域委員長・現地視察と対話集会(小豆島)翌日23日、高松でシンポジウム
- 10.15 新内海ダム事業認定取り消し訴訟原告団と弁護団が前原大臣に陳情(①新内海ダムの再設計 ②そのための現地調査 ③事業認定取り消し)大臣は「大臣の権限の範囲で努力する」と回答。大臣と山西原告団長と笑顔で固い握手
- 10.28 真鍋知事、新内海ダム本体工事仮契約を強行
- 11.24 新内海ダム「工事執行停止申し立て」高松地裁に提訴、弁護団8名から15名に
- 12.11 新内海ダム事業認定取り消し訴訟、裁判長等現地9か所視察
- 12.12 前原大臣、新内海ダム現地視察・真鍋知事に「ダム見直しを要請」知事これを拒否
- 12.15 香川県議会最終日、新内海ダム「本体工事契約締結議案」自民・公明が賛成討論なしで強行議決
- 12.25 鳩山内閣来年度予算案閣議決定、新内海ダムを含む58補助ダム補助予算見送り、事実上の凍結へ
- 10.3.25 新内海・路木(隼)浅川(鷺)3ダム共同で国交省に申し入れ(翌26日国交省は3ダム含む58補助ダム補助満額内示・検証から除外表明)
- 6.19 新内海ダム即時中止を求める「団結小屋」を強制収用予定地内に設置
- 7.18 地質学の泰斗・京大名誉教授 志岐常正先生をお招きして「新内海ダム大勉強会」を開く(現地小豆島)
- 7.20 香川県収用委員会「強制収用を認める裁決」を発表(僅か5回の審理で「結審」、県は「必要性の科学的根拠」全く説明せず)
- 9.09 「裁決取り消し訴訟」「工事執行停止訴訟」高松地裁に提訴(8.20 前原大臣に「不徹底査請求書」を提出・六つの裁判に)

新内海ダム大勉強会実施



現地視察後に団結小屋前で記念撮影



講演する志岐常正先生



去る7月18日、小豆島町草壁公民館で、「地質学の泰斗」京都大学名誉教授、志岐常正先生をお招きして新内海ダム大勉強会を、寒霞溪の自然を守る連合会主催・水源開発問題全国連絡会後援で行いました。この勉強会には、反対運動を連携して進めている「路木ダム」(熊本県)「石木ダム」(長崎県)「浅川ダム」(長野県)等々の代表が全国から約20人・小豆島を含む県内の約90人、100人以上が参加して行いました。

この勉強会は、志岐先生の講演の後、新内海ダム・路木ダム・石木ダム・浅川ダムの報告がなされ、いずれも「必要性が全くない無駄遣い」であることが明らかになりました。最後に「宣言」と新内海ダム中止を求め前原大臣と真鍋知事に提出する「決議」を満場一致で行い、現地視察後に「団結小屋」前で記念撮影をして今後の闘いの決意を誓い合いました。

安全な別当川が⇒新内海ダム建設⇨危険な別当川へ

志岐先生は現地視察後に講演の中で「74・76年小豆島大災害調査の別当川の記憶では、大災害の原因は土石流(死者68人の内、溺死24人・罹19人・犠牲性10人等々)だった。別当川上流では土石流は起きておらず、今回の印象では、別当川の環境が人工的に壊されていることを強く感じた。特に、つけ替え県道の残土を県道上部に置いており、この付近は元棚田であり大変危険であり直ちに撤去すべきだ」と強く指摘しました。また「新内海ダムは、安全な別当川を危険な川にしている」とも指摘しました。(その原因は自然環境破壊をし人工的に第二次災害の種をつくっている。)

「多目的ダムは、「利水は水をためる」、「治水は水をためない」、目的が違うものを無理に一つにしていることが問題。山をまたぐ堰堤は大変危険、ダムありきではなく「土石や鉄砲水対策」を考えるべきだ」と強調しました。また、ダム事業に関して行政と住民の情報共有ができていない点を指摘し「地元住民がしっかり考え意見を伝えることが大切、若い人にも呼びかけて」と訴えました。

県収用委員会・強制収用を認める・裁決を発表す

原告団
弁護団

「裁決取り消し・事業執行停止」訴訟

前原国交大臣に「審査請求」実施等決定!

去る7月26日、新内海ダム「事業認定取り消し訴訟」を含む4つの裁判の公判後に、弁護団・原告団会議を、香川県弁護士会館で開き、去る20日、香川県収用委員会が発表した「強制収用を認める裁決」に対する対応を相談しました。その結果、①裁決取り消しを求める訴訟、②事業認定に関する事業の停止を求める訴訟③前原国交大臣に、審査請求をすることを決めました。

県収用委員会には、僅か5回の「審理」で、香川県と小豆島町は「必要性の科学的根拠」を一切説明しないまま(出来ないまま)結審してしまいました。これは、委員は知事が任命し事務局も用地対策室の隣り合わせのフロアーにあり、職員も用地対策室の職員と交流するなど、御用機関そのものを露呈しました。

私たちは、団結小屋(運動の記録館)を中心に6つの訴訟と、小豆島・県民の皆さんに「新内海ダムが「全く不必要で無駄遣い・寒霞溪の景観破壊・堰堤決壊で大参事の危険」があることを」お知らせする運動を、中止まで一致団結して頑張ります。皆さんのあたたかいご支援を心よりお願いします。

地震で危ないが(起源)利水・治水に一変?

83年(S58)内海町と議会が、現内海ダム堰堤の修理を香川県にお願いしたことが始まりです。しかし県は洪水には大丈夫と言って13年間も全く取り合わなかった。ところが95年(H7)の阪神・淡路大震災を境に県の態度が一変。97年(H9)県は、現在の堰堤は地盤沈下しているの、阪神・淡路大震災クラスの地震が起きた場合「安全が保障できない」と言って「新内海ダム(聯繋)構想」を県が提起したことが始まりです。

01年(H13)県が現地説明・内海ダム再開発ニュースで、住民に初めて具体的に明らかにされ「地震で危ないから利水・治水対策」に様変わりしました。(森口内海ダム特別委員長証言)

真鍋知事 必要性がない無駄無駄遣い 自ら証明

04年1月20日、真鍋知事は、反対する私たちに「皆さんは感情的になっている、科学的根拠に基づく議論をしない」と言われましたので、私たちは、翌2月17日「中止を求める科学的根拠」を文書にまとめ資料を添え知事に提出。その後週2回、知事公室長と河川砂防課長に「必要性の科学的根拠」の説明を催促し続けても説明できず、強制収用を可能にするための「県収用委員会」5回の審理でも「必要性の科学的根拠」がとうとう説明できずに結審してしまいました。これは「必要性が無い無駄遣い」を知事自ら証明したものです。

私たちの「中止を求める科学的根拠」 水不足は全くの大嘘・水は既に余っている

知事は、日量1千トンの水道水源が不足するから必要だと言っていますが、これは全くの大嘘です。新内海ダム構想が県より提案されたのは97年(H9)、この年の3月、吉田ダムが完成して小豆島の多目的ダム総貯水量は161万トンから397万トン実に2.5倍に、一昨年8月31日、早明浦ダムが貯水率0%に、この時に吉田ダムは、貯水率82%・250日分も貯水量がありました。小豆島の人口は、この10年間で5,169人14%も残念ながら減少しています。故に、水は有り余っていると言っても過言ではないと思います。

新内海ダム 68人死者が出た地域 全く無関係

知事は、74・76年(S49・51)の小豆島大災害で68人の死者が出たから、洪水対策として必要だと言っていますが、これも全くの大嘘です。新内海ダムの別当川本川は、死者・負傷者・住居の倒壊もなく小豆島では安全な川として知られています。死者の原因は洪水ではなく島全体で起きた「土石流」です。新内海ダムは死者が出た地域には全く無関係です。

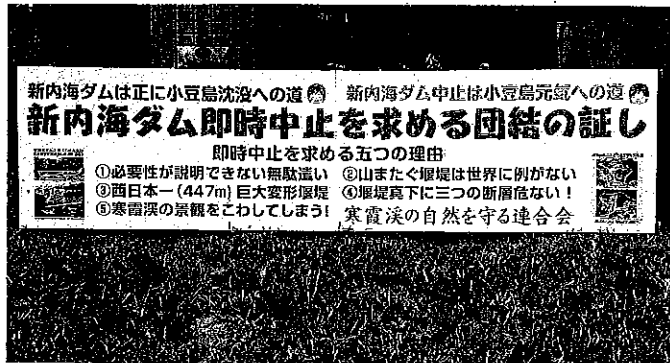
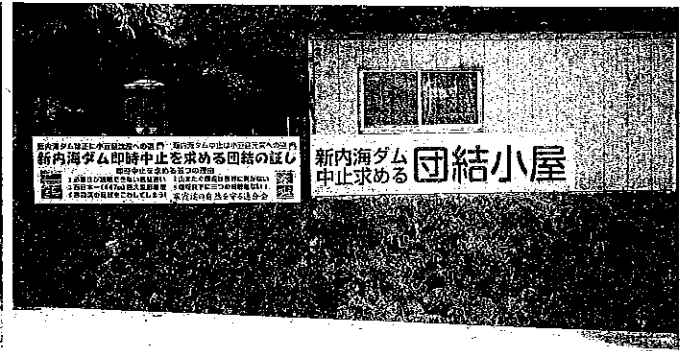
寒霞溪の景観破壊・堰堤決壊で大惨事? 新内海ダム「正に小豆島沈没への道(☹)」

小豆島になくってはならない「観光」観光になくってはならない「寒霞溪」(昭和9年国定公園第1号区)の僅か2km下流に世界に全く例がない「山またぐ巨大変形堰堤」(西日本一長い447m)は寒霞溪の景観を破壊することだけは間違いない。衰退している観光をさらに衰退させ、小豆島の経済に壊滅的な打撃を与えます。

山またぐ巨大変形堰堤真下に「三つの断層」この付近は「堆積の地質」でダムに必要な岩盤がなく「アバウトメント」(Aabutment)を使用。地震で危ないで始まった「新内海ダム」。迫りくる「南海・東南海地震」直下流域には3千人が居住。地震で堰堤決壊「大惨事」の恐れがある新内海ダムは「正に小豆島沈没への道」です。新内海ダム中止こそ「小豆島元気への道」だと思います。私たちは「団結小屋」を中心に、新内海ダム即時中止を勝ち取るため、一致団結して頑張り抜きます。全国の皆さんのあたたかいご支援を心よりお願いします。

新内海ダム中止は「小豆島元気への道(☺)」

団結の証し・団結小屋設置

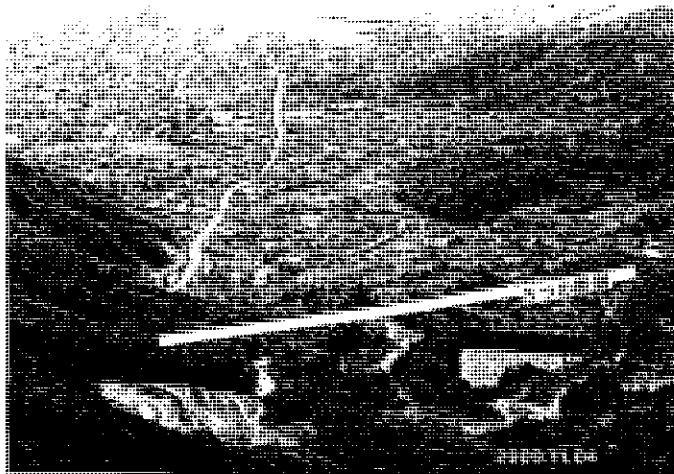


内海ダム再開発計画⊗世界最悪の立地条件(09.12.10)

必要性説明できぬ⊗寒霞溪の絶景を壊す⊗三つの断層危ない

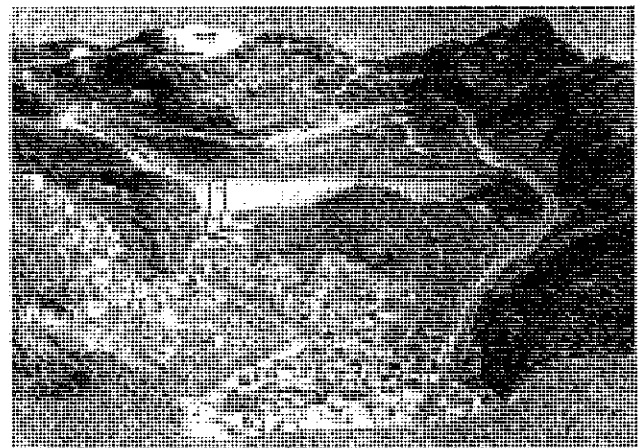
早明浦ダム跡 4.7mも長い、山跨ぐ447mの巨大変形堰堤 西日本一長い、世界に例ない
貯水量は早明浦ダムの300分の1

建設費「寒霞溪」(環境庁資料(1997))



(寒霞溪の自然を守る連合会作成)

概略計画による完成予想地形模型



(ダム計画地点下流からダム本体を望む)



(ダム計画地点上空からダム貯水地を望む)

(内海ダム再開発ニュース第7号・03.3より)(香川県・旧内海町発行)
(※ダム内の——内海ダム堰堤残骸 ▲落矢池水没)(但し連合会が記入)

ショックから 反転・攻勢へ **中止へ一致団結頑張る!**

今年度(09年度)に本体工事に着工した新内海ダムを含む全国五つの補助ダム(浅川ダム・長野、与土ダム・兵庫、野間川ダム・広島、路木ダム・熊本)について、前原国交大臣は3月26日、記者会見で「補助金を内示した」と表明。前原大臣は、その理由として「補助金を交付しないと裁量権の逸脱になる」と説明した。と報道されました。前原大臣に期待していただけに「大きなショック」を受けました。

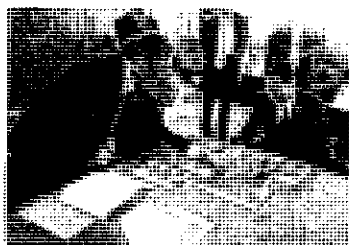
内海ダム再開発「必要性がない無駄遣い」「寒霞溪の景観破壊」 世界に例がない「山またぐ巨大変形堰堤・三つの断層・大惨事の恐れ」

しかし、新内海ダムが「必要性がない無駄遣い」「寒霞溪の景観破壊」「世界に例がない・山をまたぐ巨大変形堰堤(西日本一)・真下に三つの断層・堆積地質・堰堤決壊で大惨事の恐れ」があることはわかりなく、このショックにひるむことなく反転・攻勢に気持ちを切り替え、私たちは一致団結をさらに強め・中止を勝ち取るために運動をして行くことを決意しました。みさんの暖かいご支援をお願いします。

政権の交代 鳩山内閣誕生 **前原大臣はダム見直しを要請** 真鍋知事は要請を拒否

昨年8月31日、総選挙で政権交代・鳩山内閣誕生、前原国交大臣が就任の記者会見で「全国143ダム事業見直し」を表明は「コンクリートから人へ」の象徴的な出来事でした。そして10月15日、「事業認定取り消し訴訟」原告団と弁護団は、前原大臣に「内海ダム再開発の見直し・そのための現地視察・前大臣が出した事業認定の取り消し」を陳情。大臣は「権限の範囲で努力する」とありがたい確約。山西原告団長と笑顔で固い握手をするなど本当にありがたいことの連続でした。

内海ダム再開発の中止(訴訟・訴訟・事業認定取り消し) (09.10.15)
前原国土交通大臣に「お願いする」山西連合会代表等
前原大臣と固い握手を交わす山西代表等



前原国交大臣内海ダム再開発現地視察 (09.12.12)
歓迎する寒霞溪の自然を守る連合会



12月12日、前原大臣は、陳情の約束を守り「内海ダム再開発」を現地視察(全国87補助ダムの内唯一つ)後に、真鍋知事に面会して「ダムに頼らない治水への見直し」を要請、知事はこれを拒否。12月25日來年度予算案発表と同時に、補助ダム87事業の内58ダム事業を「見直し対象」にすると前原大臣が表明。政権交代によるありがたい出来事の連続でした。

内海ダム再開発 **前原大臣 補助金交付しない決断を!**

前原大臣は、補助金内示の理由を「裁量権の逸脱となつて負担義務違反を問われる恐れ」を言っていますが私たちの弁護団の見解は、今や判例上「国庫負担金にかかわる具体的交付請求権は交付決定により発生するという考え方が確立しているものといつてよい」(全訂版 補助金適正化法一か滴敬之/全開会計職員協会 119頁)

昨年12月12日、前原大臣は、内海ダム再開発現地視察と知事に面会して「ダムに頼らない治水への見直し」を要請、知事はこれを拒否して3日後に、あえてそれに反する複数年契約締結は、既成事実を積み重ねれば押し切れるという判断は誠実な態度ではなく、信義則から見て保護されるべき利益がない。

まだ交付決定をしていないのだから、補助金適正化法6条は「補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか」の判断を国に求めており、適正でなければ補助金を交付しない裁量を与えている。(内海ダム再開発対策協議会10.3.24)

この弁護団のまとめに基づき3月12日、前原大臣に要望書を提出。25日、三日月政務官に直接要望しました。この要望書の提出は、内海ダム再開発、浅川ダム(長野)、路木ダム(熊本)の3団体で行いました。

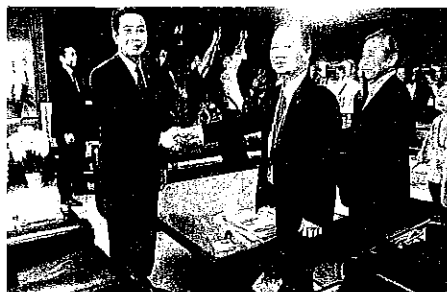
前原大臣に、補助金交付申請が出たら、補助金を交付しない決断をするよう強くはたらきかて行きます。

内海ダム再開発

私たちは「再開発の再検討・そのための現地調査・事業認定の取り消し」大臣に陳情 (09.11.2)

前原大臣「努力する」と確約!

去る10月15日、私たち陳情団は、前原国交大臣にお会いして、①内海ダム再開発事業の再検討 ②そのための現地調査 ③金子前大臣が出した「事業認定」の取り消しをお願いしました。



前原大臣と山西連合会代表が笑顔で握手



国土交通省に入る私たち連合会陳情団

前原大臣は「鳩て承知していま霞溪は後援会の晴らしい景色で知っています。努力します」と

これに対して山総理から聞いす。私も昨年寒旅行で行き、素あることはよく大臣の権限内で

ありがたい回答をいただきました。また、面会時間は10分でしたが30分にも及び最後は前原大臣と山西連合会代表が笑顔で固い握手を交わす、和やかな雰囲気であったことをご報告致します。(内海ダム再開発事業は、以下新内海ダムと略します。)

真鍋知事「国に逆らい入札強行」???

兵庫県は「国に対応し入札延期」!

政権交代が明らかになった8月31日、国土交通省は「八ツ場ダム本体工事入札」(9月11~18日予定)を凍結すると事務次官が発表。その理由は新政権の大臣の指示に従うということです。にもかかわらず真鍋知事は予定どおり「新内海ダム本体工事入札」を国交省に逆らって強行。しかも今年度予算の総額は8億3千万円、入札の予定価額は65億1千万円。10月1日の新聞報道で「政権交代(143事業)で注目されそうな主なダムなどの事業」13の中に新内海ダムが記載・香川県内海ダム再開発・鳩山氏が必要性を疑問視。入札を実施。兵庫県与布土ダム・9月10日に県が本体工事の入札延期。(兵庫県に問い合わせたところ、来年度の予算をいただくために、国の動きに対応したとのことでした)等と13事業の状況も併せ報道された。

去る9月17日、前原国土交通大臣が就任の記者会見で「八ツ場・川辺川両ダム中止とダム全国143事業見直し」を表明後も「新内海ダム再開は継続する」と言い続けた真鍋知事は、10月26日、定例記者会見で「国の補助金があつなくても県と町で事業をすすめる可能性がある」との考えを示した。と新聞報道されました。また、前原大臣が私たちの陳情の席で「賛成派・反対派が議論する場を設けては」との提案も、真鍋知事は「議論は尽くされている・必要性はない」と否定した。と報道されました。

新内海ダムの必要性の科学的根拠が週二回の催促を五年以上続けても説明できない真鍋知事、国の補助金なしでも強行する態度は、まさに「県民不在・ゼネコン奉仕」の最たるもので「強い怒り」と「知事ご乱心」「情けない」の一語に尽きると思います。

寒霞溪展望台で10月25日景観アンケート実施(新内海ダム事業の見直しを求める会)

新内海ダムが出来たら景観が「よくなる」0人「悪くなる」118人

事業認定取り消し訴訟第2回公判・11月11日14時 高松地裁(傍聴をお願いします)

進捗状況報告用紙

事業名		山鳥坂ダム 鹿野川ダム改造
所在都道府県		愛媛県
事業者		四国地方整備局
政権交代当時の状況	<p>四国整備局は、8月31日肱川に関連する予算を発表、鹿野川ダム改造は23億4千万円、山鳥坂ダムについては9億7千9百万円（道路工事や地質調査）。</p> <p>政権交代直後に民主党愛媛県連が山鳥坂ダム検証委員会の設置を発表。ところがこの委員会に大問題が、一つ目が山鳥坂ダムだけを問題とし肱川水系河川整備計画全体を問題にはしない。二つ目は、山鳥坂ダム問題に一貫してかかわっている人物は参加させない。三つ目は委員会を一般には公開しない、マスコミの取材は認めるとするもの。このように問題だらけの委員会でしたが、2009年末に発表された中間答申では、山鳥坂ダムの凍結と河川整備計画の見直しを提言。</p>	
現時点の状況	<p>今年の5月に入って、突然鹿野川ダム改造（トンネル洪水吐）の説明会を開催、翌週付帯工事に着手することを発表。説明会は市内4カ所で開催、どこの会場でも疑問の声があふれた。水質悪化の懸念が強く出され、次いで肱川の治水にトンネル洪水吐が必要か、最優先の治水事業は堤防建設ではないかなど真摯な質問が相次いだ。</p>	
（政治・行政・メディア・市民への働きかけ） 一年間の運動の経過	<p>昨年の市長選終了後、従来山鳥坂ダム問題に関わってきたメンバーは、民主党県連の山鳥坂ダム検証委員会設置の発表に戸惑った。その後、国交大臣がダム建設凍結を発表し、戸惑いはさらに広がった。</p> <p>ダム建設凍結の発表後は、マスコミ各社に対し繰り返し「有識者会議」の欺瞞性を主張してきた。内容としては、会議は密室で行われ、構成員がほとんどダム推進派であることなど。</p> <p>鹿野川ダム改造に関しては、6月17日肱川漁協が反対を決議、7月19日着工抗議学習会を開催した。学習会の参加者は約40名。翌日、山鳥坂ダム工事事務所（鹿野川ダム改造事業も担当）へ抗議文を提出。8月16日には、民主党県連に対しダム改造中止の要請を行う。</p>	
報告者	団体名	大洲市の住民投票を実現する会
	連絡担当者	有友正本

進捗状況報告用紙

事業名	平瀬ダム	
所在都道府県	山口県	
事業者	山口県	
政権交代当時の状況	<p>今までと変わりなし</p> <p>政権交代前の2年前に、本体工事の第一段階であるダムサイトの掘削工事に入る予定であったが、その後は現在に至るまで本体工事予算が付いていない。</p>	
	<p>本年度の付替道路工事費が、例年の約半分である10億円になった為、進捗状況は鈍くなった。本体工事予算は2年続けて付いていない。</p> <p>21年度 事業費 503、3千万円 (総工費740億円 進捗68%)</p> <p>付替道路 国道 進捗率95% 市道 進捗率58% 林道 進捗率11%</p>	
現時点の状況		
(政治・行政・メディア・市民への働きかけ)	<p>昨年10月 「水のウォーク」にてカヌーで、デモ川下り</p> <p>4月 アースデイ瀬戸内にて平瀬ダム問題資料展示</p> <p>5月 「命の水、錦川を考えるツアー」にて講演</p> <p>8月 7ジェネレーションズ ウォークにて錦川の生物多様性とダム問題の講演</p> <p>9月 山口県議会にて、民主党吉敷県議会議員が平瀬ダム問題を提起予定</p>	
	一年間の運動の経過	
報告者	団体名	美しい錦川を未来へ手渡す会
	連絡担当者	吉村 健次

進捗状況報告用紙

事業名	石木ダム				
所在都道府県	長崎県				
事業者	長崎県				
政権交代当時の状況	<p>ダム推進側の動きは、政権交代前から政権交代への危機感を感じてか、「石木ダムの事業認定申請」の動きを活発化させていた。これに対し、ダム反対者側では事業認定申請阻止のための活動を活発化させていた。内容は、①署名活動②投書③組織体制の強化④政党、特に民主党への働きかけなど。政権交代後、民主党政権のダム政策に危機感を感じた県と佐世保市は、事業認定申請への動きを加速させていった。反対派支援団体は、9月25日6月に続き2回目の事業認定申請回避の署名簿を金子知事へ提出した。11月4日金子知事は、衆院選で自民党を支援し県内4選挙区で自民党が全敗したこともありか、次期知事選（2010年2月）への4選不出馬を正式表明した。そして、11月9日県と佐世保市は国に事業認定申請を提出した。</p>				
現時点の状況	<p>2010年2月の長崎県知事選は、民主党への風は吹かず前知事の後継者で前副知事の中村法道氏が初当選し、石木ダム建設推進の流れは変わらなかった。</p> <p>県は反対地権者等への事前説明もせず、3月24日抜き打ち的に石木ダム付替え道路工事に着手した。これに対し反対同盟は、支援者と共に3月27日から日曜日を除く連日工事現場ゲート前で座り込み抗議行動を続け、県庁座り込み、ビラ配布などを行うも工事は止まらなかった。そこで、5月20日から工事の実力阻止行動へ切り替え、工事現場へ通じる4か所の出入り口を早朝から夕刻まで封鎖した。封鎖開始当初は業者との間で紆余曲折あったが、結局工事を完全に止めることとなった。7月に入って、県は第3者の仲介を受け、「知事が反対者の意見を聴く」という条件で工事の中断を決定した。4カ月にわたった座り込み抗議・阻止行動は、7月22日を最後に中断している。</p> <p>現在まで工事中断交渉を含め2回の会合をもち、反対者数人が反対者の思いを知事へぶつ付けたところだ。</p> <p>事業認定手続きの過程で利害関係者が意見を述べる公聴会の開催については、未だに開かれていない。新聞報道によると「国交省の有識者会議が7月ごろに示すダム事業継続の判断基準を見守りたい」としていたが、どうなることやら。</p>				
（政治・行政・メディア・市民への働きかけ） 一年間の運動の経過	<p>上枠にも記したように、事業認定申請を阻止するために①署名活動②投書③組織体制の強化④政党、特に民主党への働きかけなどを行った。事業認定申請後は、付替え道路工事に対して抗議行動から阻止行動まで闘い、現在付替え道路の工事は中断中である。</p> <p>運動の中で組織体制の強化が功を奏し、立ちあがったそれぞれの団体が連携を執り行政、マスコミ、市民への働きかけなど自主活動を広げていった。</p> <p>反対同盟では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「石木ダム建設計画の中止を求める陳情書」を携えて上京し、国交大臣他へ陳情活動(10/26) ・内閣府特命担当（行政刷新）仙石由人大臣宛て「事業仕訳において石木ダム建設の中止を求める陳情書」を送付(11/3) ・民主党長崎県連幹事長宛て「要望書」の提出 ・公聴会の開催請求(12/19) ・九州地方整備局長へ事業認定申請の審査凍結などを求めて「要請書」を提出(11/20) ・長崎県知事及び国交大臣宛て土地収用法第25条の規定による意見書の提出(12/19) ・有識者会議事務局宛て「今後の治水対策のあり方に関する意見」を提出(2010/2/15) ・付替え道路工事に対する抗議行動及び阻止行動の状況をマスコミ等で県民へアピール ・有識者会議事務局宛て「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見」を提出(8/3) ・「2010長崎のうたごえ演奏交流会」でダム反対の意思と古里への愛情を歌で訴えた(9/5) 				
報告者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 1973 443 2033">団体名</td> <td data-bbox="443 1973 1477 2033">石木ダム建設絶対反対同盟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 2033 443 2085">連絡担当者</td> <td data-bbox="443 2033 1477 2085">岩下 和雄</td> </tr> </table>	団体名	石木ダム建設絶対反対同盟	連絡担当者	岩下 和雄
団体名	石木ダム建設絶対反対同盟				
連絡担当者	岩下 和雄				



古里への愛情を歌で訴える石木ダム計画の反対地権者ら
=長与町民文化ホール

古里への愛歌に込め

2010/9/6(月)

長崎

石木ダム
反対地権者
演奏交流会で熱唱

長 与

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム事業の反対地権者が5日、西彼長与町民文化ホールで開かれた「2010長崎のうたごえ演奏交流会」に出演し、ダム反対の意志と古里への愛情を歌で訴えた。

交流会は有志らでつくる「長崎のうたごえ協議会」が毎年開催。今回は10月に本県で初めて開かれる全国大会「日本のうたごえ祭典 in 長崎」の予選会も兼ねており、地権者は「ダム反対の思いを広く訴えたい」と参加を決意。6月から練習を重ねてきた。

歌ったのは、水没予定地とされている川原地区の自然の美しさを歌詞にちりばめた「川原のうた」。そろいのTシャツでステージに立った計27人は緊張した表

情ながら息を合わせて熱唱。曲の途中には地権者の松本好央さん(35)が「生まれ育った土地に住み続けたいだけ。自然を子どもたちに残したいだけ」と約300人の聴衆に語り掛けた。

審査の結果、同祭典の「オリジナルコンサート」の出演権を獲得。合唱団代表の岩下すみ子さん(61)は「人前で歌うことに慣れていないメンバーばかりだったが、川原のことを知ってほしい一心で出演した。会場から『頑張れ』という声援も受け、涙が出そうになるくらいうれしかった」と話した。

(中山雄一)

川原（こうばる）のうた

（語り 1） 皆さん、

よかったら一度足を運んで下さい
僕らの住んでる川原（こうばる）に
自慢できるものは何もありませんが、
川原（こうばる）がどんどこか
よかったら見に来てください

（歌 1） 春は黄色の 帯のよう
石木川に寄り添って
水辺の菜の花 どこまでも

初夏は日暮れて 帰り道
石木川のほとりでは
ふわふわホタルが飛んでいます

ここは こうばる ホタルの里
自然を守る人が住む

（語り 2） ここにダムができようとしています
もしダムができたら、
田圃も畑も僕らの家も
そしてホタルもみんな
みんなダムの底に沈んでしまいます

（歌 2） 秋の棚田は 黄金色
石木川に吹く風が
野辺のコスモス揺らします

冬は風花 舞い落ちる
石木川のふるさとは
気高くそびえる 虚空蔵山

ここは こうばる ホタルの里
ふるさと愛する人が住む

（語り 3） 僕のかみさんが初めて川原にやってきたとき、
ギョッとした顔をしました
田圃や畑のあちこちに「石木ダム反対！」の
でっかい看板があったからです

僕はそのとき初めて知りました
こんな看板だらけの景色が普通でないことを
僕は生れてずっとこの風景の中で育ったので
それが異常だってことに気付かなかったのです

僕らはだだ、生まれ育ったこの土地に住み続けたいだけなんです
この大好きな自然を 僕らの子どもたちに残したいだけなんです

ダムの中止が決まったら、僕らは看板を撤去して、そこに花を植えたいのです

（歌 3） ここは こうばる ホタルの里
自然を守る人が住む

ここは こうばる ホタルの里
ふるさと愛する人が住む

事業名	川辺川ダム	
所在都道府県	熊本県	
事業者	九州地方整備局	
政権交代当時の状況	<p>2008年蒲島知事の川辺川ダム白紙撤回要望声明の後、「ダムに依存しない治水を考える場」が、国交省、県、関係市町村長の間で3回目まで開かれるに及んでいた。しかし、県からはタタキ台としての治水案が出され、これに対し国はその案をシュミレーションするだけで、自らはダムなし治水案を出す事はなく、市民から非難をあげていた。また、水没予定地の五木村はダム中止に強く反発を示し、厳しく国、県を非難していたが、これを本音と受け取る者はほとんどいない状況であった。</p>	
現時点の状況	<p>「ダムなし治水を考える場」に於いて第4回目に、はじめて国交省案が提示され、「ダムなし治水」には前進がみられるが、まだダムの代替案の域をでない。</p> <p>水没予定地の五木村は、国と県とを相手にした村振興の会議で、思惑通りに進まない為、現在追いつめられた感が強く、生活再建を国に迫ることに世論の支持を得ようとしている。ダムに対しては中止やむなしが本音であるが、特別措置法の制定が条件である。</p> <p>球磨川流域の住民及び市民団体は、基本高水を否定する事に始まり、川の再生を願うのと同時に、ダムに依る治水を全面的に否定し、川の自由度をいかにあげるのかの議論がなされている。</p> <p>頭地大橋は設計変更をして工事に着手した。地元では国による再建事業はこれで終わってしまうのではないかと危惧している。</p>	
1年間の運動の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダムなし治水を考える場」に対し、県、国に数多くの要望書、意見書の提出 ・ 市民の考える治水案の発表と、各市町村への説明（メディアへも） この中でダムに依る治水の全面否定、自然度の高い河川の再成を治水の基本理念としている。 ・ 五木村の再生に村と協調。 ・ 路木ダム（天草）の反対運動の支援。 ・ ダムを考えない治水についての勉強会の開催 ・ 治水の為の河川の現地調査と治水案の作成 etc 	
報告	団体名	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
	連絡担当	中島 康

事業名	路木ダム
所在都道府県	熊本県
事業者	熊本県
政権交代当時の状況	<p>2009年6月熊本県知事は路木ダムの必要性について副知事をトップとする庁内のプロジェクトチーム（PT）で再検証を行なった結果、改めて必要性を確認したとして建設推進を表明。再検証内容は県のHPにて「路木ダム確認作業報告書」の表題で閲覧可能だが、PTによる完全に「お手盛り」報告書だ。過去の洪水被害をねつ造し、今後も地形的に起こり得ない洪水を想定していることに変わりなく、利水についてもウソだらけの説明に終始している。</p> <p>また、10月にも本体工事入札を行なうと発表した。2008年度末時点での進捗率は41%。付替道路等はほぼ完成したが、本体関連工事は未着手。私たちはこのままでは強引に建設されてしまうとして2009年8月に事業費返還と工事差し止めを求めて住民訴訟を起こした。</p>
現時点の状況	<p>政権交代によって国交大臣に就任した前原議員は「ダムによらない治水対策」を実現するために有識者会議による新たな基準作りを検討しつつ、全国各地のダムの再検証を行なっている。</p> <p>しかし、'09年度末時点で本体工事に着手あるいは着手予定である補助ダム（路木ダム含む）は再検証対象にさえなっていない。民主党の政権交代前の政策集「INDEX2009」に掲げられた「現在計画または建設中のダムについては、これをいったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討する」との公約が大きく後退してしまった。</p> <p>路木ダムの事業主体である熊本県は、'10年1月、国交相の再検証要請を無視する形で駆け込み的に本体工事入札を行なった。また、県議会は路木ダムの建設根拠についてまともな審議をすることもなく3月に本体工事の請負契約締結を可決・承認し、6月には本体工事作業が始まった。</p> <p>しかし、建設現場ではダムサイト周辺の樹木の伐採が行われているだけで、転流工の工事すら始まっておらず、すでに10年以上前に仮排水路工事（転流工）が完成しながら、建設中止が決まった川辺川ダムよりはるか手前にある工事段階である。とはいえ、'11年予算で国庫補助金が認められると堤体工事まで進んでしまう可能性があり、ギリギリの状況だ。</p> <p>一方、住民訴訟はこれまで5回の口頭弁論が開催されたが、県側は何ら建設根拠に係る釈明すら行なっておらず、裁判をないがしろにして現場の本体工事だけを強引に進めようとしているのではないか。</p>
（政治・行政・メディア・市民への働きかけ） 一年間の運動の経過	<p>2009年8月13日：提訴、訴状提出。路木ダム建設根拠不存在、補助金適正化法違反で</p> <p>9月24日：民主党、社民党の熊本県連に対し「路木ダム事業に関する要望書」提出</p> <p>9月26日：人吉市を訪れた前原国交大臣に「路木ダム事業の緊急見直しを求める要望書」を直接手渡す</p> <p>10月6日：国交大臣あてに「路木川河川整備計画の同意撤回を求める緊急要望書」提出</p> <p>10月6日：財務大臣あてに「路木ダム事業の補助金凍結を求める緊急要望書」提出</p> <p>10月17・18日：第25回水郷水都会議（桑名大会）にて路木ダム事業について報告</p> <p>10月21日：路木ダム裁判第1回口頭弁論。被告（熊本県）が路木ダム関連別訴と二重訴訟にあたり不適法と主張（後に取り下げ）。</p> <p>12月9日：路木ダム裁判第2回口頭弁論。被告（熊本県）が治水、利水の必要性を主張</p> <p>12月16日：国交大臣など関係大臣あてに「各道府県の全ての補助ダム事業への予算づけ凍結を求める要望書」提出。全国各地の補助ダム反対関係者による連携要望</p> <p>2010年1月14日：熊本県に対し、「路木ダム本体工事入札の中止を求める申入れ書」提出</p> <p>3月3日：路木ダム裁判第3回口頭弁論。原告求釈明「基本高水流量算出根拠」</p> <p>6月3日：路木ダム裁判第4回口頭弁論。被告側、今後反論する（準備書面等提出） 予定はない旨弁明。原告側は今後、治水・利水・環境等に関して準備書面提出予定であることを明らかにする。</p> <p>8月18日：路木ダム裁判第5回口頭弁論。原告求釈明：ある県資料では路木川の現行の流下能力で基本高水流量をクリアする⇒ダムは不必要、と主張。</p>
報告	<p>団体名 路木ダムを考える河浦住民の会</p> <p>連絡担当者 松本 基督</p>

參考資料

ダムによらない治水・利水の基本的考え方

水源開発問題全国連絡会

治水についての基本的な視点

ダムに依存した治水対策を立てることは次のとおり、かえって危険であるので、人命を確実に守ることができる治水対策を進めなければならない。

- ダムに依存した治水対策の問題点
- ① ダムの集水面積は河川の流域面積のほんの一部に過ぎないことが多く、もともと、あまり大きな効果を持ち得ない。
 - ② 雨の降り方によって治水効果が大きく変動するギャンブル的治水対策である。
 - ③ ダム地点から下流に行くほど、ダムの治水効果は減衰する。
 - ④ ダム地点の洪水が想定を超えると、ダムの治水機能が急減する。

ダムによらない治水対策を確立するためには、次の検証を行う必要がある。

第1ステップ 治水計画の目標流量を実際に観測された近年の最大洪水流量とし、実現性のある治水計画へ

第2ステップ ダム事業優先の治水計画を河道整備優先の治水計画へ

第3ステップ 河道整備で対応できる範囲の徹底追求

第4ステップ 河道整備の対応を超える洪水は流域への受容の方策を追求

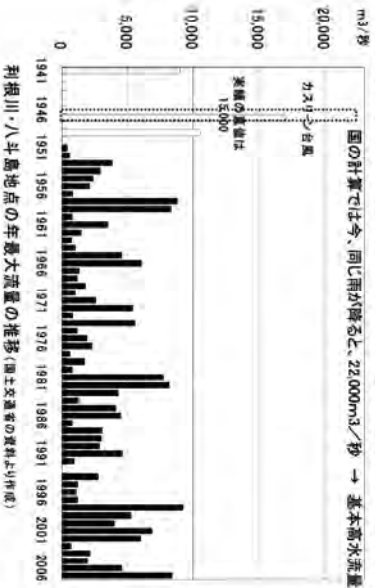
第5ステップ 想定規模を超える洪水に対応するため、耐越水堤防への強化を推進

1

1 ダムによらない治水計画にするためのステップ

第1ステップ 治水計画の目標流量の再設定
治水計画の目標流量を、実際に観測された近年の最大洪水流量にして、実現性のある治水計画へ

観測流量とかけ離れた過大な基本高水流量 (利根川を例にとりて)



河川整備計画の目標流量を観測流量に近い数字にすれば、ハツ場ダム等は明らかに不要

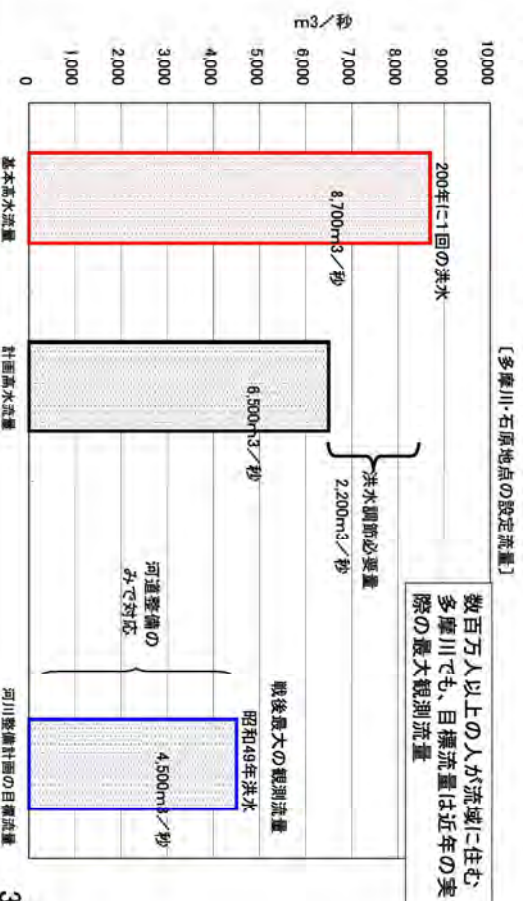
今後もダムを造り続けたいと完結しない利根川の治水計画

利根川水系河川整備基本方針では基本高水流量 22,000 m³/秒のうち、5,500 m³/秒を上流ダム群で調節することになっている。

この治水計画では、ハツ場ダムが仮にできて、既設ダムと合わせて1,600 m³/秒の調節量であるから、残り3,900 m³/秒を調節する新規ダム群(10基以上)が必要となっている。

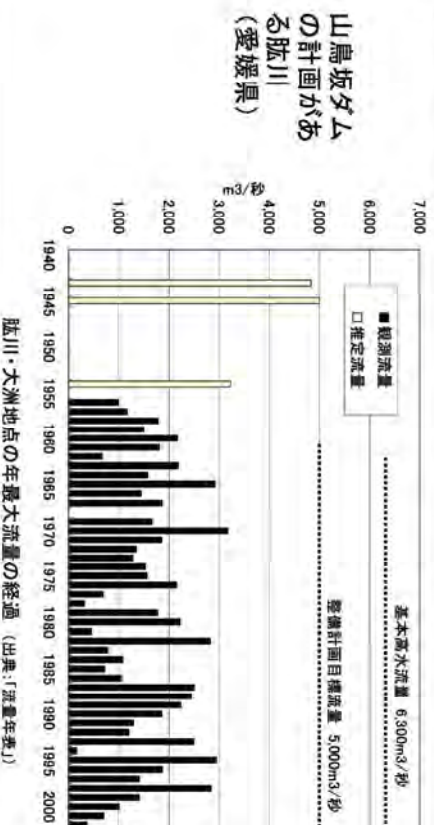
2

【多摩川の場合】 実際の治水計画の目標流量は近年の最大観測流量
多摩川の場合、河川整備基本方針では基本高水流量に対応するためにダムがいくつか必要とされているが、実際にダムの建設は不可能に近いので、河川整備計画では目標流量を近年の最大観測流量(昭和49年洪水)とし、基本高水流量の半分近くまで小さくして、河道整備のみで対応するとしている。



ダムによらない治水計画にするための第1ステップ
近年の実際の最大観測流量を目標流量にして治水計画を策定する。

例 山鳥坂ダム: 肱川水系河川整備計画の目標流量を再設定すれば不要
河川整備計画の目標流量(大洲地点)は昭和20年洪水の推定流量5,000 m³/秒となっているが、これはあくまで推定値であり、しかも、60年以上前の数字である。最近30~40年間に観測最大流量3,200 m³/秒に近い値を目標流量にすべきである。



山鳥坂ダム
の計画がある
肱川
(愛媛県)

観測流量
推定流量

基本高水流量 6,500 m³/秒
整備計画目標流量 5,000 m³/秒

1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000

肱川・大洲地点の年最大流量の経過 (出典:「流量年表」)

4

一級水系の河川整備計画

● 実際に一級水系の河川整備計画では、基本高水流量より小さい目標流量が設定されていることが多く、基本高水流量は現実的な意味を失ってきている。(別表1参照)

● しかし、そのような河川整備計画であっても、最近の実際の最大洪水流量より大きい目標流量を設定して、新規ダムを位置づけている水系が数多くある。(別表1参照)

例1 目標流量を観測流量よりかなり大きくしているケース(冠蓋戻しなどの数字が大きすぎる。)

新規ダム名	水系名	基準点	観測最大流量	発生年	整備計画目標流量
サンルダム	天塩川	菅平	3,760m ³ /秒	1981年	4,400m ³ /秒
利賀ダム	庄川	雄神	3,396m ³ /秒	2004年	4,200m ³ /秒

例2 50年以上前の洪水流量の推定値を使って目標流量を大きくしているケース

新規ダム名	水系名	基準点	実績最大流量推定値	発生年	整備計画目標流量
山鳥坂ダム	臥川	大洲	5,000m ³ /秒	1945年	5,000m ³ /秒
成瀬ダム	雄物川	椿川	6,440m ³ /秒	1944年	7,100m ³ /秒

ダムによらない治水計画にするための第2ステップ

ダム事業優先の治水計画を河道整備優先の治水計画へ
(河川整備基本方針で定められている河道整備を優先)

基本方針の計画高水流量は、河川管理者として判断した「河道整備で可能となる河道の流下能力」を表している。

新規ダムを含む河川整備計画は、この計画高水流量の達成を次のようにして、新規ダム建設を優先していることが多い。このような場合は河道整備を最優先で進めるようにすれば、新規ダムの建設を不要のものとすか、新規ダムの代替案で対応すべき範囲を狭めることができる。

例 成瀬ダム(直轄ダム、秋田県)

雄物川水系河川整備基本方針(1/150、椿川地点)

- ① 基本高水流量 9,800m³/秒
- ② 計画高水流量 8,700m³/秒
- ③ 計画目標流量(河道流量+ダム等調節量) 7,100m³/秒
- ④ 河道流量 6,800m³/秒
- ⑤ ダム等調節量 300m³/秒

既設ダム(皆瀬ダム、玉川ダム、鏡畑ダム)+成瀬ダム

②>③であるから、河道整備を優先して進めれば、成瀬ダムは不要となる。

二級水系および一級水系指定区間の河川整備計画の問題点

○ 都道府県が管理する一級水系の指定区間および二級水系ではダム建設を進めるため、河川整備計画でも基本高水流量と同じ目標流量が設定されていることが多い。下表のとおり、浅川、川棚川、犀川では河川整備計画も1/1000の規模で策定されており、基本高水流量よりかなり小さい現実性のある目標流量に変える必要がある。

○ さらに、二級水系および一級水系指定区間では洪水時の基準点の流量観測を行っておらず、机上の計算だけで治水計画の目標流量が設定されていることがほとんどであるので、現実と遊離した計画になっている可能性が十分にある。その目標流量がどこまで現実的であるかを科学的に検証する必要がある。

雄物川ダムの新規計画がある水系の河川整備計画の例

ダム名	河川名	河川整備計画				河川整備基本方針				
		基準点	目標流量 m ³ /秒	河道整備 目標流量 m ³ /秒	ダム調節 m ³ /秒	基本高水 流量 m ³ /秒	基本高水 流量の規 模	計画高水 流量 m ³ /秒	ダム調節 m ³ /秒	
浅川ダム	浅川	千曲川合流点	450	1/100	350	100	450	1/100	350	100
石木ダム	川棚川	山道橋	1,400	1/100	1,130	270	1,400	1/100	1,130	270
内沼ダム 再開案	羽当川	専農受橋	165	1976年 既往最大	130	55	165	既往最大	130	55
路木ダム	路木川	大河内橋	140	1/30	60	80	140	1/30	60	80
阪巴ダム	犀川	犀川大橋	1,750	1/100	1,230	520	1,750	1/100	1,230	520
平瀬ダム	鏡川	取電橋	3,500	1990年	2,800	700	3,500	1/100	3,250	2,050

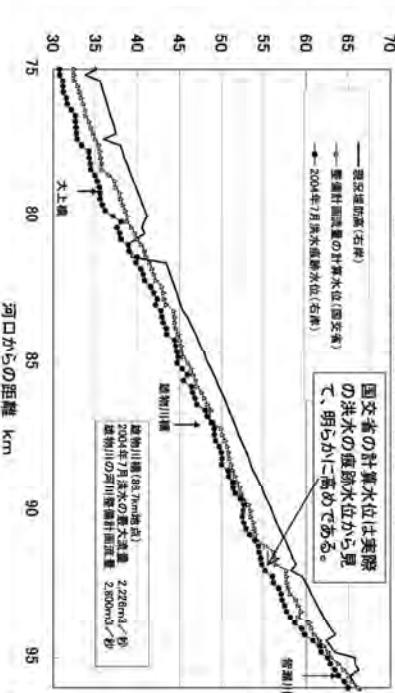
【注】浅川は一級水系「雄物川水系」の指定区間で、河川整備基本方針がないので、従前の工事実施基本計画の数字を河川整備基本方針の欄に記入した。

ダムによらない治水計画にするための第3ステップ

河道整備で対応できる範囲の徹底追求
(現況河道で流下が可能なる洪水流量および河床掘削や堤防の一部嵩上げで流下が可能となる洪水流量の徹底追求)

河川管理者による河道の流下能力の数字は過小評価であることが多いので、洪水の痕跡水位によって河道の流下能力をあらためて検証する必要がある。

m(T,P)



ダムによらない治水計画にするための第4ステップ 河道整備で対応できる範囲を超える洪水については流域への受容の方策を追求

洪水による浸水があっても、生活への影響を小さくできるようにして、洪水を流域に受容していく。参考になるのが愛知県の豊川の霞堤地区。



近年の洪水による豊川霞堤地区の被害状況

田畑や道路の冠水はあるが、住宅の被害はわずか。霞堤地区では浸水があることを前提として、家の土台を高くし、浸水の被害を受けないようにしている。

ダムの費用便益比(B/C)の正しい再計算の実施を！

洪水調節

洪水調節に係る便益は、現実には到底起こりえない氾濫を想定したもので、現実と大きく乖離したものである。その計算の元になっている「治水経済調査マニュアル」を抜本的に作り替えて、水害の実績に基づく再計算を行う必要がある。

流水の正常な機能の維持

「流水の正常な機能の維持」の費用便益比の計算は必ず1を超える計算手法がとられており、費用便益の計算に値しないものである。「流水の正常な機能の維持」の実際の便益は余り大きな金額にはならないので、恣意的な計算手法が採用されている。

新規ダム事業のそれぞれについて現実に即して費用便益比(B/C)を正しく再計算すれば、いずれのダムもB/Cが1を大きく下回り、中止の理由が明確になると予想される。

ダムによらない治水計画にするための第5ステップ 想定規模を超える洪水への対応策 耐越水堤防への強化

耐越水堤防の重要性

洪水が堤防を越流することがあっても、直ちに決壊しないように堤防を強化することは、想定を超える洪水への対策としてきわめて重要である。それによっていかなる洪水が来ても、壊滅的な被害を回避することができる。

土木学会は耐越水堤防は現段階では十分な強度を持つものは技術的に困難としているが、決壊を遅らせる程度の強度を確保することは可能であろう。

国交省が災害復旧対策として耐越水堤防の採用を認めているのであるから、実施できない技術ではない。耐越水堤防の技術の確立とその普及は今後の治水対策の柱になるべきものである。

最小の費用で最大の効果がある治水対策の選択を！

耐越水堤防は今後の治水対策の要であるが、それはスーパー堤防や、利根川・江戸川が進められている首都圏記産区域堤防強化対策事業ではない。前者は1kmの整備に500億円以上の事業費を要するもので、「点」の整備しかできない。後者は堤防の裾野を大きく拡げるため、1,000戸程度の家屋が移転させるもので、完成まで非常に長い年月と膨大な事業費を要する事業である。治水対策は、最小の費用で最大の効果があり、長い年月を要しないものが選択されなければならない。

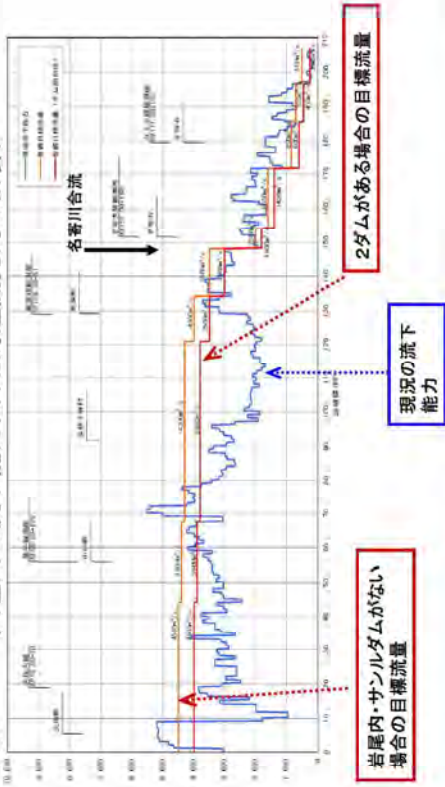
ダムによらない治水計画にするためのステップ

- 第1ステップ 治水計画の目標流量を実際に観測された近年の最大洪水流量とし、実現性のある治水計画へ
- 第2ステップ ダム事業優先の治水計画を河道整備優先の治水計画へ
- 第3ステップ 河道整備で対応できる範囲の徹底追求
- 第4ステップ 河道整備の対応を超える洪水は流域への受容の方策を追求
- 第5ステップ 想定規模を超える洪水に対応するため、耐越水堤防への強化を推進

「ダムによらない治水の考え方」補足

治水対策の喫緊の課題① 流下能力が不足している河道の改善
 例、天塩川では流下能力が大幅に不足している区間がかなりあるにもかかわらず、その改善が後回しにされている。必要性の希薄なサンルダムよりも、その河川改修に力を注ぐべきである。

天塩川の流下能力図(北海道開発局の計算)

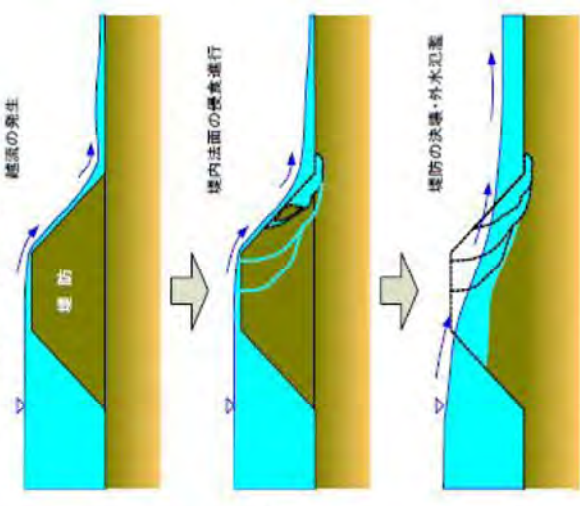


1

治水対策の喫緊の課題③ 耐越水堤防への強化
 想定を超える洪水が来ても、壊滅的な被害を受けないうように、耐越水堤防への強化を図ることが必要。

人命を守る上できわめて重要な、耐越水堤防(洪水が越流しても直ちに決壊しない堤防)は国交省の計画対象外となっている。

越流による破堤

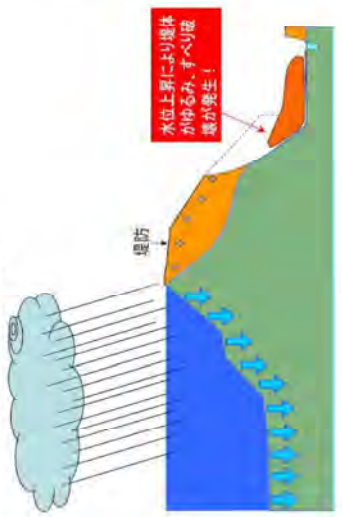


(国土交通省の資料)

3

治水対策の喫緊の課題② 洪水時の浸透による破堤の回避
 洪水時の浸透による破堤の危険性がある堤防が各所にあるにもかかわらず、その強化対策が後回しにされている河川が多い。

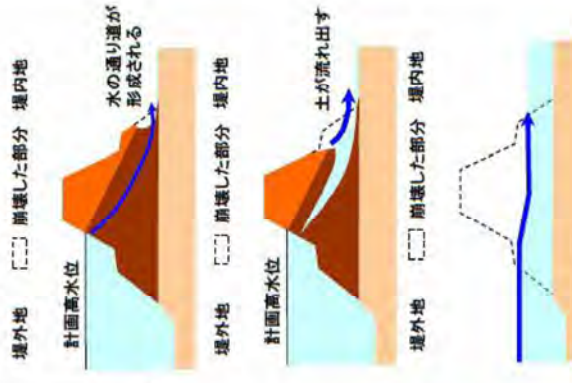
すべり破堤



(国土交通省の資料)

2

パイピング破堤



洪水に対して危険のある状態が半永久的に放置される(流下能力の不足、洪水時の浸透による破堤、越流による破堤)

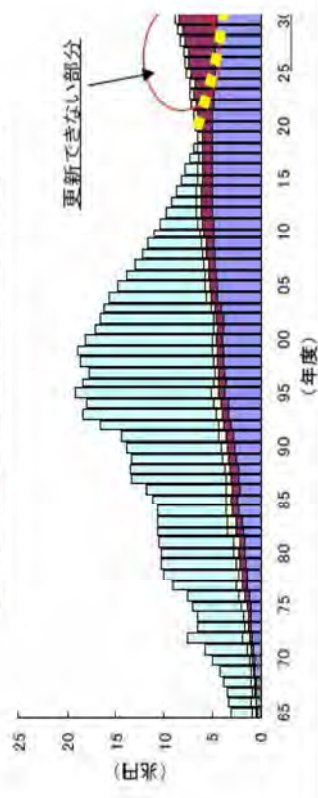
将来は社会資本の予算が次第に縮小し、一方で社会資本の維持管理費、更新費が増大していくため、新規の社会投資が次第に困難になっていく。今のうちに、不要不急のダム建設に河川予算を投入するのをやめて、流域の安全を守る上で喫緊の課題である河川改修に河川予算を注ぎ込まないと、洪水に対して危険のある状態が半永久的に放置されてしまうことになる。

(国交省の資料 2005.10.14より)

ケース2 (国対前年比マイナス3%、地方対前年比マイナス7%)

維持管理・更新投資の見直し

□ 維持管理費 ■ 更新費 □ 災害復旧費 □ 新設(赤当可能)費



4

別表1 新規ダム計画を含む一級水系の河川整備計画(策定済みと素案の水系)

水系名	流域自治体	ダム等(かっこは既設)	基準点	河川整備基本方針			河川整備計画					③/②	実績最大流量(m3/秒)		
				①基本高水流量(m3/秒)	基本方針の計画規模	②計画高水流量(m3/秒)	③整備計画目標流量(河道流量+ダム等調節量)(m3/秒)	想定洪水	④河道流量(m3/秒)	⑤ダム等調節量(m3/秒)	発生年		流量	流量の根拠	
天塩川	北海道	サンルダム、(岩尾内ダム)	誉平	6,400	1/100	5,700	4,400	戦後最大	3,900	500	0.77	1981年	3,760	観測	
留萌川	北海道	留萌ダム、大和田遊水地	大和田	1,300	1/100	800	1,050	既往第二位	800	250	1.31	1978年	710	観測	
石狩川下流	北海道	夕張シューバロダム、新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム、千歳川遊水地、中流遊水地、(既設ダム群)	石狩大橋	18,000	1/150	14,000	14,400	戦後最大	11,700	2,700	1.03	1981年	11,330 (12,080)	観測(氾濫戻し加算)	
沙流川	北海道	平取ダム、(二風谷ダム)	平取	6,600	1/100	5,000	6,100	戦後最大	4,500	1,600	1.22	2003年	5,240	観測	
岩木川	青森県	津軽ダム	五所川原	5,500	1/100	3,800	2,900	戦後最大	2,500	400	0.76	1975年	3,680	方針河道で再現計算	
鳴瀬川	宮城県	田川ダム第一・第二ダム(鳴瀬川総合開発、調査中)、筒砂子ダム(県営)、(南川ダム)	三本木	4,100	1/100	3,300	3,400	戦後最大	2,800	600	1.03	1947年	3,370	観測+氾濫戻し	
米代川	秋田県等	森吉山ダム、砂子沢ダム[県営 試験遊水中]	二ツ井	9,200	1/100	8,200	7,800	戦後最大	7,200	600	0.95	1972年	6,800	観測	
子吉川	秋田県等	鳥海ダム[調査中]	二十六木橋	3,100	1/150	2,300	2,400	戦後最大	2,000	400	1.04	1947年	2,430	再現計算	
最上川	山形県	長井ダム、(寒河江ダム、白川ダム)	両羽橋	9,000	1/150	8,000	7,800	戦後最大	7,000	800	0.98	1969年	7,800	再現計算	
荒川	新潟県等	横川ダム、(大石ダム)	花立	8,000	1/100	6,500	7,500	1/85洪水	6,500	1,000	1.15	1967年	8,000	再現計算	
庄川	富山県等	利賀ダム	雄神	6,500	1/150	5,800	4,200	戦後最大	4,000	200	0.72	2004年	3,396	観測	
天竜川	長野県等	天竜川ダム群再編、(美和ダム)	鹿島	19,000	1/150	15,000	15,000	戦後最大	13,500	1,500	1.00	1983年	11,630	観測+氾濫戻し+ダム調節	
豊川	愛知県	設楽ダム	石田	7,100	1/150	4,100	4,650	戦後最大	4,100	550	1.13	1969年	4,600	観測	
庄内川	愛知県等	小里川ダム、小田井遊水地等	枇杷島	4,700	1/200	4,400	3,900	観測後最大	3,700	200	0.89	2000年	3,500 (3,800)	観測(氾濫戻し加算)	
木曽川	岐阜県等	新丸山ダム、(既設ダム群)	犬山	19,500	1/200	13,500	16,500	戦後最大	12,500	4,000	1.22	1983年	14,099	観測	
揖斐川	岐阜県	横山ダム再開発、(徳山ダム)	万石	6,300	1/100	3,900	5,000	戦後最大	3,900	1,100	1.28	1959年	4,540	観測	
淀川	滋賀県等	(日吉ダム等)、川上ダム等	枚方	17,500	1/200	12,000	8,500程度	戦後最大		?	--	1953年	7,970	観測	
九頭竜川水系 足羽川	福井県	足羽川ダム	天神橋	2,600	1/150	1,800	2,400	戦後最大	1,800	600	1.33	2004年	2,400	観測+氾濫戻し+ダム調節	
千代川	鳥取県	殿ダム	行徳	6,300	1/100	5,700	4,300	戦後最大	4,200	100	0.75	1979年	4,300	観測	
那賀川	徳島県	既設の長安口ダムの改造	古庄	11,200	1/100	9,300	9,000	戦後最大	8,500	500	0.97	1950年	9,000	推定値	
肱川	愛媛県	山島坂ダム、(野村ダム、鹿野川ダム)	大洲	6,300	1/100	4,700	5,000	昭和20年洪水	3,900	1,100	1.06	1945年	5,000	実績水位からの推計値	
渡川水系 中筋川	高知県	横瀬川ダム、(中筋川ダム)	磯ノ川	1,200	1/100	850	1,000	戦後最大	640	360	1.18	1972年	990	再現計算	
筑後川	佐賀県等	大山ダム、(松原・下笠ダム)	荒瀬	10,000	1/150	6,000	6,900	1/50洪水	5,200	1,700	1.15	1953年	9,100	再現計算	
嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川ダム	官人橋	3,400	1/100	2,500	2,200	戦後第三位	1,500	700	0.88	1949年	3,400	再現計算	
本明川	長崎県	本明川ダム	裏山	1,070	1/100	810	1,070	戦後最大	780	290	1.32	1957年	1,070	再現計算	
白川	熊本県	立野ダム、黒川遊水池群	代継橋	3,400	1/150	3,000	2,300	1/20~1/30洪水	2,000	300	0.77	1990年	1,800	観測(上流氾濫あり)	
大分川	大分県	大分川ダム、(芹川ダム)	府内大橋	5,700	1/100	5,000	5,300	1/70洪水	4,900	400	1.06	1993年	4,267	観測+ダム調節	
川内川	鹿児島県等	鶴田ダム改造	川内	9,000	1/100	7,000	8,400	戦後最大	6,000	2,400	1.20	2006年	8,400	観測+氾濫戻し+ダム調節	
雄物川 (整備計画素案)	秋田県	成瀬ダム、(皆瀬ダム、玉川ダム、鍾畑ダム)	椿川	9,800	1/150	8,700	7,100	昭和19年洪水	6,800	300	0.82	1944年	6,440	氾濫戻しの推定値	

河川行政・水行政の制度改革の必要性

地下水行政のあり方を根本から変える。

地下水を「公水」として位置づけて、科学的見地から地下水の合理的な利用と涵養を進める。

(ダム事業推進のための水道用地下水削減計画を見直す。)

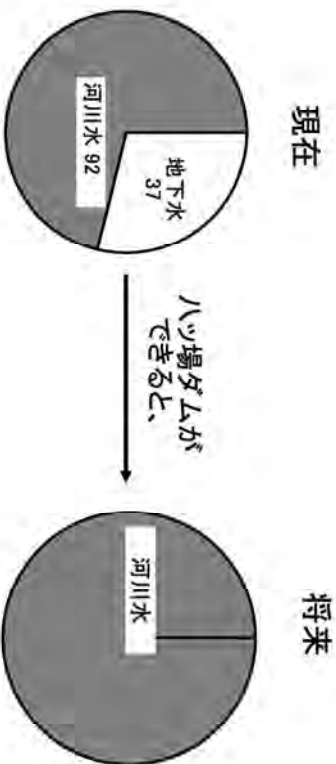
水利権許可制度を民主的・合理的なものに変える。

「河川からの新規の取水を求めるものはダム計画への参加が必要としてきた」現行の水利権許可制度、ダム建設推進の手段となってきた非合理的な水利権許可制度を民主的・合理的なものに変革する。

1

東京都水道局の地下水全面転換計画

多摩地域の水道水源の今後

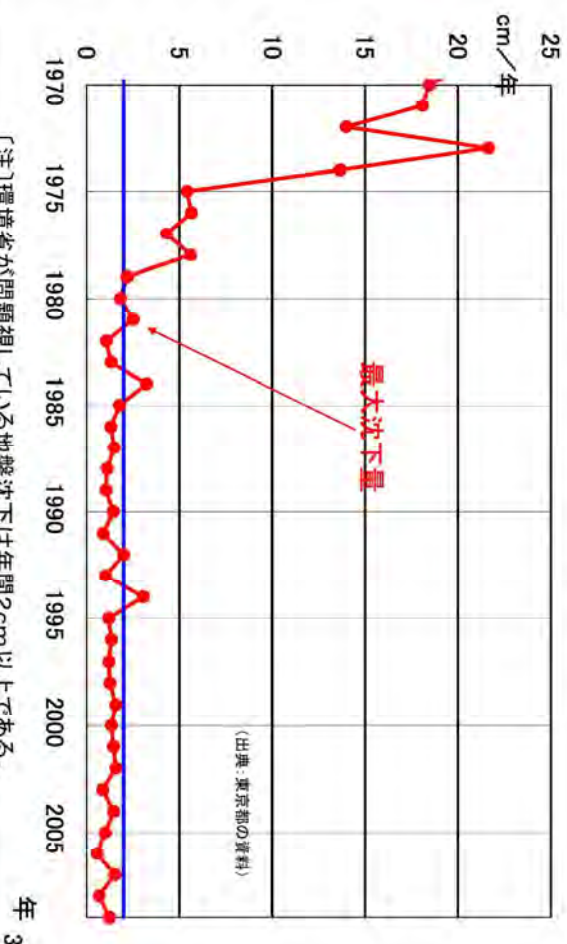


数字は2004年度の平均水量(万m³/日)

地下水を全面削減する理由は地盤沈下対策であるか?

2

東京都内の最大沈下量の推移 —沈静化した都内の地盤沈下—



[注] 環境省が問題視している地盤沈下は年間2cm以上である。

3

地盤沈下対策として

水道用地下水の削減計画が策定された。

→ ダム計画への参加で代替水源を確保



地下水揚水規制の効果(工場用地下水等の削減)

→ 地盤沈下は沈静化



ダム計画の理由付けのために

水道用地下水の削減計画は存続

4

地下水ビジネス

安い地下水に切り替え企業続出 神戸市大幅減収

(神戸新聞 2010年5月11日)

経費節減対策の一環で、公営水道から地下水へ切り替える企業などが増えている。神戸市水道局は20施設で地下水の導入を確認、減収は年間約4億5千万円(125万トン相当)に上るといふ。全国的にも公営水道離れは広がっているが、減収が進めば水道施設の維持管理などへの影響も危ぶまれ、料金の割引制度を取り入れるなど自治体はつなぎ留めに躍起だ。



ホテル棟に設置されている地下水のろ過設備＝神戸市中央区、ホテルサンルートホテル神戸

5

地下水行政の現状

- 地盤沈下が沈静化しているにもかかわらず、ダム計画推進のために水道用地下水の削減が計画されている。
- 地下水規制が及ばないところでは、地下水ビジネスによる民間の地下水利用が進んでいる。
(地下水は「私水」(土地の所有権が地下まで及ぶ))

これからの地下水行政のあり方

地下水を「公水」として位置づけ、科学的見地から地下水の合理的な利用と涵養を進める。

5

河川の水利権許可制度

河川からの新規の取水を求めるものはダム計画への参加が必要。

ダムができるまでは、暫定水利権を許可。

河川管理者の考え方

河川の渇水時の流量の一部は既得水利権として使われ、残りは河川維持用水として必要なものである。河川からの新たな取水を求めるものは新規のダム計画に参画して、水利権を得ることが必要。

7

ハツ場ダムを例にとって

暫定水利権の問題を考える。

ほとんどは埼玉、群馬県水道等の農業用水転用水利権

かんがい期 (夏期) 4～9月	非かんがい期 (冬期) 10～3月
農業用水転用水利権	ハツ場ダムへの参加で 冬期の水利権を確保 現在は暫定水利権で対応

安定水利権にするために、
ハツ場ダムが本当に必要なのか？

8

埼玉県と群馬県の農業用水転用水利権

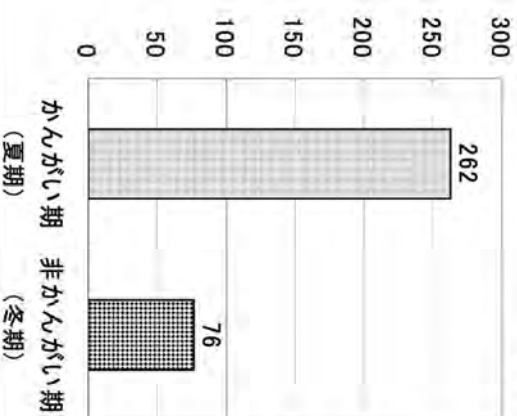
	転用水利権 (万m ³ /日)	転用年	取水実績
埼玉県水道	農水合理化一 次	1972年	38年
	農水合理化二 次	1987年	23年
	埼玉合口 二期	1995年	15年
群馬県水道、 工業用水道	利根中央 事業	2002年	8年
	広桃用水 転用	1996年	14年

冬期も、長年の取水実績があつて、支障をきたしたことがない。

(出典:埼玉県と群馬県の資料)

利根川の冬期(非かんがい期)の水利権量は 夏期(かんがい期)の3割弱

利根川本川と江戸川の水利権
(出典:国交省の資料)



冬期は水利用の面で
余裕があるので、農業
用水転用水利権による
冬期の取水が可能。

埼玉、群馬県水道等の農業用水転用水利権

かんがい期 (夏期) 4~9月	非かんがい期 (冬期) 10~3月
農業用水転用水利権	現在は暫定水利権

ハツ場ダムがなくても、実態に合わせ
て安定水利権にすることが可能

国交省の水利権許可制度の問題

水利権許可権者＝ダム事業者であることに基本的な問題がある。
ダム建設推進の手段として水利権許可制度が使われている。

水利権許可制度の民主化、合理化を！

- 昭和39年の河川法改正で水利権の許可権限を掌握した建設省(現・国交省)はその許可権限をダム建設推進の手段に使うようになった。
- 河川水は「公水」とされているが、実態は河川官僚が取り仕切る「官」の水。
- ダム建設推進の手段となってきた非合理的な水利権許可制度を民主的・合理的なものに変えることが必要。

ダム中止後の生活再建・地域振興法の制定を！

長年、ダム事業の犠牲となってきた人々の真の生活再建、地域再生を実現するためには、ダム計画中止後に、ダム予定地の生活再建の推進を可能にする法律の制定が急務である。

ダム中止後の地域振興・生活再建の計画は地元住民の意向に基づいてつくられなければならない。
地元住民の合意形成を保障する法律の制定を！

昨年9月時点では今年の通常国会にダム中止後の生活再建支援法案が提出される話であったが、その後、来年の通常国会という話に変わり、それも川辺川ダムをモデルとした法案ということになっている。

ダム中止補償(新法)

国交相表明 年明け国会提出

他^①の公共事業に適用も

国土交通省は、川辺川ダム中止に伴う生活再建支援法案を、来年の通常国会に提出する方針を明らかにした。この法案は、ダム中止後の生活再建支援に特化した法律で、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを定める。また、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを定める。また、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを定める。

政策交代 11日

国土交通省は、川辺川ダム中止に伴う生活再建支援法案を、来年の通常国会に提出する方針を明らかにした。この法案は、ダム中止後の生活再建支援に特化した法律で、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを定める。また、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを定める。

ハツ場ダムの予定地は宙ぶらりんの状態におかれたままになっている。

「ハツ場」中止表明から半年

生活再建先見せず

「1画から続く」川辺川ダム中止表明から半年が経過したが、予定地の生活再建は先見せず、宙ぶらりんの状態におかれている。地元住民は、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを求める。また、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを求める。

老舗旅館も閉鎖 「もう待てない」

川辺川ダム中止表明から半年が経過したが、予定地の生活再建は先見せず、宙ぶらりんの状態におかれている。地元住民は、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを求める。また、生活再建支援基金の創設や、生活再建支援事業の推進などを求める。

ダム予定地で必要とされていること(1)

家屋等の建て替え費用の負担

ダム中止後、ただちに行われると想定される水没予定地住民の家屋等の建て替え、改築費用を全額あるいは一部負担すること

多くの住民は一般に比較して著しく老朽化した家屋等での暮らし、営業を続けざるをえず、数十年にわたり不便な生活を余儀なくされてきた。これらの犠牲に対して、家屋等の建て替え費用を負担するなどの補償措置を講じる必要がある。

(「ハツ場あしたの会」主催のシンポジウムの資料より)

ダム予定地で必要とされていること(2)

水没予定地における国有地の分譲

ダム中止後、不要となった当該地域の国有地を元の地権者が買い戻す場合、また地域住民が新たに購入する場合、低価格での払い下げなどの優遇措置を講じること

代替地造成の大幅な遅れにより、地元に残る予定地が多くなる住民は、水没予定地での生活維持が困難となって転出を余儀なくされた。これらの経緯を踏まえ、国が転出者、残存住民に優遇措置を講じることが、地域再構築を図る上で必要なことである。

5

ダム予定地で必要とされていること(3)

生活補償

補償金未取得の住民に対して直接の補償措置を講じること

ダム事業により、地域の基幹産業である観光業、農業などの発展が阻害され、収入が年々減少している世帯も少なくない。特に低所得世帯では、補償金を担保とした借り入れが生活を支えているケースもあることから、その生活保障を講じなければダム中止が住民の生活破綻の引き金となる可能性が高く、直接補償の支給が是非とも必要である。

6

ダム予定地で必要とされていること(4)

地域の基幹産業を再生させるための支援プログラム作り

地域住民の自助努力を促す意味で、年限を決め、当該地域の基幹産業を再生させるための支援プログラムを行うための措置を講じること。

温泉観光業は全水没を予定された温泉街の衰退により活気を失っている。また、農業においても、ダム計画により将来的な見通しが立たない状況が長期間続いたために、実態は産業としての機能を殆ど果たしていない。持続可能な地域づくりを可能とする支援プログラムにより、地域産業の基盤を再構築する必要がある。

ハツ場ダム予定地でも「水没から再生へ」を！

鳥取県の中部ダムの場合

水没から再生へのアプローチ

「中止になったダム」そして地域は、行政は、



住宅改修に着手



公民館敷地造成



水没復興推進委員会

8

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧〔直轄・水資源機構ダム〕

検証対象ダム

(共同費 = 国費 + 地方負担)

事業主体	事業名	施設名	平成21年度 当初予算 (百万円)		平成22年度 当初予算 (百万円)		完成予定年度	平成21年度の 進捗段階
			共同費	国費	共同費	国費		
北海道開発局	幾蕃別川総合開発	新桂沢ダム	5,444	4,505	2,405	2,028	H27	転流工工事
		三笠ぼんべつダム						転流工工事
北海道開発局	沙流川総合開発	平取ダム	2,100	1,764	399	355	H28	生活再建工事
北海道開発局	サンルダム	サンルダム	2,370	1,998	1,166	1,012	H25	生活再建工事
東北地整	成瀬ダム	成瀬ダム	2,290	1,850	2,726	2,294	H29	転流工工事
関東地整	霞ヶ浦導水	霞ヶ浦導水	920	644	650	600	H27	(工事中)
関東地整	ハツ場ダム	ハツ場ダム	22,500	8,559	15,450	6,373	H27	転流工工事
北陸地整	利賀ダム	利賀ダム	2,212	1,538	1,875	1,477	H34	生活再建工事
中部地整	新丸山ダム	新丸山ダム	2,225	1,539	930	827	H28	生活再建工事
中部地整	設楽ダム	設楽ダム	1,990	1,224	2,766	1,888	H32	生活再建工事
近畿地整	足羽川ダム	足羽川ダム	1,314	966	701	601	H45	調査・地元説明
近畿地整	大戸川ダム	大戸川ダム	500	350	773	663	H13	生活再建工事
四国地整	中筋川総合開発	横瀬川ダム	1,711	1,479	844	798	H27	転流工工事
四国地整	山鳥坂ダム	山鳥坂ダム	1,244	914	558	464	H35	調査・地元説明
九州地整	大分川ダム	大分川ダム	2,900	2,234	1,556	1,321	H29	転流工工事
九州地整	川辺川ダム	川辺川ダム	2,100	1,484	1,650	1,383	H20	生活再建段階
九州地整	立野ダム	立野ダム	553	418	418	390	H32	生活再建工事
九州地整	本明川ダム	本明川ダム	349	291	253	240	H32	調査・地元説明
水資源機構	思川開発	思川開発	9,500	5,674	4,044	2,385	H27	転流工工事
水資源機構	川上ダム	川上ダム	3,800	2,657	1,700	1,416	H16	転流工工事
水資源機構	丹生ダム	丹生ダム	620	237	360	182	H22	生活再建工事
水資源機構	小石原川ダム	小石原川ダム	8,200	5,223	2,800	1,993	H27	生活再建工事
水資源機構	木曾川水系連絡導水路	木曾川水系連絡導水路	1,800	825	500	301	H27	(調査中)
東北地整	鳴瀬川総合開発	鳴瀬川総合開発	155	109	155	151	-	調査・地元説明
東北地整	鳥海ダム	鳥海ダム	330	275	290	283	-	調査・地元説明
関東地整	荒川上流ダム再開発	荒川上流ダム再開発	28	19	11	10	-	調査・地元説明
関東地整	吾妻川上流総合開発	吾妻川上流総合開発	100	70	55	49	-	調査・地元説明
関東地整	利根川上流ダム群再編	利根川上流ダム群再編	200	140	80	72	-	調査・地元説明
九州地整	筑後川水系ダム群連携	筑後川水系ダム群連携	150	111	73	61	-	調査・地元説明
九州地整	城原川ダム	城原川ダム	255	194	95	80	-	調査・地元説明
九州地整	七滝ダム	七滝ダム	17	13	17	14	-	調査・地元説明

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧〔直轄・水資源機構ダム〕

本体工事着手

〔予算が一体になっている、「調査・地元説明段階にあるもの」を含む〕

（共同費 = 国費 + 地方負担）

事業主体	事業名	施設名	平成21年度 当初予算 (百万円)		平成22年度 当初予算 (百万円)		完成予定年度	平成21年度の 進捗段階
			共同費	国費	共同費	国費		
北海道開発局	夕張シューバロダム	夕張シューバロダム	5,450	4,633	7,698	6,589	H24	本体工事
東北地整	津軽ダム	津軽ダム	6,010	4,777	10,177	8,195	H28	本体工事
東北地整	胆沢ダム	胆沢ダム	22,837	17,283	18,494	14,182	H25	本体工事
東北地整	森吉山ダム	森吉山ダム	3,150	2,570	1,971	1,708	H23	本体工事
東北地整	長井ダム	長井ダム	12,107	9,205	2,416	1,964	H22	本体工事
関東地整	湯西川ダム	湯西川ダム	15,600	8,406	21,937	12,000	H23	本体工事
近畿地整	大滝ダム	大滝ダム	5,254	3,360	3,791	2,524	H24	本体工事
中国地整	殿ダム	殿ダム	8,455	6,885	13,913	11,420	H23	本体工事
中国地整	尾原ダム	尾原ダム	10,360	8,612	13,008	10,892	H22	本体工事
中国地整	志津見ダム	志津見ダム	4,371	3,809	3,086	2,732	H22	本体工事
九州地整	嘉瀬川ダム	嘉瀬川ダム	16,798	12,884	11,548	9,033	H23	本体工事
沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発	億首ダム	5,418	3,538	6,110	4,006	H23	本体工事
沖縄総合事務局	沖縄北西部河川総合開発	大保ダム	1,052	397	255	169	H26	本体工事
		奥間ダム						調査・地元説明
水資源機構	大山ダム	大山ダム	9,300	4,101	10,000	4,631	H24	本体工事
水資源機構	滝沢ダム	滝沢ダム	2,200	842	4,098	1,648	H22	本体工事

既存施設の機能増強

〔予算が一体になっている、「調査・地元説明段階にあるもの」を含む〕

（共同費 = 国費 + 地方負担）

事業主体	事業名	施設名	平成21年度 当初予算 (百万円)		平成22年度 当初予算 (百万円)		完成予定年度	平成21年度の 進捗段階
			共同費	国費	共同費	国費		
中部地整	横山ダム再開発	横山ダム再開発	2,000	1,421	1,244	930	H22	既存施設の機能増強
九州地整	鶴田ダム再開発	鶴田ダム再開発	1,006	824	3,220	2,716	H27	既存施設の機能増強
水資源機構	武蔵水路改築	武蔵水路改築	1,550	484	4,200	1,447	H27	既存施設の機能増強
四国地整	長安ロダム改造	長安ロダム改造	1,011	786	1,417	877	H27	既存施設の機能増強
四国地整	鹿野川ダム改造	鹿野川ダム改造	1,640	1,180	1,609	1,211	H27	既存施設の機能増強
近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	天ヶ瀬ダム再開発	135	84	351	233	H13	既存施設の機能増強
中部地整	三峰川総合開発	美和ダム再開	555	383	368	326	H13	既存施設の機能増強
		戸草ダム						調査・地元説明
中部地整	天竜川ダム再編	天竜川ダム再編	965	676	956	716	H33	既存施設の機能増強

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【補助ダム】

検証要請対象ダム

(予算は共同費(国費+地方負担)を示す。)

事業主体	事業名	施設名	平成21年度 当初予算 (百万円)	平成22年度 当初予算 (百万円)	完成予定年度	平成21年度の 進捗段階
北海道	厚幌ダム	厚幌ダム	315	265	H28	生活再建工事
青森県	駒込ダム	駒込ダム	469	132	H30	生活再建工事
青森県	奥戸生活貯水池	奥戸生活貯水池	?	98	H28	生活再建工事
岩手県	築川ダム	築川ダム	1,200	1,095	H28	生活再建工事
岩手県	津付ダム	津付ダム	850	520	H29	生活再建工事
宮城県	筒砂子ダム	筒砂子ダム	50	33	未定(H45)	調査・地元説明
山形県	最上小国川ダム	最上小国川ダム	240	204	H27	調査・地元説明
群馬県	倉淵ダム	倉淵ダム	0	0	未定	生活再建工事
群馬県	増田川ダム	増田川ダム	37	20	H25	調査・地元説明
千葉県	大多喜ダム	大多喜ダム	0	0	未定	生活再建工事
新潟県	儀明川ダム	儀明川ダム	40	39	H30年代	生活再建工事
新潟県	常浪川ダム	常浪川ダム	40	39	H23	生活再建工事
新潟県	新保川生活貯水池再開発	新保川ダム再開発	?	?	H30年代	用地買収
新潟県	晒川生活貯水池	晒川生活貯水池	?	20	H26	生活再建工事
長野県	角間ダム	角間ダム	0	0	未定	調査・地元説明
長野県	黒沢生活貯水池	黒沢生活貯水池	?	0	未定	調査・地元説明
長野県	駒沢生活貯水池	駒沢生活貯水池	?	0	未定	調査・地元説明
岐阜県	大島ダム	大島ダム	40	0	H30	用地買収
岐阜県	内ヶ谷ダム	内ヶ谷ダム	140	99	H31	生活再建工事
岐阜県	水無瀬生活貯水池	水無瀬生活貯水池	?	0	未定	調査・地元説明
静岡県	布沢川生活貯水池	布沢川生活貯水池	?	99	H28	生活再建工事
三重県	鳥羽河内ダム	鳥羽河内ダム	100	34	H30	調査・地元説明
福井県	河内川ダム	河内川ダム	1,084	457	H29	生活再建工事
福井県	吉野瀬川ダム	吉野瀬川ダム	450	310	H30	生活再建工事
滋賀県	北川ダム	北川ダム	73	37	H25	生活再建工事
大阪府	安威川ダム	安威川ダム	6,700	5,750	H28	生活再建工事
兵庫県	金出地ダム	金出地ダム	334	247	H24	生活再建工事
兵庫県	武庫川ダム	武庫川ダム	0	0	未定	調査・地元説明
兵庫県	西紀生活貯水池	西紀生活貯水池	?	43	H25	生活再建工事
和歌山県	切目川ダム	切目川ダム	1,683	1,400	H26	生活再建工事
島根県	波積ダム	波積ダム	560	346	H31	生活再建工事
岡山県	大谷川生活貯水池	大谷川生活貯水池	?	48	H26	生活再建工事
広島県	庄原生活貯水池	庄原生活貯水池	?	342	H24	生活再建工事
山口県	平瀬ダム	平瀬ダム	2,789	1,044	H26	転流工工事
山口県	大河内川ダム	大河内川ダム	247	145	H23	生活再建工事
徳島県	柴川生活貯水池	柴川生活貯水池	?	48	H23	生活再建工事
香川県	椋川ダム	椋川ダム	294	290	H29	生活再建工事
香川県	五名ダム再開発	五名ダム再開発	40	20	未定	調査・地元説明
香川県	綾川ダム群	長柄ダム再開発	40	20	H38	調査・地元説明
高知県	和食ダム	和食ダム	304	280	H20年代半ば	生活再建工事
高知県	泰通生活貯水池	泰通生活貯水池	?	20	H27	生活再建工事
福岡県	五ヶ山ダム	五ヶ山ダム	3,857	4,994	H29	生活再建工事
福岡県	伊良原ダム	伊良原ダム	4,599	5,851	H29	生活再建工事
長崎県	石木ダム	石木ダム	277	300	H28	生活再建工事
熊本県	五木ダム	五木ダム	40	39	H26	転流工工事
青森県	大和沢ダム	大和沢ダム	20	20	未定	調査・地元説明
宮城県	川内沢ダム	川内沢ダム	0	0	未定	調査・地元説明
島根県	矢原川ダム	矢原川ダム	100	50	未定	調査・地元説明
山口県	木屋川ダム再開発	木屋川ダム再開発	40	20	未定	調査・地元説明
佐賀県	有田川総合	有田川総合	0	0	未定	調査・地元説明

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【補助ダム】

(予算は共同費(国費+地方負担)を示す。)

本体工事着工

[予算が一体になっている「既存施設の機能増強」、「調査・地元説明段階にあるもの」を含む]

事業主体	事業名	施設名	平成21年度 当初予算 (百万円)	平成22年度 当初予算 (百万円)	完成予定年度	平成21年度の 進捗段階
北海道	徳富ダム	徳富ダム	1,537	1,731	H22	本体工事
北海道	当別ダム	当別ダム	5,340	8,739	H24	本体工事
岩手県	遠野第二生活貯水池	遠野第二生活貯水池	?	427	H22	本体工事
宮城県	長沼ダム	長沼ダム	3,603	2,680	H24	本体工事
宮城県	弘川生活貯水池	弘川生活貯水池	?	1,075	H24	本体工事
秋田県	砂子沢ダム	砂子沢ダム	1,950	113	H22	本体工事
山形県	留山川生活貯水池	留山川生活貯水池	?	1,140	H23	本体工事
新潟県	広神ダム	広神ダム	2,094	494	H22	本体工事
新潟県	奥胎内ダム	奥胎内ダム	696	1,765	H25	本体工事
		胎内川ダム再開発				既存施設の機能増強
新潟県	鶴川ダム	鶴川ダム	500	638	H29	本体工事
富山県	舟川生活貯水池	舟川生活貯水池	?	1,444	H24	本体工事
石川県	辰巳ダム	辰巳ダム	2,800	2,980	H24	本体工事
石川県	北河内ダム	北河内ダム	1,392	301	H22	本体工事
岐阜県	丹生川ダム	丹生川ダム	2,191	2,380	H24	本体工事
福井県	大津呂生活貯水池	大津呂生活貯水池	?	1,860	H23	本体工事
京都府	畑川ダム	畑川ダム	212	480	H24	本体工事
大阪府	横尾川ダム	横尾川ダム	1,092	1,052	H27	本体工事
奈良県	大門生活貯水池	大門生活貯水池	?	1,182	H24	本体工事
島根県	浜田川総合	第二浜田ダム	2,100	2,225	H28	本体工事
		浜田ダム再開発				既存施設の機能増強
広島県	仁賀ダム	仁賀ダム	1,750	1,223	H23	本体工事
山口県	黒杭川上流生活貯水池	黒杭川上流生活貯水池	?	430	H23	本体工事
		黒杭川ダム再開発				既存施設の機能増強
佐賀県	井手口川ダム	井手口川ダム	2,455	2,175	H23	本体工事
長崎県	長崎水害緊急	本河内ダム	1,440	1,580	H28	本体工事
		浦上ダム			H28	調査・地元説明
大分県	竹田水害緊急	稲葉ダム	3,787	1,807	H29	本体工事
		玉来ダム				調査・地元説明
鹿児島県	西之谷ダム	西之谷ダム	900	1,508	H24	本体工事
沖縄県	儀間川総合	儀間ダム	1,356	1,362	H26	本体工事
		タイ原ダム			H26	用地買収

本体工事駆け込み契約

(予算は共同費(国費+地方負担)を示す。)

事業主体	事業名	施設名	平成21年度 当初予算 (百万円)	平成22年度 当初予算 (百万円)	完成予定年度	平成21年度の 進捗段階
長野県	浅川ダム	浅川ダム	1,700	2,490	H28	転流工工事
兵庫県	与布土生活貯水池	与布土生活貯水池	?	1,681	H25	生活再建工事
広島県	野関川生活貯水池	野関川生活貯水池	?	795	H24	生活再建工事
香川県	内海ダム再開発	内海ダム再開発	790	3,263	H25	生活再建工事
熊本県	路木ダム	路木ダム	580	828	H25	生活再建工事

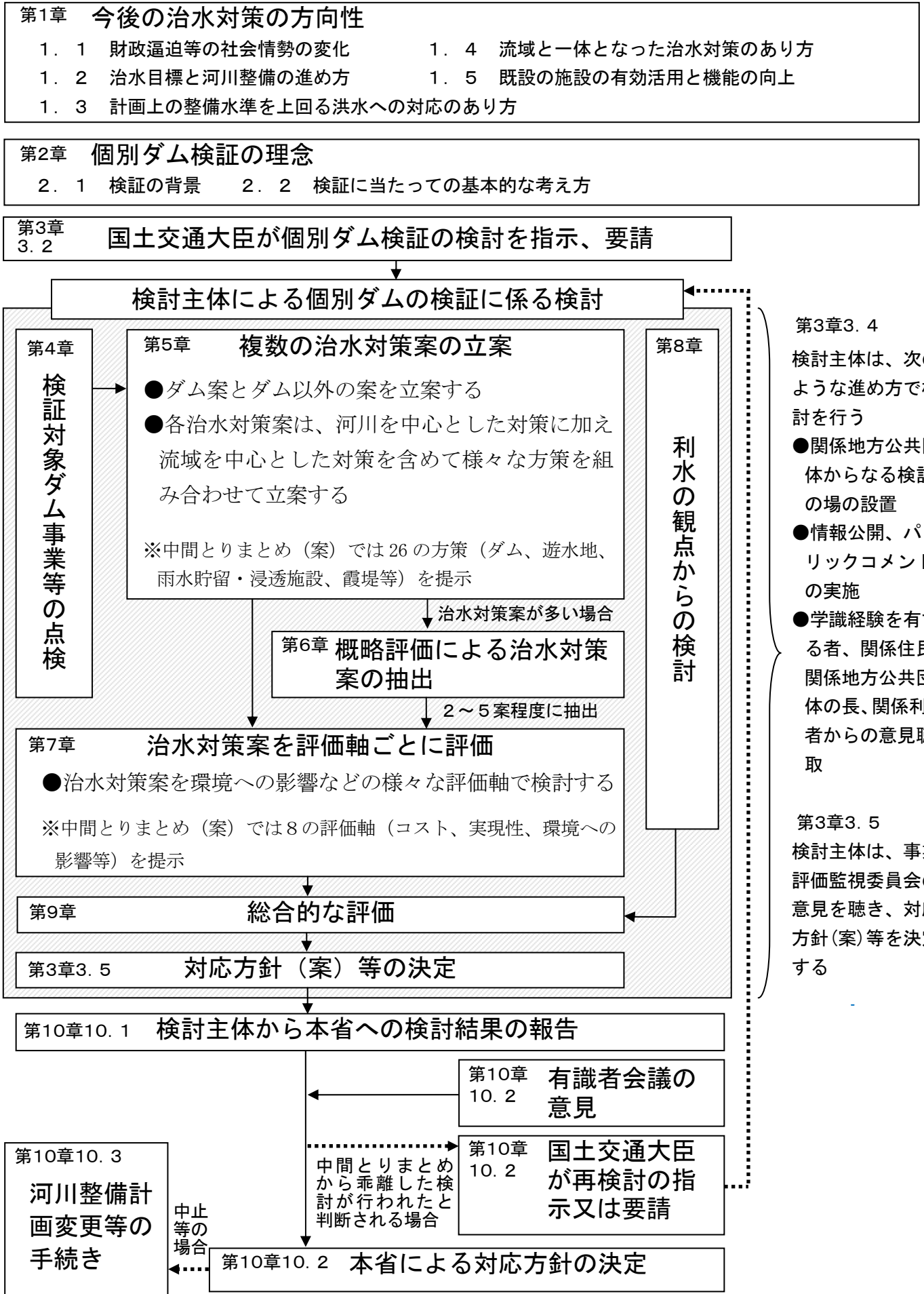
既存施設の機能増強

(予算は共同費(国費+地方負担)を示す。)

事業主体	事業名	施設名	平成21年度 当初予算 (百万円)	平成22年度 当初予算 (百万円)	完成予定年度	平成21年度の 進捗段階
福島県	千五沢ダム再開発	千五沢ダム再開発	40	105	H32	既存施設の機能増強
長野県	松川生活貯水池再開発	松川ダム再開発	?	388	H23	既存施設の機能増強

**事業実施中の農林水産省所管ダム事業一覧
(国営かんがい排水事業)**

所在地	ダム名	有効貯水容量 (万m3)	完成予定年度	平成21年度の 進捗段階	備考
北海道	夕張シューパロダム	36,700	H24	本体工事	国交省との共同事業
北海道	徳富ダム	3,340	H23	本体工事	北海道等との共同事業
北海道	東郷ダム	430	未定	改修工法検討中	---
茨城県	御前山ダム	650	H25	本体工事	---
新潟県	外山ダム	225	H24	本体工事	---
新潟県	市野新田ダム	160	H25	準備工事 (工事用道路)	---
愛媛県	志河川ダム	95.5	H22	試験湛水	---
熊本県	大蘇ダム	389	未定	試験湛水	---
宮崎県	切原ダム	190	H23	本体工事	---
宮崎県	浜ノ瀬ダム	750	H25	本体工事	---
鹿児島県	谷川内ダム	192	H23	本体工事	---
鹿児島県	荒瀬ダム	220	H24	本体工事	---
鹿児島県	徳之島ダム	770	H23	本体工事	---



2010・7・16

社説

国土交通省の有識者会議が、全国の個別ダム事業検証の判断基準案をまとめた。ダム以外の治水に二十五の手法を示し、評価できる点はあるが、検証、検討を事業者に委ねるなど問題も少なくない。

脱ダム治水対策

「今後の治水対策のあり方に關する有識者会議」の基準案は、まず遊水地整備、河道掘削、決壊し難い堤防、雨水貯留施設、森林保全、土地利用規制などダム以外の二十五の治水手法を示す。その上で検証対象ダムを含む対策とダム以外の方法による案を作り、比較検討を求め、評価は被害軽減の効果、コストと実現性、地域や環境への影響などの視点で行う。ダム以外の具体的な治水対策や、評価の考え方を明示したのは前進である。有識者会議の進め方も、討議のテーマや資料作成に委員が積極的にかかわった。この種の会議にあらがちな事務局(国交省)任せを

公正な結論が出せるか

県に要請する。事業者自身に事業の検証を求めることになり、果たして公正、客観的な検証結果が得られるか。とくに補助ダムは、初めから事業の妥当性を主張する首長が多いために、危惧の念を覚える。検証の過程では、検討の場の公開をはじめ各種情報の公開、主要な段階でのパブリックコメント、直轄の八ッ場ダム(群馬県)、設楽ダム(愛知県)は本体工事に入らず、橋の建設や移転住民の生活再建地調査・取得などを実施しているのみである。ダム事業中止にせよ、建設推進にせよ、中途半端な状態が長引けば、影響は水没などで移転すべき住民にしわ寄せされる。検証に手抜きや安易な結論は許されないが、関係住民をいつまでも振り回すべきではない。

ダム検証

ダム以外の治水方法と比較して、このままダム事業を続けるべきかどうか、検証し直す。国土交通省の有識者会議がそんな提言を発表した。

できるだけダムに頼らない治水をめざすと宣言。集落を堤で輪のように囲む輪中堤の復活や、川沿いの土地利用規制、堤防の強化など、25もの代替案を例示している。県営ダムを含め、84の事業を対象にする。

ダムは一時期まで脚光を浴びた。しかし、環境に大きな負荷がかかることが問題視されるようになり、適地も減った。地元の説得に長い時間がかかり、事業費も膨れ上がった。情性を排して見直す意義は大きい。

だが、この検証が期待通りの成果を出せるかどうか、懸念がある。提言によると、検証は事業主体が行う。国交省の先機関の地方整備局または水資源機構の支社、県営ダムは県が主体になり、関係自治体など検証

見直しは市民参加で

できる体制を整えてほしい。

欠かせないのは、第三者の市民が議論にかかわる仕組みだ。公募の市民委員らが議論した淀川水系流域委員会は傍聴者にも発言を許し、社会の関心を高め、河川政策見直しのうねりを作った。賛否両論が激突し、緊張感ある検証をしてこそ結果は信用を得る。

前原国交相が約束したままになっていて、ダム中止後の地元の生活再建策の具体化も急いでもらいたい。生活の展望が描けないため、水没地域の多くの住民がダム推進の先頭に立たざるを得ない現状は、あまりに不合理だ。

事業中止を議論する以上、事業費の一部を負担してきた自治体への資金返還ルールも確立するべきだ。事業続行とどちらが得か、自治体が判断できるようにするためだ。

公共事業見直しは1990年代の長良川河口堰以来、議論が続く。中途半端な検証では、問題はさらに長引く。

事業者自ら必要判断

中間提言を検証

ダム有識者会議

「脱ダム」に向けた検証手続きが「建設推進のお墨付き」に? 国土交通省の有識者会議が十二日まとめた提言の判断基準案は、そんな懸念を抱かせる内容だ。全国八十四事業を見直し対象に今後、ダム以外の治水対策を立案し、安全度やコスト面と比較検討する。だが、第三者機関であるべき検証主体は地方整備局や道府県とダムの推進母体で、「市民排除」もみえる。これで本当に必要なダムは止まるのか。

(篠ヶ瀬祐司、加藤裕治、秦淳哉)



ダム事業を検証する有識者会議であいさつする前原国交相=13日午後、国交省で

さいたま地裁で十四 かれた。日、ハツ場ダム(群馬県)「事業者が自ら必要性長野原町)事業への負担を判断するなんて、どう金支出差し止め訴訟の判 みてもおかしい」決公判があり、原告住民 「ハツ場ダムをストップの敗訴後に市民集会所が開 プさせる埼玉の会」代表

た。「できるだけダムに 開発問題全国連絡会の嶋 頼らない治水」の在り方 津暉之共同代表はあきれ なく、住民の意見が尊重 を検討し、その判断基準 ながら、ハツ場ダムを引 き合いに説明する。

の藤永知子さん(五)もが、 有識者会議の提言に怒り の声を上げると、多くの 参加者がうなずいた。

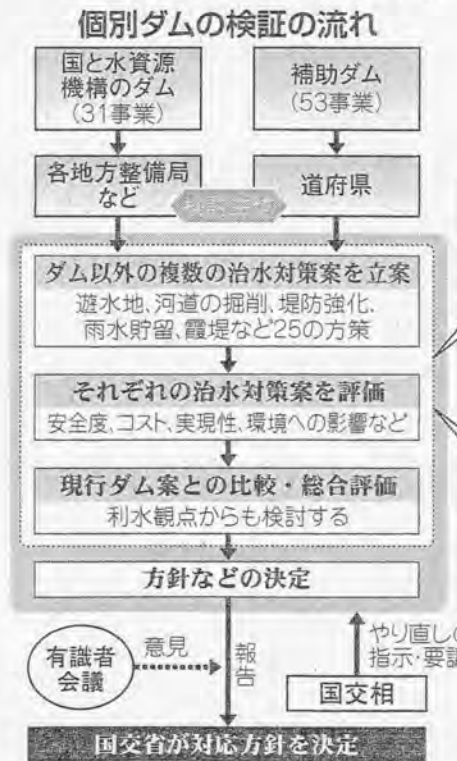
会場にいた茨城県取手 市の神原礼二さん(六)も 「これではお手盛りの判 断がなされてしまう。提 言を出した」専門家は、 行政に取り込まれてしま ったのか」と憤った。

前日の十三日、有識者 会議(座長・中川博次京 都大名誉教授)は前原誠 司国交相に提言を手渡し しているのでは。水源 見を聞く」とあるだけ。

「建設の大合唱起きる」

関係地方公共団体 からなる検討の場

学者、関係住民、市町 村長らから意見聴取



「多くの住民情報を共有 でき、発想が変わった」 だが有識者会議は「非 公開」。宮本氏は意見を 求められたが断ったとい う。「そんな所で従来の 方針から抜け出せるはず がないから。治水を考え るには、国の姿や住民の 命をどう考えるかという こと。それが密室で話し 合われたことが残念だ」

ちろ特報部

「コスト安」で推進に?

個別事業の検証で、仮にダムの中止を決めたとしても、新たな治水対策を講じることが前提だ。

例えば、堤防のかさ上げや遊水地、道路を堤防並みにかさ上げる二線堤など二十五の方法を提示した。これらを組み合わせた複数の代替案と、現行のダム案の安全度やコストなどを比較し、最終的に国交省がどの案がよいかを決める。

これに対し、藤原信宇都宮大名教授(森林計画学)は「従来のダムに代わる案ばかり。今さら八月もかけて議論して出すほどの内容ではない」と批判する。

治水の具体例には森林整備も盛り込まれたが、藤原氏は「(八ッ場ダム計画の契機となった戦後)カスリーン台風の洪水被害も森林荒廃が原因。今は森林整備が進んで保水力はあるが、別の地域でも同様に森林整備のほがより安く、治水効果もある。老朽化した

市民の意見は聞き置くだけ

「河川官僚、巻き返した」



ダムは将来、撤去しなげればならない。費用は莫大で産業廃棄物を処分する場所の確保も必要となる」と語る。さらにコストを最重視して選択を求めた点を問

符「になりかねない」ダム(金沢市)に反対する市民団体「ナギの会」代表の渡辺寛氏は「整備計画にある洪水時に川を流れる最大水量が過大に設定されている。ダムを造ろうと帳尻を合わせた

た。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。先の嶋津氏も「ダム計

画がある川では、計算式を使ってより大きな水量をばはき出している。今までも国や自治体は、ダムと代替案のコストを形の上で検討し、「ダムしかない」と建設を進めてきた。基になるデータを

見直さず、結論が変わるはずはない」と言う。ダム事業を真剣に見直すのなら、国の有識者会議といえども、一反対派も対等に議論できる第三者機関にすべきだった」との意見が少なくなかった。結局、提言の内容も後退するような内容になったのはなぜか。

嶋津氏は「河川官僚が巻き返した」とみる。有識者会議に出席し、意見を述べた時の印象から「会議のメンバーは、思

造ろうと帳尻を合わせた。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。

先の嶋津氏も「ダム計画がある川では、計算式を使ってより大きな水量をばはき出している。今までも国や自治体は、ダムと代替案のコストを形の上で検討し、「ダムしかない」と建設を進めてきた。基になるデータを

見直さず、結論が変わるはずはない」と言う。ダム事業を真剣に見直すのなら、国の有識者会議といえども、一反対派も対等に議論できる第三者機関にすべきだった」との意見が少なくなかった。結局、提言の内容も後退するような内容になったのはなぜか。

嶋津氏は「河川官僚が巻き返した」とみる。有識者会議に出席し、意見を述べた時の印象から「会議のメンバーは、思

ためた。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。先の嶋津氏も「ダム計画がある川では、計算式を使ってより大きな水量をばはき出している。今までも国や自治体は、ダムと代替案のコストを形の上で検討し、「ダムしかない」と建設を進めてきた。基になるデータを

「会議のメンバーは、思造ろうと帳尻を合わせた。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。

「会議のメンバーは、思造ろうと帳尻を合わせた。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。

「会議のメンバーは、思造ろうと帳尻を合わせた。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。

「会議のメンバーは、思造ろうと帳尻を合わせた。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。

「会議のメンバーは、思造ろうと帳尻を合わせた。建設前提でまとめた計画を基に検討すれば、ダム建設がコスト面でも有利になるに決まっている」と指摘する。

第 17 回水源連総会宣言（案）

2009年9月に発足した民主党を中心とした新政権は、「コンクリートから人へ」のスローガンを具現すべく政策として、川辺川ダムと八ッ場ダムの中止を明言するとともに、実施中の143ダム事業の検証を行うことを明らかにした。

しかし、川辺川ダムと八ッ場ダムの中止を明言したものの、中止後の生活再建支援策の検討が未だに着手されていない。宙ぶらりんの状態で放置されている現地住民の生活は危機に瀕している。

また、2009年度中に本体工事契約がされた事業、既設ダムの増強事業は検証対象から除外され、補助ダムについては「地方自治体への検証要請」にとどまり、補助金を交付する責任主体としての検証作業を国交大臣は放棄した。

国交大臣はダム検証の手順と基準をきめる「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を2009年12月3日に発足させた。しかし、この会議は非公開であること、河川行政に批判的な学識経験者が委員から排除されているなど、当初の目的である「ダム依存河川行政の方向転換」の流れに逆行するものであった。多くの国民がその改善を求めたが、国交大臣はかたくなに拒否した。

国交大臣は9月28日、有識者会議がまとめたダム検証の手順と基準に基づき、ダム検証の実施を各地方整備局長に指示するとともに、各道府県知事に要請した。その検証とは、ダム事業自らによるもので、実質的に住民参加を排除したものであるから、ほとんどのダム事業に対して中止どころか推進のお墨付きを与えることは目に見えている。

このような状況からダム中止を勝ち取るために、私たちは以下のことに取り組むことを宣言する。

- 1：ダム反対運動の勝利に向けて相互の連帯・支援をはかる。
- 2：ダム中止後の生活再建支援策策定に直ちに取り組むことを国に求める。
- 3：今回のダム事業検証方式を全面的に改め、第三者機関による住民参加を保証した評価方式に変えることを国に求める。
- 4：現在継続中のダムすべてを検証対象とすることを国に求める。
- 5：検証中はダム関連工事を原則として一時凍結することを国と道府県に求める。
- 6：補助ダムについては補助金交付の責任主体として国も検証を行うことを求める。
- 7：河川行政を官僚支配から国民の手のもとにするために世論形成をはかる。

2010年10月2日 第17回水源開発問題全国連絡会総会参加者一同